## 2 英国との関係

昭和12年9月9 Ħ 広田外務大臣宛(電話在英国吉田大使より 元(電報

1111

ぼした対日感情の悪化とその経済的影響につ L ) ユ | ーゲッ ・セン大使負傷事件が英国人心に及

き報告

口 ンドン 9 并 9 Ħ 1後発

本 省 9 并 10 H 山前着

第六五

時局 特筆ス シ處過般大使狙擊事件及其善後策ニ對スル我方態度ハ假令 實業界ハ今囘上 險 ル投資方面ノ將來性甚タシク不安トナリタル爲英國政 レハ上海事變發生以來英國カ現實ニ被ムル各方面 ノ念ヲ有シタルカ屢次事件不擴大ノ我方聲明モアリタル 室大ナルト且支那幣制改革ニ伴ヒ幾分有望好轉ヲ示 《カ本邦商社ニ及ホセル影響ニ付商務參事官ノ調査ニ依 キ程貿易金融方面 海ニ於ケル我方對支行動ニ對シ極 二何等直接 悪影響ヲ示サ メテ不満 ノ損害危 サ 府及 爲 ń 夕

如何ニ依リテハ右狀態ノ擴大ヲ憂慮スル者多ク大使狙擊事

金

新聞 肝要ナル貿易金融上ニ於ケル英國側態度ハ日英外交關係 易ノ前途大イニ悲觀セラルルノミナラス我國對外貿易上最 輸出 又我方ノ財政實力耐久性ヲ懸念シ我輸出 伏在スル對日感情 商社又ハ銀行ノ引受手形 前途不安ニ伴ヒ必スヤ變更ヲ來スニ至ルへ 履行ノ不確實性ヲ憂慮シ同時ニ爲替管理强化ニ基ク英國 見越シ之亦商談ヲ躊躇スル者少カラス尚又積出 斥等ノ如キ表立チタル行動ハナキモ自然日英商品先行不安 ナル不安ノ念ヲ懷カシムルニ至レル如シ素ヨリ特ニ邦貨排 ニテ尚又本邦公債低落浮動激シク擔保品トシテ價値ヲ失ヒ 二對シ本邦品輸出取引ニ對シテハ商談 融 上非 ノ支障モ自然本邦商品對英輸出 論調等 常 ハ努メテ沈默平靜ノ態度ヲ持スト 困 |難ヲ來シツツアリ今後日英外交關係發展 11 極メテ惡化シ日英外交關係 (ブ自由 [割引市場 阻 ヲ見送ル者多ク 1商品、 正 ク旣ニー 殆 ヲ 雖 ト杜絕 招ク等日英貿 ノ値段低落 期日及契約 ノ先行ニ大 般人心ニ 流本邦 ノ有様 品 ヲ

#### 英国との関係 2

溜

襘

對スル支那

浜

ノ攻撃ニ依リ起ツタト言フカ

H

本

滴 當當 ナ íν 解 決ヲ切望シツツア

í1

九

阈

條

約

違

反シテ

北支ニ於ケル

支那

)

主

權

7

叠

力

シ

"

ÉΠ "

吅 和 12年 10 Ħ (12)Ħ 広田外務大臣宛在英国吉田大使 (電型) 報

1112

# 十月九日の )日本政府声明を非難する英国

石

説報告

ン K

発

的

П

本 省 10 頁 12H 後着

紙 + **プ**ハ 殆ト之ヲ無視シ Н タイ -ムス」 , タ) 其 25 九 Н ノ帝 ^ 社説ニ於テ次ノ如ク論シテ 威 政 以府聲明 F 、揭ケタ後 <sub>居</sub> 他

特情

倫

≣敦第

岩

+:

號

ツア H 本 政 ĺ 府 一對シ國 彦 萌 民 バ  $\mathbb{H}$ ノ不安ヲ緩和セント 日本カ世界ニ於ケル友人ヲ急速ニ失ヒ -スル E ノテ條約違 反 ッ

11/

協調 斯 ル ĵν カ が共産 青 7 水ム 佐黛 ニ 當 買うサ ル旨並ニ本事 對シ假 ル 二轉嫁シ日本 ク 借ナキ戰ヲ爲シ來ツタ國民政府 ノ又戦闘 頻變 ハキヨウテキチンゼツヲシ 行為 ハ領土的野心ナク支那 條約 E 適法 5 íν Н 一對シ テ 本 / 居 重

/ 責任ヲ全部支那

ŀ

又同 或 7 一ノ大部 " タ日 ]日各紙 分 本 11 /١ 文那 、之ニ 其 承 行爲ヲ正當防 */*\ 最 服 後 セ ヌタラ 兵トナ 衞 夕 ル
定
戦 } ス ル フ 力 九 シト 咸 條約調 蔣

介

協定 制 /放送ヲ 限 ハ支那 ヲ 附 掲ケア 軍 セ # 隊 ĺ 自國領土内ニ於ケル  $\wedge$ 「タイ 、キ旨 ・ムス」 ノ支那側聲 寄稿 萌 ニテ郭泰祺 行動 カ右會 議 對シ何等永久 大使 議 事錄 停

記 # Ĺ 居 ル 治ヲ 指 摘 シテ居 וני

那 斯 供給停止 上 1 寄稿ニテ論シテ居 尙 が兵カ中 ||使用 海 モリ 1] Ξ 一於ケ ノンド ノ記事ハ最近各紙ニ掲載サレ來ツタカ 毒シタ旨(「クロニクル」、 一ノ有效性ヲ米國民ニ呼 ソン」ハ對米放送ニ於テ經濟制 ίν 日本軍 į ル 前 力 ノ大掛リ 駐 他方十日夜勞働黨有力者 H 大使 ナカ ハ 7掛ケ 經 瓦 濟 斯 夕 制 ラルド」、「エキスプ 使用 由 裁 裁 テア ブ必 反 結 + 對 ĺ 要就 果多數  $\exists$ ス ハル旨 H 本 1新聞 軍 中 1 毒 右 ジ支 バ 瓦 油 1 紙

explosive V ス 21 千 shells 五. 百 使 名 用 1 報 結 ス 果 妨 ナリ \_  $\vdash$  $\exists$ 說 本 明 官 シ 憲 夕 11 旨 之 ヲ ヲ 極 highly ノメテ

センセイショナ ĺ 報 シテ居

昭 112年 10 月 15 Ĥ 広田外務大臣宛(電報在英国吉田大使より

# 英国金融界の対日警戒感は必ずしも対日 i 悪感

談報告

情ではないなど香港上海銀行アディスの

嵵

卨

/١

殆ト支那官

憲

ノ檢閱ヲ受クル故ニ信ヲ置

クニ足ラスト

、點ニ關シテハ小官ヨリ上海ニ於ケル外國

局

者ニモ公平ナル事實

報

道ヲナス樣言ヒ置

ニキタ

(リ(此

П ン K 10 月 15 H 後発

呵

支那

本 省 10 月 16 日前着

財務官ヨリ大藏大臣

第七七二

號 極

祁

倫敦第五九號

昨十四 スル た意見ヲ探リ [日香港上 タル 一海銀行 處其 : Sir Charles Addis 二面會時 ブ個人的見解トシ テ逃 タ íν 启 談 二 關 話

要領左ノ如シ

一、最近英國ノ各銀行カ日本ニ對シ警戒シ種 ニ至レルハ全ク何レノ場合ニ於テモ戰時狀態トナレ 々 、對策ヲ講 ル ス 干 ル

二、宣傳ニ於テ支那 、用意アル措置ノミニシテ必シモ對日惡感情 、二對スル | ビジネス、 八巧妙 2日本ハ ポイント」 、拙劣ナ ヨリ ίν 故 ノスル 現 銀 地 ニアラス 行ト 方的

・シテ

ル

故ニ支拂不能トナラン

報道

二依リ判斷ヲ誤マラレサ

ッル爲此

プノ銀行

:ノ上海香港當

述  $\overline{\phantom{a}}$ タル處左樣 ノコトハ知ラサリシト驚キ 扂 タリ

、對支鐵 道借款ニ 付テハ依然トシテ無期 延期 狀態ナリ

ノ銀資金カ香港又ハ倫敦ニ預入セラル

ル

ハ

佛國

資

銀ヲ賣却スル必要モナカラン幣制問題殊ニ爲替維持ニ付 本ノ如キ安全地帶ヲ求メツツアル ノミ支那 ハ今日大量

テハ戰局カ餘リ永ク續カサル限リ 別ニ 困 難 ナ 力 ル シ

日支那ハ必スシモ多量ノ輸入ヲナサス國際貸借惡化

此

ノ點ニ關シテハ數日前大藏省 Waly

1 -會談

ノ際モ今

ジ徴

候ナキ故ニトテ同様ノ意見アリ

**=**(2) 、支那公債元利拂能否ニ付テハ關稅收入激減 スレ 元本償還 ハ利子ハ極力支拂フへ ハ近ク不能トナラン シ唯内國債 、モ戦局・ 力年內

ジカハ

金額モ大ナ

一終ル

ト假定

爲外國債

六、尙會談ノ終リニ臨ミ「アジス」ヨリ左記二 P ij (但シ小官ハ事外交ノ重大問題ナル故答 點二關 トスス シ言及

九箇國條約會議カ全ク impartial ニ招集セラレタ ル 場

通信員

#### 英国との関係

ク見受ケラル

合日 一本ハ參加 ス ル T

1局解決 ジノ案ト

(1)

支那

ノ滿洲國

承認

(11)  $(\square)$ 上海中立地帶設置 北支緩衝地帶 日本 (列國共同 'n (領土的野心ナカル ノ警察的管 ハヘキ故

如 キモノヲ日本政 の府ハ承知スヘキ

最後二小官ヨリ事件

羊

排

H

渾

動

Ë

1] スモノナレハ支那カ反省シ此 ^種々ナル解決案モ困難ナルヘシト述へ ノ發端ハ支那ノ根强 ノ根本的治療行 タル ハ 處 レ + ア ル 33 限 兆

ス」ハカヲ以 シト言へリ グテ押 セ 21 、押ス程排日ノ空氣ハ 解消シ難 力 iv

以上全ク私的會談 ノ結果ヲ御參考迄申上クル次第ニ付御 含

ヲ請

要スルニ最近小官 ノ英國大藏省及 「アジス」 等訪 問 結果

ノ精 得 直ニ意見ヲ交換シ吳レ !タル現在ノ印象ニ付テノミ申セハ相變ラス友好的 |神ヲ以テ支那問題ニ對シ善處センコトヲ望ムモ 日モ早ク事件解決シ再ヒ日 1英協調 三旦 如 室

> 昭和 12年 10 月29日 広田外務大臣宛(電報在英国吉田大使より

1114

#### 英国 力者キンダスレ 般の対日空気悪化に関する同国 ーの内話報告 |財界有

本 口 ン ド 省 ン 10 10 月30日 月29日

前 後

発

財 第八三五 (務官ヨリ大藏大臣

倫敦第六二

昨二十八

日當

地

財

界

重鎭ナル

Sir Robert Kindersley ~

ヲ 會談最近ノ City 一般ノ對日態度ヲ尋ネタル處個人的見解 □今囘ノ日支事件ニ依リ日本ハ英國ニ於ケル多クノ友人ヲ 別トシー 般ノ空氣ヲ傳フヘシトテ左ノ如キ 言

失ヒツツア

三經濟的制裁ニ關シテハ今日 deliberately リ control セン 戰 滿 争ヲ賭 洲 或 セサ 建 設 jν 以 以 來 上 行 Н *)* \ 本 + ノ トシ其 ル ノ處英米兩國 軍 、シ但 事 分先 當 局 個 */*\ 意圖 人及個 政府共二日本 更 カ分ラス 北 支 銀 行 ヲ

力

般

的

情勢ニ鑑ミ對日取引其

ブ他

漸次手加

减

ラ

加

フルニ至レルコトハ自然ノ成行ナリ

([JU])

事

解決後英米ヨリ

・日滿支ノ三國ニ對シ資本ノ

淮

出

可

能

permanent 11 + 係カ安定スル見極付 干 事 ij 件 Ý .突發ニ依リ再檢討ヲ要スルニ至レリ ノ問 『題ニ付テハ事件前ニ企圖セラレタ 此 ノ語ヲ繰返シ强ク言フ)日支ノ 力 # ĺ 限 リ英米ノ資本投下 故 ĺV ル對支投 二兹當 'n 政 困 治 難 7 關 分 杳

右御參考迄二

11/

······

如

(う現ニ本日

「タイムス」等ニハ山本悌二郎

其

分他

議會、

昭和12年11月1日 広田外務大臣宛(電報)

1115

# 日世論の悪化傾向を増大させるおそれがあるわが国民間の対英言動硬化は英国における対

ため指導更正方意見具由

ロンドン 11月1日前発

本 省 11月2日前着

第八四四號

去ル十 / 悪化 !ヲ指摘シ目下 月二十二日 — イ ー - ノ事態ニ於テ彼我日英兩國輿論 - デン」 } -會談 箾 本使 21 對 ノ悪化 日 輿 論

ハ本際ヲル

至ル 溝ヲ生スルカ如キナキヤヲ憂フ別ケテ「タイムス」 對 貴 21 我國 避ケ難 7日輿論益々惡化シ遂ニハ 一交ハ キヤトモ考へ居リシカ最近支那 ク 元 或 々親善ナル 21 率 Ù 或 程 度迄兩國輿論 兩國民 、キ筈ノ本然ノ性質ニ想到 ノ感情ニ越ユヘ 一カ悪化 側 ノ虚 報 ス 宣 ル 傳 カラサ 所論 スル 極却 依

ル

**慎重ナランコトヲ希望スト申入レ置キタル** 如 通 7 信ニ依レ ハ 格別我國民ニ於テ注意シ居ルヲ以テ其ノ言論 ハ日本ニ於ケル排英運動モ 口 力最 ナ ij 近日 露骨ナル 本ヨ ハ特 カ 1]

決議ヲ爲セルヲ報シ居リ上海等ニ於テ日英間多少ノ事故ヲ軍部、實業家百餘名工業倶樂部ニ集合シ對英友好關係斷絕

來訓ノ如ク英國トノ親善維持增進ハ帝國旣定ノ國策トセハリ我輿論ノ激昂モ無理ナラストモ考ヘラルルモ更ニ貴電御

ハ唯ニ大國ノ態度ニアラサルノミナラス帝國旣定ノ國策時ノ感情ニ走リテ彼我ノ間惡罵ヲ以テ惡罵ニ代ヘントス

:「シチー」ニ於ケル我貿易金融上ニモ影響スヘキニ付日遂行スル所以ニアラス且現ニ金融澁滯ヲ感シ來レル此ノ

#### 英国との関係 9

化

シ自然日英雨

阈

ノ國交ニモ暗影ヲ投シ居

ルルコ

1

*ا*ر

寔ニ氣

ル

モ

ノト

存ス斯テ是等

「インシデント」

ハ幸ニシテ何

對

適 聽シテ徒 宜之ヲ 促ラニ ^ 指導更正セラレ 一世 丽 ブ耳 自 コヲ聳 度キモ 動 ス ル カ如 キ 我民間 言

動

21

+

和12年11 上海方面での日英間不祥事件の処理など日英 月5 広在 田上 田外務大臣宛上海岡本総領 死(電報)

『係改善に関する川越大使と英国代理大使と

夕 夕 1

ル

1116

Ă

`会談内容報告 F 海 後

മ

本 省 11 11 育 莧 5 6 Ĕ Ĕ 前 発

官

確

信

ロスル

論セサル

Ш 越大使ヨリ Ŧi. 九號

ツクバ 英國代理公使 ハウ」ヨリ先ツ在上海及各地 1 ヲ帶同シ本使ヲ來訪其 ハ ウ 昨 日來滬本五日支那語參事官 ノ英國 ノ會談要領左 人生 合 崩 産カ 涌 一ブラ 本 1] 側

日

隊 濟ミタル 雇 間 | | | ルコト 位 似り軍事 三ノ不幸ナ - ヲ多ト 事行動 -シ居 当リ íν ル旨挨拶シタル 事件 ソ影響 ョヲ受ク 打 洞續キ íν 發生シ兩者 ル後最近 コ 1 -割合少 當 珊 關 I ケ 英. 係 テ 重 惠

> レ ル

T

蓄銀行倉庫二立 懸ニシテ何 發生シタル主 モ ノカト ・存シ貴大使 } ナル事件トシテ カ之ヲ打 一籠リタル支那兵ヲ英國兵カ援 ノ御意見ヲ伺ヒニ參リ 開シ親 ź١ 善 (イ) 英國 關 係 ヲ É 兵 主 復 ) 夕 ス 筋 死 ĵν ル 方法 譯 傷 居 [ナリ (□) 1] 川 最 Ź 崩 ナ

1] 儲

ĺ ĺ 風 モノト心得居 コ 1 說 (11) ノ三アル 一蘇州河ニ於テ英國兵カ日本海 ïĴ (成) (D) ニ付テハ英國側トシテ 付テハ右倉 庫 一ラ日 軍 本軍 ノ汽艇ヲ阻 一カ占 旣 一解決 領シタ 止

依リ英國兵ノ援 際英語 新聞 三二包 マ 助ヲ云々セラレ居ル レ タル新シ 羊 ーパ 七嚴 ン 重ナル ヲ 發見シタル 査 問 ラ馬 廉

タル結果英國兵中斯 所ニシテ問題ノ品ハ ル コト - ヲ行ヒ 或 タ ル 者ナキ コ 1 *)* \ 司 싂

*ا*ر

日

1英關

係

ヲ

/紛糾

セ

X ント ノ企ニテ支那人カ密ニ持込ミタル Ŧ Ŧ ル シト 結

カバ 付テ 21 當時 ヲ得ス從テ英國側ニハ何等責任ナシト心得居リ ヲ上ケテ覗キ 日 [本海 軍 タル事實カ日 、汽艇ニ乘込ミタル |本軍 ノ憤激 英國 ジヲ買 兵 力 砲 Y 夕 (11)

タル ノナル モ ) 1 處該英國兵 恵 ハレ右 ノ所爲 ニ付テハ旣 21 く全ク 二司令官 何 氣ナ ヨリ ケ 不 長谷川 ·用意二行 長官

書 面 ラ以 テ 遺憾 意ヲ表シタ ル 付 蔄 題 解決

ナリ 解 法決ヲ見 彳 コクヘ ルタル 、キモ 次第ニテ今後 ラ ト -存セラル 21 唯自分ノ Н 英 裲 軍 仄 1 聞 關 ズ 係 ル 干 所 段 々 依 圓 滿 レ

若手 ノ事 华 間 :ヲ惹起 *)* \ にス 仲 ル 々 コ 強  $\vdash$ 蓹 25 Ť 極力避ケ度キ次第ナレ ĺ 向 モア ĺ Ħ ナ ĺ カ今後再 'n 英國 17 類 重 隊 似

궆

窜

Ŀ

層部

/١

充

分

7

理

解

ヲ有セラ

ĺ

11/

干

感情 ニモ 慮ナク御示教ニ預リ ル様貴大使 充分此 疎 層 ノ原 因 御 點 配慮ヲ <u>|</u> 审 ーナリ 聞 度シト述 ク /得度ク Ŕ  $\sim$ キニ ル 樣 ん尚前 付日本軍ニ於テモ  $\wedge$ 事情モア タリ依テ本使ヨ 記 ノ事件以外ニ ラ 'n 何 1] ナリ 善處セ Н 御 說 Ĺ 英 御 間 ラ 示 渍 ル

事件 居 フ日本軍トシテハ細心 行フ以上不時 ル T ニ付テハ詳シキ 何分極メテ狭隘 出 來事 j <u>|</u> ハ冤レ得 ニシテ且特 注意ヲ拂ヒ問 Ż 承知セサ H ルコ 殊 jν ナ 題 1 ĺV カ 心ヲ起サ 最早解決濟 ヲ 地 御 域 亍 サル 承 於 アリ かテ戦 樣 カ 度 鬪 努 1 考 ク 7 X

手ト 又我軍 アリ ラタル 雖 干 ル場合若 / 若手カ 決シテ積 强硬 キ者カ强キコト 極 的 f 二二事 ij 去 Ť Þ 構 御 ミヘ又ハ ヲ言フ 話ア ij 殊更日 *,* 白 夕 然 ル 1英關 力 勢力 事件 係 ラ íν 悪化 發 七 若 牟

> 惡 A ヲ 心クス 得ス其 レ 21 他 積 方 ij E 重ナル 亦 惡感 結果 情ヲ 抱 ハ 一憂慮スへ ルクニ至 ル 丰 コ 1 Ŧ 人情 Ź ル トシテ

テ今後 樣双方ニ於テ細 兩 國 關 係 魚ニハ 先ツ 「インシデント」 ツツ相當 ヲ 起 + 升 ル

心

、注意ヲ拂ヒ

ノ時

Ħ

ヲ

・藉ス必

要

ĵν 當 プ機  $\wedge$ ク 積 會 F 極 捉 的 二 テ ハ 兩國 國交改善 ノ責任當局 為 措 カ大局 置 ラ 三立 執 ル コ チテ善處 1 - 然ル

適 7

シト 根 持ツ國民ニハ 述  $\wedge$ 夕 ル 處 ハ アラス不愉快ナル ウ」ハ英國人 汀 事件モ夫レ 過去ノ コ  $\vdash$ 力 ヲ 何日迄 濟 X 後 王

成 /١ 朗 外交官憲ト カニ ナ ij -シテ 得ル 'n 性質ナル 日英親善 ルカ兎ニ 日關係 角 囘 在上 復增 海 進 及東京駐 爲 切 在 努 英

度 力ヲ惜マサ シト述 夕 ル ij  $\sim$ 丰 覺悟ナルニ 一付此 點 *ا*ر 外務省ニモ 御 傳 願

就 尙 任 ハ 筈 チ *)* \ 本月 ル H下 -旬大使 ノ歸任ヲ待チ 歸 國 ノ Ĺ 極東 部 長

昭 和 12 年 11 月 6  $\mathbb{H}$ 広田外務: 在上海岡: 大臣宛 死(電報)

に関する英国代理大使との意見交換につい 事変をめぐる日英関係 の 悪化や事 変収拾方策など 7

狀態ニ 然レ

在 Ė

ル

事

青

ハ否ミ難ク之ハー

方カ相

手方ニ 甚

對

ジ感情

7 ル セシメントスル

樣 H

ノ考ナキコ

1

*j*\

保障

得

ル

ナ

ij

1117

ŀ

最近

1英關

係

ボヲ 卒直

言 本使

 $\overline{\wedge}$ 

25

夕

面

Ħ

7

ラ 所

+

依

#### 英国との関係

本  $\vdash$ 

省 海

11 11

月 莧

6 6

Ĕ Ĕ

夜着 後

発

ナル

ヘシト

述

タ ルニー

バ

ゥ

之ヲ首

六日 「ホー ルパ 、 ツチ 」 ノ招キニ依リ日 高ト「ハ ウ 同 人宅

ニ會セル

際

ノ會談要領

ツチ」 ノ新聞 惡化ヲ防クノ要ア 對スル 關係改善 配セル電報ヲ度々受取リ自分モ憂慮シ居 ル ハウ」ヨリ南京ニ於テ「クレ カ 加 ノ電報ニ接シ出滬セルカ最近現地ニ於ケル日英軍 ニ英國兵ノ援 キ當地英國 ト同趣旨 ノ緒ニ就キアルヲ見テ安堵セリ ル 侧 (助ヲ感謝シ居ル論文ヲ寄セタル事 措置 ハ 同感ナリト ノ實例ヲ擧ケ(宋美齢自身カ米國 ・ーギー」 ・テ日本軍 彐 ロタル Ĺ ij 述 ノ感情ヲ荒立 際 É  $\wedge$ 英關 白 Ш \_ 「ホ 英關 越大使二 係 i 青ヲ ラ心 係 ル ッ À 18

指 「ハウ」ヨリ武府會議ニ言及シタルニ付日高ヨリ若 |摘シ置ケリ)今後共善處アリ度キ旨要シ置ケリ 心シ關 係

Y

居ル様見受ケラレ

レタリ

迄引 話 或 カ 別 最 合ニ出 初 ナリシヤモ知レサ コリ シテ日本ヲ 九國 |條約ヲ援用シテ會議ヲ招集シタリ ーコ ル ルカ關 ーンデ 係國カ聯盟 4 シ タ ĺV ノ席上九 (米 國 E 國 Ĺ 條約 セ 21

シ)以上日本トシテハ斯カル會議

二取合ヒ得サ

jν

コ

ト明

瞭

りと思われるため削除

支那 樣 來ル迄ハ時期尚早ト言フノ外ナシト アル 論却 ヨリ 别 ナラサ 次テ「ハウ」ヨリ日支間ニ何等カ調停斡旋ヲ行フコト 測 筃 ル *)* \ |月後ニ於ケル所見如何ト尋ネタルニ「ハ カ如キ現狀ニ於テ日本側トシテハ何事モ爲シ得ス總テ 最後迄日本ニ抗戰スト叫フ以外ニ言フ所ヲ ヲ洩ラシタル 二考フト言ヒ南京 ノ考ヲ有スル者モ何事モ言ヒ出スコト デテ時 ·和平ノ話ヲ切リ出スモ何等ノ效果ヲモ望ミ得サ ノミナラン和平ノ話ハ支那側カ今少シク自制シ落着キ 側ノ出方ヲ待ツ外ナシ斯ノ如キ空氣ニ於テ若シ日本 ルへ 機ヲ待テハ キヤト尋ネタルニ付日高ヨリ支那 力結 ジン政 成リ立ツ話モ打チ壞シトナリ 局 一蔣介 情ニ關シ大使ニ對 石二時局收拾 思ハル ・ヲ憚ラサ ノ力アル コスル ウ ル 處 知ラス又假令 側 南京 21 1 力 七 自 逆 同 ル  $\Box$ ノト 様 分モ 流滞在二 ラ效 jν ヲ得 ヲ 開 可 觀 勿 思 同 果 臫 ハ # 能

編 注 原文では 電報」 までが繰り返され 電 報 0) 後に 7 ーセ 13 ル電 るが、 報 ヲ度々」 写 0 際の か

昭 112年 11 月 20 Ĥ 広田外務大臣宛(電報在英国吉田大使より

## 英国の対日空気改善のため講演会等でわ >立場を説明し得る人物として鶴見祐輔や高 が方

柳賢三などの英国派遣方請訓

口 ン K 11 莧 ź0 1後発

省 11 月 21 日 山前着

本

第九〇七號

今申込少カラス當方ニ於テモ出來得ル丈ケ之ニ應スル 現レ來レルモノカ我立場ヲ承知シ度シトテ講演、 對日風潮 面 メ居ルモ何分手薄ノ感ニ堪へス日英國交建直シ モ今後形勢順調ニ進マ 層 モ上 ノ努力致度キニ付テハ 海 戦勝迄 11 21 相當改善シ得へ 如何トモシ難シト觀念シ居リ 滯英少クモ六箇月位 ク旣ニ其 ンノ爲此 寄書等昨 分氣 アノ豫定 ジカ \_ 味 Ź 好 íν

ニテ 米 ıİι / 適當 梅 吉 ノ人物派遣ヲ切望ス例 木 . 部 守 等 1 顏 觸 へハ鶴見祐輔  $\exists$ 1] 選 任 然 高柳賢三、 ル ク 又

Cambridge Oxford 及其ノ出身者ニ對 等若手ヨリモ選任派遣希望セラル コス ル 向 ヨリ 西園寺公

1119

昭和 13年 i 月 (18) $\mathbf{H}$ 広田外務大臣宛(電報在英国吉田大使より (電報

### に関する英国新聞の論調報告 月十六日の 「國民政府ヲ對手トセズ」 声明

口 ンド

本 省 1 月 18 後

着 発

特情 + Ł 日ノ倫敦各紙 倫敦第六號 ) H 本政府 對支重要聲

崩

關

ス

ル

主

ナ

タイムス

ル論說左ノ通

效果ヲ齎スカモ知レヌ 平時ニ於ケル隣國 固ナモノト見セカケタ爲却ツテ支那 殊ニ右聲明ニ依ツテ平和交渉ニ對スル日本 1 ツ ル ・ダラウ、 タ日本カ今更同政權 力 既二六箇月間 又支那 政府 二三三 *)* \ 一等口之二依テ激勵サレタカモシレナ .無視ヲ聲明シタ處テ之ニ驚ク者 1] ノ否認ハ重大ナ意義ヲ持ツモノテア ,蔣介石政府 側 、崩壊ニ全力ヲ盡シ來 ノ反抗ヲ買フ様ナ ノ態度ヲ が頗ル バ 涉 頑 1 +

聲明 マ」ニ陷 書 ノ調子カラ見テモ侵略者タル ル様テアル此 ノ日本ノ「デイレンマ」 H |本ハ /漸次 ハ獨逸ヲモ 「デイレ

弱

係諸

阈

ノ外交的立

場ヲ

、困難ナラシム

ルニ過キ

j

ĺ

ス

日 含ム世 ル希望ヲ全然缺 テ元氣ツケラレ 本 、目的達成ニハ尙幾多 界各國ニ 歌如シテ ルニ 居 知 違ヒナイ尤モ右聲明中ニハ將 中 事 ル譯 ・實テアリ支那 ピテハ 困 難 がカア 、ナイ 蒙 ル カ新支那 タラウ 人 ハ之ヲ見 政 來 權 テ 依 對 却

デイー

ij

テレグラフ

那 權 キ方テ 支那現政權 ハ事件發生以來日本ノ採リ來ツタ途テア ハ 地 或 盤 -^ ハ 'n アル然シ銃劍ノ脅迫ニ依リ無理ニ 日本ノ好ミニ ż ノ存在ヲ無視シ形式ヲ離レ ル 政府テナク單二東京ノ出 ハー 致スルカモ 知レ 時 1] |店ニ過キヌ 高 パヲ收拾 作リ上ケタ新 確 ヌカ之ハ眞ニ支 カ 72 Z ッ ル シ 行 コ 政

ヲ

1

シ他 明 正 權 而 Ź 統 1 干 政 發 蔣 ル 湳 Ħ 府 泽 政 [無責任ナ國際勞働組合 本 府 ラ否認シ乍ラ尚且支那 仲 ハ現行ノ矛盾ヲ如 :々思フ樣ニ行カヌタラウ又侵略行爲ヲ繼 派ハ依然トシテ他方ニ存在シテヰルカラ新 何 /對日制 こニ説明 ノ領土主 裁 Ź 決議 ル 權尊重 積 1] 如キ クラウ 意思ヲ表 ハ 力然 徒二 續 3 政

英國

|駐支(兼駐日

務官

\_

ホ

1

ル

パ

ッソ

チ

來朝ニ對シテ

亖

司

人カ日

1英關

係二

付 財

相當影響

ラ及ボ

得ル

地

位

ニア

ル

コ

1

是等ノ 領土 船 ニユ 葆 、言葉ニ新シイ解釋ヲ與 全 1 -ス・ 那 クロ 主 權 ニニク 外 阈 權 ĺV 益尊重等 ヘルタラウトシ例 / 聲明中 **)言葉ヲ引** 一使用 サ 崩 ĺ タ戦 *)* \ 外 É 國 爭 本 權 2)

> 奪等 擁 護 ŀ 21 大使射 擊、 中立 或 一砲艦 擊沈、 外 人財 掠

益

ラ意味 スルタラウ 皮肉ツテ居

ル ス ッ

昭和 13 年3月25 H

1120

#### 外 務 省作成の ーホ I ル パ ツ チ」ニ對 コスル

般 的應酬方針

付 記 昭 和十三年三月二十六日、 東亜局

ホ 1 ル 18 ッ

ホ

ルパッチ」

ニ對スル

各種

問題應酬

第

課作成

チ 二對 ス ル 般 的 噟 酬 方針 昭 和 <u>≡</u> =(

日認識 並ニ帝國 鑑三特二我國朝 ラ是正シ以テ 對 ス ル 野 同 英國 人 致セ ハノ觀察 プ極 ル 東政策 態度ヲ以テ之ト 71 從來悲觀 轉 換 的 八二資 ニ失セ 一對應シ其 セシム ル コ 1 ル 對 Ŧ 等

民的 ジテ其 に志氣並長期抗争ニ 方針 1 シ テハ今次事 對スル我 變 力國 對 万 ス ル 强靱 璺 國 性 ラ認 致 我 カ

或 而

シ 從來ノ漢口 在支權益ノ保全及新ナル對支投資ヲナシ得ヘキ旨說明シ ムルト共ニ 政府支持ノ態度是正ノ必要ヲ反省セシムル 英國ニシテ帝國 ノ大陸政策ニ協力スルニ 一於テ

ク指導ス其ノ要領左記

ジー如シ

記

、在支英國金融業者等ハ一般ニ今次事變ハ日本一 1 主義ニ基クモノニシテ國民大衆ハ內心之ニ反對ナル 於ケル我カ赫々タル 經濟的破綻ニ瀕スルカ如キ謬見ヲ有シ居ルニ付テハ(「ホ 經濟力著シク脆弱ニシテ事變突發後六箇月ヲ出テスシテ 力ノ前ニピムナク盲從シ居ルモノト曲解シ且ツ日 j. パッチ」 ハ其ノ急先鋒ナリト認メラル)今次事 、戰勝ハ支那側ノ長年ニ亘ル排日抗 部 本 ごノ獨善 變 二 財 七 H 政 權

變長期 再ヒ斯ル盲動ヲ不可能ナラシメ東亞ノ國際環境ヨリ 渾 經濟狀態ハ擧國一 、モ囘避セサル 日々 鞏固 、如キ陰鬱ナル空氣ヲ一掃センカ爲ニハ如何ナル 一對スル我國ノ國民的義憤ノ發露ニシテ支那ヲシテ 二三旦 一ルトモ充分是ニ耐 ナ ル ル戦時 、固キ決意ヲ有シ居ル 致ノ國民的後援ノ下ニ國家的統制 的 体制 ア整へ居 へ何等懸念ノ要ナキモノナ ルコト ルモ ·並ニ我國 ノニシテ日 ラ財 犠牲 事變 |支事 三依 政

> ル コト <del>9</del> 明ニ ース ル ラ要ス

力如 ≒ 三、右認識ヲ是正スルト同時ニ更ニ進ンテ英國カ從來 漢口 尚通貨、 投資ヲモ歡迎スヘキコト明ナル旨ヲ說 新政權ニ於テモ英國ノ在支權益保護ハ勿論英國 之ヲ清算シ我國並ニ新政權側ト協調シ來ルコト當然ニシ テ右英國側ノ態度改善セラルルニ於テハ我國トシテモ亦 ニモ執ラサル所ナルコトヲ强調シ英國ニシテ支那ニ有 ル權益ノ保全ヲ圖ラントセハ先ツ以テ漢口支援 政 府ヲ支援シ我方ニ對抗スル 對支債權等具体的問題ニ付テハ我 カ如キ態度ハ英國 示 方 ノ態度 ノ態度 ノ新ナル

備 老

程度ニ止ムルモノトス

「コムミツト」スルコトナク專ラ先方ノ意嚮ヲ聞キ

ヲ

其他諸般ノ國內情勢ヲ檢討スルト共ニ支那幣 シテ此際斯ル謬見ヲ是正スルコト必要ナリ 意見ヲ懷キ居リ之ヲ英本國 ル ホー 從來共我國ノ財政乃至國內狀況 我方意向ヲ打診スルニ在リト認メラル ルパ 、ッチ」 來朝 ノ最モ主要ナル 及漢口 政 二關 府 目的 へ傳 シ甚シク悲觀的ナル ーホ ハ 我國 制維持 居タルモノニ 1 ル 財 パ ツ 政 チ 關 \經濟 ス

如 ブ爲

ク

Ż

下落シ來リ上海 メ英國 25 付 に属 事 漢 前 記 (傾向アリ 富 及香港ニ於ケル **配社銀行** 一英國 侧侧 ジ不滿 ト認メラル ジョ諒 ,貿易恢復モ 解 中 ヲ ヲ招キ居ル 求 -央銀行ニ集中 パメサ 望ミ得ス英國側トシテモ多少 /リシ為 力如 セル ク又他方最近法幣 ホ ĺ コトニ付支那 振 ル

尙

最

沂

情報

依

ï

21

ŀ

海

一於ケル

ル爲替統

制

||賣ヲ

中

止

シ之

18

ッソ

É

初

ル

側

軍

木 i 18 ッ チ 一對スル 各 種問 題 **医應酬** 

海

地方幣

制

語

題

昭 和 三、三、三、三、 、東亞

7 同 本 ÷ 崩 題 權 心ニ付 ヒ以テ上海 通 催 デハ ()將 漢 党地方通貨ニ關シテハ 來ニ關シ果シテ如 政 權 ノ實力ノ及 何 彡 我方ト協調ス + .ナル見解 ĺ 地方ニ デヲ有 一於ケル Ż ル Û ル

外ニ途ナキ所以ヲ自得セシムルニ努メ我方トシテハ コムミット」 スル コトナク專ラ英國側 意 向 ヲ聽 何等 取 ス

ル ルニ止 ムルモノト

行 Ĕ. 一對スル 海 ニ於ケル ル割當 漢 ラ不公正ナルコトヲ嚴 政 府 爲替統制 賣 重 現狀特 指 摘スル 二二本 Ĭ, 共ニ 邦 銀

=

海

關

間

題

9

コトニモ 事 海 前 地 目的 方 通 基 近子安ハ畢竟漢口 ニノミ使用シ公衆 因 ロスル コトヲ指摘シテ英國 政 褔 府 利 力 其 ノ爲ニ之ヲ使用セサ ジ在 側 茒 ノ考慮 正貨 ラ ヲ

ラ

Ŧ ノト

、北支幣

制

財

政

貿易

問

題

2)

英國 カ不自 テ嚴重ニ 一關シテ ・シテハ飽迄之ヲ支持スヘ 侧 由ト ハ 行 ハ假令列國 北支新幣制實施二 バレ ナルヲ懸念シ居ル次第ナルモ北支幣制 其 ノ結果北支向輸出 力如 何ナル態度ヲ執 ク且其 關聯シ為替及貿易管理 將 一來ニ 外 債 ル 付 1 元 ラアハ -スル 利 ノ支拂 何等懸 力極 モ ノ維 我 方

念シ居ラサ 、之ヲ許ササル ル趣旨ヲ强調シ北支幣制 、態度ヲ示スコト 肝要ナリ 二關 スル先方 批 ᆀ

而シテ北支新幣制ヲ維持シ其

通

|貨價値ノ安定ヲ圖

ル

コ

尚又爲替貿易 スル所ナルヘキ旨ヲ說示シ以テ其 ハ 英國初 以北支ニ利害關係ヲ有スル 二關 アスル 成ル 程 度 制 ジ協 限 列 戰 國 調 鬪 ヲ が誘導 行為 、等シク利 繼 ス 續 单

1

ニアリ ^ 今日ニ於テハ當然ノ處置ニシテ列國 テ 2) 同 樣 、立場ニアル キ旨應酬 | 下難 ス ル E 斯 Ŧ カ トス ル 事 能 1121

差當リノ對英外交方針

差當リノ對英外交方針

ル

·和13年7月8日

昭

四 內債問題及鹽稅鐵道外債問題等 所以 ラ感得セシム ルニ努ムルモ ノト

ニ新事態ニ卽

スルノ態度ニ出ツルニ於テハ原則トシテ英國

ノ旣得權

益

ハ之ヲ尊重スヘキ旨ヲ明ニシ以テ日支兩國ニ協力シテ

|應スルカ如キ態度ニ出ツルコト

- ノ有利ナ

騾

新 競稅擔保內債並鹽稅擔保外債又ハ鐵道其他 政權側 ノ分擔問題ニ付テモ前記海關問題ト同樣餘り ノ外 債 二關 ス

深入リセサル コトト

五相会議決定

1122

涑

之ヲ速カニ處理ス

二、從來ノ懸案ニ就テハ具体的ニ調査ノ上前方針ニ基キ逐次

ノ公正ナル態度ヲ事實ノ上ニ諒解セシムルヲ要ス

一、英國ニ對シテハ彼ノ援蔣政策ヲ放棄セシムル爲先ツ帝

尤モー

態度ヲ執リ餘リ深入リセサルコトト

關

目下日英間ニ話合中ノ關稅收入保管銀行外債支拂方法等

『スル問題ニ付テハ外務省以外ハ詳細ヲ承知セストノ

治安維持ノ責任ハ實質的ニ帝國ノ負擔スル所ニシテ且其

般論トシテ若シ英國ニシテ我軍占據區域ニ於ケル

ノ行政ハ新政權ノ擔當スル所ナル實情ヲ認識シ是ト協力

昭和13年8月20日 在本邦クレーギー宇垣外務大臣 英国大使

示す必要があると宇垣外相要請について するには英国は中国問題で対日協調の態度を 日本国民の対英感情を和らげ日英関係を改善

付記一 昭和十三年七月三十日

宇垣外相と外務省若手事務官八名との会談要

旨

昭和十三年八月十八日起草

クレーギー大使への説明のため宇垣外相が起

草した覚書

宇垣大臣・「クレーギー」 英國大使會談要旨

昭 五.

相

會 議 決 定 國

和十三年七月八日

ノナリ

午前十時大臣ヲ來訪シ、 人ニテハ重荷ナルニ付本日 同大使館 先ツ大使ヨリ大臣トノ會 「ソーブリ ハ手助ケニ英國 ,ッヂ<u>」</u> 書記 圓

見ハ通譯者一

クレー

ーギー」

英大使

ハ

於大臣官

者通譯シーソーブリツヂ」 ト答ヘラル、 通譯者ヲ同道シタルモ差支ナシヤト尋ネ大臣勿論差支ナシ (以下會談ハ大臣並ニ大使ノ言葉ヲ當方通 書記官ハ之ヲ「テイク・ 譯

ト」シ氣付ノ點ヲ注意ス

大使 テ會談 定的結論ヲナス以 今日ハ過日ノ會見ノ際大臣ヨリ ノ機ヲ得タルモノナリ 前二於テ重ネテ確カシメント ·御伺シタル所ニ付決 -ノ意向

去ル七月二十六日會談 ル ルヘシト豫期シ日本軍ノ作戦ニ對シ何等ノ障碍トナラサ 拂ヒタル上支那ニ於ケル事態ヲ緩和スルニ役立ツ所大ナ 、如キ題目ヲ選擇シ之ヲ數箇 ノ際ハ英國政府トシテ慎重考慮ヲ | フ提案トナシ提出 「シタル 千

當時 H 1本政府 閣下 'n 同 ハ其ノ言ヲ實行ニ移スモノナル 提案 21  $\exists$ 本側 ノ受諾シ得 ル 所 カ如キ望ミヲ + ĺν 、ク從

1] 前

自 致ヲ見 分二與ヘラレ、 ル モノト考へ居タリ、 特ニ揚子江 航 然ルニ右ヨリ三週間 江 問 題二 付 :テモ意見

ノ後

期解決ヲ御願シタシト思ヒタル處閣下ハ最近英國議會ニ 先般會談 ノ機ヲ得右英國側提案 ノ進 渉 狀 態ヲ伺ヒ之カ

本ノ國 問題ノ解決ハ遲延セラルル 於ケル首相並ニ議員ノ言明及英國言論界 |民的感情ハ惡化シ特ニ在支日本官憲ヲ刺戟シ爲ニ ノ結果トナリタリ ŀ 崩 ノ御話 ノ爲メ日 ヲ

サレ 本官憲ノ感情ヲ刺戟シタル過去ノ事例ニモ言及セラレ Ĺ 英國側ト シテ數囘否定シ來リタル現地ニ於ケル

 $\mathbb{H}$ 

1]

閣 右會談ノ結果自分ハ英國トシテ對日政策ノ變更ヲ見ル カリシ次第ナリ 下ハ其ノ際我々ノ會談ノ中 -止期間 ニ付テハ 八何等御 示

本國 キモノナリト [政府ヨリ未タ何等ノ報道モ無キモ恐ラク自分ト ノ結論ニ達セントスルモノニシテ此 ノ點 同 樣

テ重大ナルニモ鑑ミ英國側トシテ最 結論ヲ得 ルモ ノト考フル が所ナル 力本件 後的 結 ハ 其 論 到達スル

閣下 御 意向ヲ改メテ正確ニ御 一一同致シ度シト望ム者ナ

1925

大臣 知レ 咲キタル爲ニ余ノ意中ヲ十分ニ盡ササル スト思ヒ居リシ 過般會談 ジノ際 21 所 話 カナル 一力色々ト 力、 本日 ・岐路ニ入リ、 茰ニ 貴大使ト會 點アリタル 議 論 談 T 花 ス 干 カ

ル 機會ヲ得タル ルコト ・ハ幸ニシテ、 此 ノ機會ニ余ノ意中

ヲ今一 五英間 應簡明ニ ノ懸案タル 一御 諸問 説明 題 一申上ク。 ハ、余トシテ ハ 兩國關係

英關係 ノ調整ニ資シタキ意向ニテ種々努力シ來タレ 就任以 (來出來得ル限リ速ニ之ヲ解決 ٤ 以 ジ大局 ル テ H 次

亦日 ٠.) 第ナルカ、 、ニ非スンハ仲々思フ樣ニ捗ラス。 |本側ニ協力シ、 懸案ノ速ナル解決ヲ得ンカ爲ニハ、 日本側ノ努力ニ協調スル 換言スレ ノ態度ニ出 英國 ハ英國 厠 朝 干

シタリ シ居タル所へ恰モ先般英國政府カ支那 7ノ態度カ懸案解決ノ速度ニ直接關係アルモ ŀ · シ 報 Ŧ 傳 ジハリテ、 懸案解決促進 ノ借款申込ヲ ノ爲誠ニ好 ノナ ij 都 拒 咸 合 絕

Ĺ

方面ニ於テハ各種

ノ問題ニ付、

英國側ノ態度カ他

ノ諸

國

ナリト思ヒ、 原係アリ 折惡シク貴國議會ノ末期ニ於ケル言論ヤ カー Í 大使 ĺ٠ 折角解決方ヲ督勵、 · ノ 噂 こノ廣西旅行 Ě 傳 *)* \ リ ハ蔣介石 爲二好轉シツ 促進シヰタル次第ナ プ同 [地方 新聞界 グアリ ベヘノ 移 我 韓 íν

或

R

ノ威情

ニ再ヒ暗影ヲ投シ、

延ヒテハ懸案解決

ジノ進

度

ル

新

東亞ノ建設ニ協力スヘキニ非サルヤヲ深ク省察ス

立チ、

ノ 立

ニモ影 ル 響スルニ 至 レ ij 我邦 ラ新 聞 紙 方 目 下 自 ス

餘リ表ハレ ヲ要スル 様相當努力致シ居ルニ付對英感情惡化ノ點モ表面 モノアリ、 サル 力、 斯 裏 ノ如キ事情生シタル 面ニ於ケル所 謂 福 流 カ爲懸案解 11 大イニ注 決 意

リキ。

承ヲ得度ト云フカ過般御話申上ケタル第一

カ余ノ豫期シ居ル所ヨリ

・モ多少遲延スルニ

一付其

、ノ旨御 ノ趣旨

點

テ

第二ノ點

ハ

ルカ、 ニ對スル態度ニハ滿足シ居ラサル節多々アリ、 卒直ニ申セハ貴 日本國民一 國 般ハ事變始マリシ以來、 側 ニモ相當ノ言分モアル 英國 ナラント存 殊 側 ノ日 二現 舢 本 ス

ラス。 レル次第ナリ。 、態度二比シ非友誼的ナルヤノ印象ヲ受ケタルコ 是等ノ事情モ暗默裡ニ懸案解決ノ遲速 夫レハ兎ニ角トシテ日英兩國 二影 ハ須ラク 響シ來 尠 御 カ

互二自省シ區々タル感情や些末 一場ヲ冷靜ニ、 世 界 ジー平 和 公正二理 人 類 幸 解シ認識シテ、 福 二寄 ノ理 與スル 屈 三捉 為二、 大局的 レス、 明朗 見地 相 万

1926

大使 解決 以上 只我國民感情激化 次更ニ御目ニ懸ル機會ニ於テハ懸案解決ニ關スル レ又懸案ノ解決モー ル 現二大ニ努力シ居リ ナリト 合セスルニ非スヤ 、コト希望ニ堪へス、 ,モ我國ニ對シ一段ト友好的且 、セスルコト 閣 話 ハ少シハ遅ル 一ノ次第ヲ更ニ要約シテ申セハ、 -申スモノニシテ、 下ノ只今ノ御説明ニ依リ御意向 モ若干ハ j 出 ナラサル ル 2ノ如キ派生的事情生シ 來得ヘシト思考スル 1 層容易トナルヘク、 やモ知レス、 ,尙今後モ努力ヲ續クルモノナル ノ意味ニ歸納シ得 サスレハ 之御話申上ケタル第二ノ點ナリ ヘシ、 協調的 兩國關係モ大ニ改善 就テ サリト 當方ハ懸案解決ニハ E ヘシ。 ź١ ノ態度ヲ昂 雙方共二大二仕 英國側 タル 程 テ餘リ永ク御待 ノナリ モも甚 鬼ニ角 爲 ラ明 二於 ロメラ 懸案 具 確 体 此 セ カ カ 的 ラ íΝ ŀ

> ナリ 度シ(ト 通 選譯サ クリ -述ヘタル後通 皮シト ·自分ノ考フル · 斷 譯 が所ヲ 者ニ對シ 率 直 分割シ述フ 且 干 -分ニ ルニ 說 崩 付 申

丰

イナリ、

之余カ衷心

/ 切實

見ナル

從

來

 $\exists$ 

テ本國 力スル 右日英兩國ノ大目的ニ付テハ自分モ確信ヲ有スル者ニシ 英兩 ル 下 モノト ノ御話ヲ通シ協力ナル言葉ヲ屢 政府 國 ノ大目的ヲ控ヘ居ルトノ點ヲ述ヘラレ ハ單ニ東亞ノ爲ノミナラス世界ノ爲メ相共ニ -思考ス ノ所信並ニ願望モ(belief and desire)亦玆 々耳ニシタリ、

意向アリヤ、 ニ於テハ如何

貴大使ノ御心持

ノ程ニテモ

何ヒ得レ

い幸甚

在

其處マテトハ今ハ言

ハサルモ切メテ日本

审

・ノ占據 묾

地地

域

充 ク

閣

ナル

程度マ

、テ、

英國

万

日本ト協調シ行

ク

H

全般的對日對支政

策ノ

轉換ヲ計

ル

コ <u>ト</u>

<u>ن</u>

難 氣

チ

ĺV

、行掛リモアルコト

・ナレハ、

直チニ、 希望ナリ。

刨

デチー 然ルニ

貴

飼

二日 釋シ居 取ル 事ハ 或 ト感スルモノナルカ抑々英國人ハ協力ナル語 (great deal depends upon the word "co-operation") > 明 圓 得 ノミニシテ與ヘストノ(all take and no give)意味 確 本 閣 ル ノ印象ニ依レハ在支日本官憲 (give and take)トノ意味ニ解シ居 下ノ 利 + ル 出 カ 益 ル が如シ、 言ハル 觀念ヲ有シ居 先官憲ハ英國ノ協力ニ依 付テハ確タル 尙 ル 更二率直二自分 協力ナル言葉ニ係 ル ルモ英國 親念ヲ有 三協 ノ所謂協力 セサ リテ得 (ブ見 ガス いカル ル ル ル 所 Ŧ 力 ル 所大ナル グラ申上 利 如 コ ヲ 1 益 ナ ハ總 與 ĺ 付 ークル カ 依 ·二解 テ取 モ ヘテ 英 ij

腹藏ナク御話 於ケル言明 大性ヲ深ク感セサ 英國ニ於ケル曩ニ述 ラルルモノナリト考へ早期ニ且好意的ニ解決セラルヘシ カラ未タ御諒解ヲ得サルカ如シ先般提出セル五箇ノ英國 二對シ更二日本ノ友人二對シ說明之レ努メ來ルモ遺憾ナ 在支英國權益特ニ經濟的權益カ如何ニ大ナルカニ付 シキ認識ヲ有セラレサルヤニ見受クルモノニシテ自分 シ居ル不平(various kinds of grievances)ノ數々ニ對シ正 自分ノ見ル所ニテハ日本側ニ於テハ英國カ日本ニ對シ有 ナリヤ自分ニ御漏シヲ得ハ利スル所大ナルヘシト考フ、 付考フル所ナル ケル言 (what precise phrase)カ日本ニ惡影響ヲ及ホシタルモ -信シ居タル者ナルニ今囘遲延セラルル 『提案ハ日本ノ軍事行動ニ支障ナク容易ニ受入レラレ得 明ニ依 ノ日本側ニ於テ不都合ナリト見ラルル 野戴 .リ日本ノ國民的感情ハ惡化シタリトノ點 カ右議會ニ於ケル言明 型クヲ得 jν ア得サ ヘタル諸般ノ事情ニモ鑑ミ本件 ハ或ハ誤解ヲ解キ得ルニ非スヤ ル所ニシテ閣下ヨリ英議 单 1 如何ナル字 ノ御話ヲ戴 ル點ニ付 會二 閣 ノ重 有 半

> trip of sightseeing and pleasure) タリシコトヲ自分ハ承 知スルモノニシテ兩者「イニシヤル」 カ唯單ニ「カー」 ノ外「カー」大使ノ右旅行ハ蔣介石トハ何等ノ關係ヲ有 ヘスヘキヲ漏シタルニ付後刻書面ヲ以テ通報申 カー」 大使ノ廣西方面旅行ニ付テハ先般 大使一 個 ノ觀光遊山 カ同一 旅行(persona 會談 ナリト 上ケタル 際 御 點 答

悲 セル際日本ニハ幾多ノ場所、 更ニ今一言附言シ度キハ自分ハ約 illusioned) ヲ得サル者ニシテ英國權益ニ對 ヲ有シタルモノナルカ今ヤ自分ハ失望ヲ感シ聊カ幻滅 人數多ク自分ノ努力ニ對シ必ス協力シ吳ルヘシトノ確 哀 ヲ 感七 サ ル (disappointed 幾多ノ機會ニ知リ得 一年前大使トシテ赴 and somewhat dis スル日 1本側 タル 信 友

セサルモノナリ

故二日 於テ餘リ ナスモノナリトノ結論ヲ遺憾ナカラ得サルヘカラサルモ ヲ有シ居ル英國輿論ハ遙カニ然ルヘシト想像セラル ノニテ自分ニシテ然リ、 英兩國 遅延スル 「カ餘リニ懸絕(too far apart)セサ コトナク日英兩國協調 況ヤ支那ニ對シ先入主的ニ好 ノ基礎 ル ラ確 以 前 立

待遇ハ不公平且不公正ナルモノニシテ明

カニ差別待遇

ヲ

飜ツテ閣

下ノ御

話

中第一ノ點即

チ英國議會及言論界ニ

於

+

點

不同意

點

ハ總テ次囘會談

ノ際ニ

連

戦リ度

ト答フレハ大使ハ右ニ同意シ、

且問題

| 圍ヲ狹少シ特定

リ、問

所

謂論

学垣 同

「クレーギー」

會談ニ付テハ餘リニ

世

間

二二喧

問題ヲ

意不同

意

心ヲ明カ

ベニス

ルコ

1

-策ヲ得

タル

干

+

斯クテ日英兩國ニ對シ最モ 由 ス criminative treatment) 爲シ居リトノ印 細ニ付餘リ强硬ニ且性急(too hard and too fast)ニ御 ル 、除去スルノ必要アルコト 、五案件ヲ考慮スルニ當リ此ノ際寬大ニ且卽刻右惡印 -上クルコトトシ度ク、 重大ナリト考フル次第ナリ、 带 コトヲ差控へ八月末頃改メテ御會見ノ機ヲ得御 酷 ナ ル 取 扱 且. 差 唯英國トシテハ日本ハ 別 相利スル ・ヲ十分御諒察戴キ 的 取 自分ハ本日懸案事項 扱ヲ カ如キ結果ヲ得 象深キニ付 (harsh 度 英國 and 說明 兩國 急シ 蔄 Ξ ノ詳 dis-對 象 題

(establish the basis of co-operation)スルニ

努ムル

コ

卜

蕞

ヲ集メ居ル關係上右集會ニモ出席ノ要アルニ付御答スへ中同意シ兼ヌル點等有之ルモ遺憾ナカラ他ニ十一時ニ人臣 貴大使御話中自分ヨリ御答申上クヘキ點並ニ御說明兩國相共ニ盡力スルノ結果ヲ得タキモノナリ

有效ナル協力ヲ爲スニ適シタルカ如キ善キ雰圍氣ニ

一於テ

枯時ニシテ何カアラハ事喧シク書立ツルモノナルカ自分ト 過日會談 三十一日水曜日午前十時官邸ニ於テ會談ヲ約セラレタル 期會見ノ日取 解戴キ度シ(ト言へハ「ソーブリッ 熄セシムル (to put an end to it) 樣努力シツツアルニ 傳セラレ シトテ會談ヲ終ル、 シテモ之ヲ止メシムル様十分努力シ居ルニ付御含ミアリ度 *)* \ 論英國ニ於ケル事柄ナリト通譯者ニ注意ス)ト言ヒ更ニ次 大使ハ英國ニ於テモ然リ御承知 居ル ノコトハ新聞ニモ現ハレス結構ナリ ハ リヲ御決メ戴キ度シト申入レ大臣 甚 |夕遺憾ノ點ニシテ自分モ斯 會談時間約 時 ノ通リ今ハ ヂ 間 十五 書記官ヨ 分尚大臣 新 シト言 力 聞 . ハ ル 、來ル八 1] コ ノ記事夏 右 一付御 二 ル トハ ノ讀 *ا*۱ 月 勿 諒 終

(付記 一)

大臣ニ於テ約束セラル

ケラレ

タル要旨寫

部ヲ

ハ

後刻英國大使館

二送付スヘキ旨

覺

宇垣大臣ノ就任以來生等皇國外交ノ一端ヲ擔任

ス

ル

Ŧ

望ヲ有シ居リタル處漸ク其ノ機ヲ得七月三十日午後三時大シテ親シク大臣ニ面會シ其ノ世界觀ト外交方針ヲ識リ度要

所 磯二大臣ヲ訪 アリタリ只會見時間僅々 レ其ノ意見ヲ聽クト 時間ニ過キス質問應答委曲 ・共ニ生等ノ / 所信 9 述 ラ í

玆ニ當日

ントス

盡シ得サリシヲ遺憾トス ノ會談要領ヲ記シ生等大臣訪問 經緯ヲ明カニセ

高 同木事 事務官

支

牛場事 青木事 高 甲斐事 中川事 東光事務官 同瀬事 一原事務官 事務官 野務官 事務官 事務官 ¥務官

一、先ツ事務官側ヨリ大臣カ時局柄御多忙中生等ニ會見ヲ許 常外務省二職ヲ奉シ外交ノ事ニ携 ・レシ點ヲ謝シ次イテ本日訪問 ブ目 ハル上ニ於テ如 |的カ第一ニ生等 何 カ平 ナ íΝ

心構

こへヲ有スル

カ換言スレ

ハハ時

代ニ對

ス ル

認

識

日

|本民

議

族

ノ使命ニ

| 關スル根本觀念並ニ世界觀カ如何ナルモノナ

IJ 、ヤヲ大臣ニ申上ケ第二ニ右心構 ヘノ上ニ 如 何

政策ヲ抱懐スルカ其 ア所信ノー 端ヲ披瀝シテ大臣 アナル ノ叱聲 外交

批判ヲ乞ヒ旁々大臣ノ御考へモ伺度考ニテ參上セ

憾千萬ト存スル次第ナルカ右原因ハ結局 聲ヲ聞クコト久シク職ヲ外務省ニ奉スル者トシテ眞ニ遺 人ノ問題ニシテ

ナルコトヲ述へ更ニ外交ノ不振、

外務省ノ萎靡、

沈滯

ル次第

外交ノ局ニ當ル人々ニ對シ時代ニ對スル正シキ認識並所 信斷行ノ決意、 誠心ヲ要求スルコト現代ヨリ切實ナル

外交ノ刷新、 ナシト思考スル處幸ヒ宇垣大將ヲ大臣ニ戴キタル 外務省ノ建直シニ付生等カ大臣ニ期待スル アラ以 テ

所大ナル所以ヲ述ヘ最後ニ今ヤ日支事變一周年皇 軍 ハ 北

外交ノ一進一 如何ハ戰局 中支ノ野ニ轉戰シ戰果大イニ擧リ居 ノ進展ト共ニ益々外交ニ依存スル所大ニシテ 退カ眞ニ帝國 ノ運命ヲ左右スヘキ重大時期 ル處事變ノ收拾

間僅少ナル趣ナルヲ以 テ帝國外交ノ根本精 神 二二關 パスル論 ニ達シタリト信セラルル處今日ハ不幸豫期ニ反シ會見時

トシ い省 一略シ直ニ個 Þ ノ問題ニ關シ申 述 プフル コトトスへシ

二、更ニ事務官側ヨリ先ツ生等職ヲ外務省ニ奉スルモノト

五、大臣ヨリ外務省ノ人事ニ關シテハ現在

慮シ來リタルモ之ニ着手スレハ少クモ二三ケ月ハコタコ

英国との関係 2

ル

充分承知シ居

ij

實

就任以來人事

刷新

ジ種

一々考

ノ陣容カ不滿足ナ 二關

述フル 受ケニナラレタ以上又當然國民ヲ期待セシムへ 凩 テ , 御抱負ヲ有セラル 大臣閣 ナルヘク且此 が前二一 下 -ノ御 應大臣 方針 ノ難 ルト被存ヲ以テ先ツ生等 ノ御方針ヲ承リタシトス 信ニ帝國外務大臣ノ要職 ラ知ラサ 、レハ十分職 責ヲ果スコ ノ卑見ヲ由 キ外交上 ラ御引キ }

大臣ヨリ右ハ尤モナルモ自分ハ在野時代ヨリ個人トシテ テ審議中ナレハ何レ 意見ハ玆ニ述フル 、意見ハ有シ居ルモ大臣タル責任ノ地位ニアル以 何分ノ儀外務省員ニモ徹底シ得へシ (ヲ避ケ度キモ國家ノ方針 ハ 閣議 Ĺ 監二於 個  $\lambda$ 

 $\mathbb{R}$ 

끄 事務官側ヨリ生等ハ 伺 テ 針 下ノ方針實現トハ大ナル關係ヲ有スルヲ以テ茲ニ特ニ御 |懐セラルルトスルモ現在ノ外務省ノ人的要素ヲ以テシ ヒ致度シトナス 韭 推察シ居ルモ ノ實現ハ 不可 的能ナル 、ナルカ今日假令閣下カ眞ニ大方針ヲ 職責上又情報ニ依リ大体閣 ヘシト信シ居ル處本問 下ノ御方 題 *)* \ 閣

> 六、事務官側ヨリ人事刷新ニ關 リ右 テ押通シ度考へ居リ此ノ點自分ニ任セラレタシト 凡テノ方針及責任ハ自己一人ニテ負フ外無シト考へ居 フルコトカ今日トシテハ唯一ノ方法ナルヘシト思考シ居 タシ日日 モ忙シキ時ト思考サレルヲ以テ今年暮位迄ハ カニセラル)御承知ノ通本年九、 21 (外交政策ハ今日 不滿足ナル古機械テモ從來ヨリ手ニ慣レタモ ハ軍及ヒ朝鮮ニテモ經驗セルコトニモアリ ラ事 ト務ニモ差支ヘヲ生スル惧 ノ外務事務當局ト關係無キコト スル御說 + 甪 ハ一應了承シ得ル 頃カ帝國外交ノ最 アリ 卽 ,現在 チ 此 例 ノ際 陣 - ヲ明 /ヲ用 テ Ŧ 謂

今日 大臣御一人ニテ外交政策遂行スルコト X レタルコトニモアリ少クモ ル ルコト ノ事態ハ差シ迫リ居リ 焦 眉 ノ急ナルヘシトセル ーキー ,旣二就任以 二對 ポ 來數月ヲ空費セラ ハ不可能ニシテ且 イント」 タケハ改

七、大臣ヨリ順々ニ入レ換ヘルヘキニ付此ノ老人ニ任セラレ 八、事務官側ヨリ今日漢口攻略ヲ目前 度トセ 權 除 潰滅、 ノ爲斷然タル措置ニ出ツヘキ秋ト思考スル處最近 防 共樞 軸 ノ强化及在支英佛蘇 控 ノ政 へ帝國外交モ 治的 一勢力 蔣 政

リタル 居り右ハ嚢ニ廣田大臣ニ對シテハー應上申シタル經緯ア 研究シ皇道外交ノ名稱ヲ附スル一聯ノ根本的論策ヲ有シ 臣ノ關係大使トノ御交渉振リハ生等ノ最モ憂フル所 右皇道宣布ノ思想ヨリスルモ此ノ際「アングロサクソ 皇國外交ハ如何ナル綱領方針ニ依リ施行セラルヘキヤヲ トス又生等ハ皇道宣布ノ奉行ノ前衞タル外務省員トシテ 、カ何レ閣下ニ上申スル機會アルヘシト思考スル處 プナリ

れ、大臣ヨリ漢口攻略ニ際シ大外交ヲ行ハネハナラヌコトハ 全ク同感ナリ軍事ト外交トハ一体タルヘキモノニシテ此 ノ點ニ付曩ニ南京攻略當時度々要路ニ對シ進言シタル經

スト大臣ニ迫リタルニ

ン」ト東亞ニ於テ中途半端ナル妥協ヲ爲ス要ヲ何等認メ

石援助ヲ中止セシムヘキモノト思考ストス

、事務官側ヨリ重ネテ現在漢口攻略ヲ目前ニ控ヘテ英國ト 現在行ハレ居ル如キ形式ニ依リ交渉ヲ爲スハ最モ不適當 -被存ニ付少クモ漢口攻略終了迄ハ大臣ニ於テ「クレー

今日列國ト交渉ヲ爲スモカカル意圖ニ出ツルモノナリ。

トト信ス

緯アリ當時ノ外務省ノ無爲ハ甚タ遺憾ニ存シ居リタル處

土、大臣ヨリ自分ハ元來帝國ハ結局英蘇ノ勢力ヲ東亞ヨリ

ギー」大使トノ面接

一避ケラル

ルヲ可ト考フトナス

他解決ノ途ナシト信ス) 英ノ勢力ヲ排除スヘク今日支那 ト同時ニ英ヲ敵トスヘキニ非スト考フ支那ヲ討ツ爲ニ英 シトセラレタル處生等ハ蘇聯トノ問題ハ結局戰爭ニ依 考慮シ居ルモ之ニハ段階アリ先ツ支那ヲ片附ケ次ニ蘇聯 排除シ又進テ先ニ御話 ノ力ヲ借ルヘシトハ申ササルモ少クトモ英國ヲシテ蔣介 ノ勢力ヲ驅逐シタル後(但シ必スシモ戦 ノ如ク皇道ヲ世界ニ宣布スヘシト 争二依ル必 要 ル

二、事務官側ヨリ支那事變ノ收拾ニ當ツテ英ト或程度ノ妥 政府ノ代表者ト會談セラレルコト夫レ自ラカ甚シク日本 協ヲ爲ストスルモ自ラ限度アリ卽チ蔣介石及國民黨政 ノ弱腰ヲ世界(特ニ交渉ノ相手方タル英國)ニ表明スル ノ他ニ於テ政府自ラ公然ト對蔣援助ヲ高言シテ居ル英國 トノ和平又ハ妥協ハ絕對ニ許サレザルノミナラス議會其 コ 府

側 那 ルニアラサルヤト思考スヘク臨時政府及維新政府等新支 又列國モ日本ハ支那ヲ持テ余シテ蔣トノ和平ヲ希望シ居 ノ朝野ニ與フル悪影響ハ 謂フ迄モナク徒ラニ國民政

府

「分二モ充分考へアリ決シテ誤魔化サ

Ĺ

ル

様ナコト

ス

州 白

ル

F

以

テ自分ニ任セラレ度シトス

古四 事 務官側 ヨリ右和平 ハ單ナル 好餌ニシテー 方蔣政權 ラ

ル 目 セラレス之ヲ要スルニ現在漢口攻略ヲ最モ政治的  $\exists$ カ毅然タル反蔣態度ヲ堅持スレハ恐ラク漢  $\Delta$ 、切札ニシテ輕々ニ之カ商議 「リ泣キヲ入レ來ルヘキ日英國交調整ニ際シテノ重 - 揚子江航行權 ルノミナラス獨伊等友邦 ブ問 『題ソノ他英ノ在支權益 、疑惑ヲスラ招 ラ開始スヘキモノト ラモ 一)問 |攻略 ラト 題 11二效 ーハ思考 後 要ナ Н 英 信 巢 介側 本 ス

樣仕向 ヲシテ其在支權益擁護ノタメ日本ト協同セサ 『クルニ在ル `徹底的 ナル 蔣 モノト信ス從テ今日百害アツテー -國民政府排擊ノ態度ヲ明白ニシ ルヲ得 利 计 英 無 ĺ

、ラシムル様準備スヘキ外交施策ハ寧ロ

1獨伊

۱̈́

-ノ關

係

ヲ

去

IJ

ノトス

日英商議

(ハ直ニ中止セラルヘキモノト思考ス

芸、大臣ヨリ テ居 此 話 キハ勿論ナリ英ハ廣東ノ空爆及漢口攻略ニ依 ラ持出 ルモノト思ハル 、點相手ニセサ 「クレーギー」大使トノ會談ニ最モ愼 シ當方ノ意向ヲ採ラントシ居レリサレ 7現二目 jν ナリ兎ニ角英大使ト 下ノ會談ニ於テ先方ヨ 會談 ij 相 重 三就 1] -自分 當慌 和 夕 苹 ĺV テ

> 援助 ノナルヲ以テ此 ノミナラス英國側トシテハ右ヲ利用シ其 揚子江流域 コト乍ラ斯ル意味ノ和平ノ執ラサ シッツ帝 國ニ和平ヲ持 ノ)ヲ擁護若シクハ進長ヲ計ラントスル ノ際重ネテ閣下ノ考慮ヲ要望スル次第 チ 來 ル コト ル が所タ 夫レ ノ在支權 自 ル 体 明 礻 パカナル 可 益 強 Ŧ ナ

ル

之ハ整理スル豫定ナリ又獨伊 賠償事件等ツマラヌコトヲ持チ來ル タレハ意見アラハ提出セラレ度ト) 兄等ノ所 ニ考へ居ル次第ナル ニナラサルヘシト存シ實ハ其ノ防共協定ノ强化モ悲觀 二果シテ軍事 大臣ヨリ右ハー オツトー」 防 共 ノ樞軸必スシモ堅固ナリトモ思考セラレ 大使ニ面會セル折 同盟締結 應尤ニシテ「クレ カ (右ハ事務當局ニ研 ノ意志アリヤ否ヤ不明ナリ先 ۱̈́ ノ印象ニ依 -ノ關 係强化 ノハ閉 ギ j レハ 究ヲ命 問 大使 Iシ居 信 題 餘 シ置 ij ス先方 關 リー何 力 如 當 損 シテ 的 害

**芸、事務官側** 丰 モ雙方トモ至急强化スヘキ狀勢ニアリ又强化 ノト思考シ居リ例 ヨリ右ハ我方ノ態度一 *)* \ 對獨對伊 ツニテ如 自 ラ其 形式 何 樣 トモ シ得 里 ナ ル

事態ニアリト説明

(執事來リテ時間ヲ告ク)

士、大臣ョリ結局自分ノ如キ老人カ出馬シタ 望タル一日モ早ク急速ニ且適當ニ戰爭ヲ中止スルコト ĺ /١ 威 民 ブ 耍 ·ヲ

實行スルコトニアルハ兄等モ了解セラレ居ルコトト思フ

處何レ又其ノ方針ハ五相會議ニテ決定シ國家ノ意思トシ

ヨリ テ定リタル上示スヘキヲ以テ右時期迄待タレ度且(當方 ·ノ質問ニ對シ)一月十六日ノ帝國政府ノ方針ハ差常

ル旨心得置クヘシトシ又面會ハ都合ニ依リ再度行フヘシ

リ之ヲ遵守スヘキモ將來情勢ニ應シ變更スルヤモ知レサ

トシ席ヲ立ッ

以

H.

漢口陷落 ノ結果トシテハ左 ノ顯著ナル事實カ伴 ラ

(付記二)

譽

書

一蔣政府ハ落行ク先ノ如何ニ拘ハラス一 ス 11/ 地方政權二轉落

樹立中ノ新政權ハ勢ヨク擡頭シテ中原ヲ支配スルコト

(欄外記入) (1)

ニナ

三、長江筋ニ巨大ノ 、權益ヲ有スル諸國ノ立場ニ著シイ變動

ヲ招 一來スル

日本トシテハ戰爭繼續ノ 爲二現地 ノ資源利 用 ノ道カ大

二開ケ得 ル 四

(2)日支間ニハ宣戰ノ布告ハナクトモ交戰ハ旣ニ成立シテア

者テアルコトモ疑ナキ現實テアル

ル

ノハ事實テアル、

而シテ日本ハ勝者テアリ蔣政府

**八敗** 

(3)右述ノ二現實ヲ公正ニ理解認識シテ日、 英、 支(蔣)

ハ

其

基礎ノ上ニ國交ノ調整ヲ策スヘキ 時機 ハ將ニ到來シテ居

ル

(4)英ノ對日、 日本トシテモ國內輿論ノ沸騰ヤ軍事上ノ要望ニシテモ東 對支態度轉換ノ方向ヤ程度ノ如何ニ依リテ

スルコトハ不可能テハナイ

亞ノ大局維持ノ必要ノ前ニハ

或種

ノ我慢モスレ

ハ抑制

(5)H 「本ノ對英希望トシテハ

二、夫レカ差當リ六ケ敷ケレハ對蔣援助 對蔣援助ノ打切リト對日援助 ノ提供テアル ノ態度

ノ是正丈テ

モ宜シィ

字章

·垣大臣 · 「クレーギー」 英大使會談要錄

1123

昭 和 13年9月 月8 Ħ

会談

在本邦クレーギー英国大使字垣外務大臣

提出した中国に関する日英懸案表に対し宇垣 英国側が迅速解決を要望して七月二十六日に 外相が日本側見解を披瀝について

(欄外記入)

力スル 置

25

日軍カ作戦

がノ進捗、

占據地確保、

治安維持

ジ爲 換

午後四

時

「クレー

ギー」

英大使ハ「ノーブリツヂ」

書記 官

|ヲ快ク承認スル

、ナラハ彼等ノ權益尊重ニ好意的

二協 グノ措 ロスレ 地 域

ヲ

、帶同宇垣大臣ヲ來訪、

大臣ヨリ氣候

ノ挨拶ヲ述

タル後

以

ŀ.

十三、八、二十四

大臣ヨリ上 海二歸任 / 岡崎總領事ニ手交セラル(大臣 ハ英大使

期

1]

二對 (スル說明ニ使用 ジョ

[的ニ書カレタルモノノ由

タル次第ナルニ付右事情御諒承戴キ度ク、 シタシト考へ居タルカ三十一日前後 京ヲ見現地ニ於ケル實際ノ様子ニ付報告ヲ得タル後御面 去ル三十一日會見 加ハリテ二三日飛行機ヲ缺航シ從ツテ關係者ノ着京モ豫 ノ如クナラス、爲二三十一日ノ會見ヲ取止メ今日ニ至 ノ都合ナリシ處上海 ハ 、雨降リ .;方面 過日 日 續キ暴風雨 リ關係者 ラ上

+

定期航行ノ問題ニ付書翰ヲ戴キ居ルコトニモアリ、 ハ日清汽船 上海 方

ニ於ケル英國權益ニ關 スル諸懸案 ノ解決等モ遲延 一勝チ

面

點等二付御話申上クヘキ處先ツ全般的ノコトニ付御話申

異議ナシ、 ケ度キカ御異議ナシヤト斷リタルニ對シ 自分トシテモ大臣御話 ジ事情 「 ク 」 ハ充分承知シ居 大使ハ勿論 1]

後

大臣

(準備

t

ル用紙

(別紙甲、

別紙乙)ヲ取出シ讀

上ケ

タル

敢テ御急立スル次第ニ非ス、

ト答

今御耳ニ入レタル事項以外ノ諸懸案ニ付テハ 其 ジ中 或

九 八

・夫レモ尚六ケ敷ト云フナラハセメテ日

本軍

內丈ケテモ英ノ對日協調的態度ヲ希望スル、

於

大臣

邸

1935

ルモノハ旣ニ解決濟ノモノモアルヘク、或ルモノハ解決

申述へタル如ク堀內次官ト御話置キ戴キ度シノ緒ニ就キ居ルモノアルヘシト考ヘラルル處詳細ハ先刻

尙五

"

ノ問題中揚子江航行ノ問題ハ英國側トシテハ

最

E

決シ度シト考へ居ル次第ナリ、昨日モ外務省員ニシテ九重要ナル問題ナルヘク、當方トシテモ成ルヘク早目ニ解

江

上海ヲ飛行機ニテ飛翔シ東京ニ飛來シタル者ヨリ

聞

キタル處ナルカ、

長江

「ハ船舶充滿シ居リトノコトナリ、

アリ、蓋シ揚子江ニハ自分ハ軍當局者ヨリ聞キタル所ニ自分ハ靜カニ考ヘタル處ナルカ思ヒ半ハニ過キタルモノ

右以外ニモ日本側艦隊ノ存在スルアルコトトテ其ノ充滿ルヘク、其ノ大部分ハ百噸內外ノ小型ノモノ多カルヘク、ハ非サルモ、小サキ船舶總噸數約百萬噸浮ヒ居ルコトナ

キニ付兵員人馬等ノ上陸運搬ニモ小型「ボート」若クハセルコト想像ニ難カラス、且波止場等モ充分ナラサルヘセルコト想像ニ難カラス、且波止場等モ充分ナラサルへ

ライター」 、感モ深メタルモ 、陷落モアラハ事態緩和ヲ見本件航行 シト考フル次第ニシテ歸來者ノ報告モ成程 ヲ使用 ノニシテ、 元シ居ル ハヘク、 情勢斯ノ 其ノ數何萬 如シト : ノ問題モ早速 ースル 性然ルへ ジ敷 二上 干 シト 解決 漢 ル

セラルルモノト確信スルモノナリ

ヲ詳細ニ亘リ伺ヒ得タルハ自分ノ感謝スル所ニシテ、大使 閣下ヨリ充分其ノ見解ノ御開陳ヲ得日本政府ノ亲

選擇シ且日本軍ノ軍事行動ニ支障トナルコトナク、 リシコトハ閣下ニ於テモ御豫期シ居ラルル 只今閣下ヨリ モノニシテ、 分トシテモ閣下 御 ノ御話ヲ同ヒ自分トシテ失望セサルヲ得 -同樣詳細 說明 シ 五個 細二亘リ御返答致シ度シト考フ [ノ問題 ハ 英國政 府トシテ愼 所ト確信スル 日 本 重

ルモノト感シ居タル所ノモノナリ政府ヨリ滿足セシメ得ラルヘシト感シ其ノ早期解決ヲ見

| 也に今下レ貳青に寸即冬口に Fist?リ、残なレミルにレ日本ノ立場ニ關スル閣下ノ御說明ニ依リ閣下ニ於テハ現

一、閣下ノ接受シ居ラルル報告ハ英國ノ立場ヨリスレハ地ニ於ケル實情ニ付御承知ナキ點アリト感スルモノニシ

戴キ得ルト信スルカ故ニ成ルヘク早期ニ再ヒ會談ノ機會閣下ヲ「ミスリード」スルモノナリトノ點閣下ニ納得シ

ヲ得タシト

恵

ノ原因タル事項ナル場合ニ於テハ閣下ト自分トノ間ニ於ヲ爲ス者ナル處、目下ノ懸案ノ如ク日英間深甚ナル誤解自分ノ友タル堀內次官トノ會談ニ付テハ自分モ喜ンテ之

1936

意見

É

#### 2 英国との関係

ナシト答ヘラルリ受ケタル訓令

アノ格日

ハー

般問題ヲ論議スルニ先立チ本國ヨ

三付御話シ度シト言へハ、大臣ハ差支

of whole misunderstanding and difficulties)ナリト考へく事項カ日英兩國ノ全般的誤解並ニ難事ノ真髓(essence)サル會談ニ依リタシト考フルモノニシテ事實斯カル詳細

アツクス」

卿ヨリ

、閣下ニ宛テラレ

タル

個

人的

「メツ

ŧ

ラル

ル

ル所ナリ

閣下 戴キタル囘答ハ日本人ノ所謂公明正大ノ行爲 myself …) 英國 干 賴アツテ然ル ラレタル目的 シ熱望ヲ捧ケ居ル者ニシテ此 Japanese sense of fair play)ト認ムルヲ得スト觀スル 分ヨリ申上クルハ聊カ困難トスル所ニシテ閣下ヨリ先刻 ノナリ、 短 -御話中 キ コトト 尤モ自分ハ着任以來日英間ノ親善關係確立 -ノ最初 【達成ニ對スル自分ノ努力ハ閣下ニ於テ御 ヘシト ・テ | フ協力並ニ將來ノ友好的行爲等ニ付今自 御 ラ -思フ者ナリ 部分タル重大ナル問題ニ 返答ヲ差控 ノ點ニ付 度ク(I will refrain テハ閣下ノ言 一付 テ Ę. 時 及セ 三對 the 信 七 間

> タル 衆二對 日 右事情ニモ鑑ミ「ハリフアツクス」 其ノ結果トシテ空爆目 ニ付閣下ハ其 テ本問題ニ付空戰ヲ規定スル根本的 コトトナリ、 !本側飛行機ヲシテヨリ高ク飛フコトヲ餘儀ナクセシメ カ、 ト云フモ差支ナカルヘシ、 スル被害ハ減少シタルコトハ甚タ喜ハシキ所 爾後 ノ空爆ニ於テハ一、二ノ例ハ別トシー 爲二被害モ増加スル所ナリトノ旨御話 ノ説明ノ一ツトシテ支那 標ニ命中スル正 數週間 原則 卿 確サ 領防 ハ閣下ト 前 ジョ或ル 廣東空爆 モ勢低下スル 備 芀 Ŧ · ノ 間 ノ増 ノニ付 ノ問 般 進 三於 プナリ アリ 民 ハ

(on the basis of humanity) 玆ニー 般的 提案 (genera於テ未タ確立セラレタルモノニ非ス、人道ノ基礎ニ基キ方法ナリト考フル所ナリ、尤モ之等規定ハ國際會議等ニ

同意シ得ルヤ否ヤヲ見ルコト

ハ問題ニ對

コスルー

ツノ解

決

的ノモノ (purely personal)トモ見ルヘク、或ハ「ハリフ大使 本國ヨリノ訓令ナルモノハ或意味ニテ純然タル個人

要求シタル後

一尙附言シ度キハ

「ハリフアツクス」

卿

ノ 一 六時會談終

非 能 爵 -ナルモ 員 對 ス ノニシテ右 ル 攻 整 ハ 難事  $\exists$ 英間 ノ原因ヲ 門二於ケ 除 ル ふク目的 諸 難 事 ラ以テ j 增 ス

提

案ヲ爲ス者ナルニ

一付御研

究ヲ得タシ

匇 後 回會見ニ於テハ一般的問題ヲ論議シ提案ノ件ニ付 御 詳 テ本提案ノ件ハ左シテ急ヲ要スルモノトモ思 ヲシテ長ク斯カル事態ニ置クコトナク更ニ會見 面白カラス(disagreeable)ト感スル次第ナ 1 述 !返事致スコトトシ度シト答へラレ、 々 Ħ 細 再と會見シ度シトセカミ大臣ハ來ル十 1御意見ヲ伺フ 、論議ヲシ度シト言へハ、 本日 ノ五項目ニ對スル大臣御話 コトト スルモ差支ナキニ付兎ニ角 大臣ハ後刻充分ニ研 右ニ對シ大使ハ重ネ 21 -四日水曜 ルニ付英國 英國政府トシテ ハ + ノ機會ヲ得 デハ ルニ 旧午前 究 更二 一付次 來週 モ 政 シ 府

別紙 甲

示サ 成 前 侧 间自分ハ ル モ亦日本ノ氣持 ル ルナラ  $\exists$ 本側 八、 兩國間ニ於テ萬事 プラヨ 英國ニ對スル ク了解シ、 サカ圓 般的 日 本ト 滑二 氣持ヲ御 協力 進 ムト考フル ス 話 ル ノ實 英 ラ

解決セス、 國交調整ト云フモ、 ヤ カ、 右ニ就テハ 英國 御伺ヒシ 万 何ノ程 互. 旣二御考慮ノコトト タル |讓妥協コソ懸案解決ノ鍵ナルコト カ未タ御返事ヲ得居ラサル 度迄日本ト協力スル 御互ニ自分ノ主張ヲ突張ル -存スル モ、 ノ意向 懸案解決ト云ヒ、 所ナリ。 !ヲ有セラル ヲ諒解スル ノミニテハ ル

云フモ、 テモ出 新シ、 ヲ取 若シ英國 御 ケテ話合フニ非スンハ、 互 ハラル 二或程度ノ所ニテ我慢スルヨリ外ナキモノト、 一來得 英國トノ間ニハ、 力此 將又國交調整ト云フ ル ルナラ、 ル 樣 ノ際全面的ニ蔣介石ヲ援助支持セスト 二考へル。 日本國民モ亦全 新ナル出發點ヨリ 日英兩國 實 ノモ、 ハ 双方カ此 結 面 ノ協力ト云フモ、 涓 的 三其 中 途半端ナモ 處迄突キ 加 ノ對英認 何 ナル話合ニ 詰 妥協ト ナル メ打明 識 ノニテ、 態 アラ更 コ 度

十時ヲ約束セラル

ノ要アリ。

發表セサ 二付發表ヲ如何ニスヘキヤト岸秘書官ヨリ意向 再ヒ會談ヲ重ネタリ 會談後同盟 大使ハ本日會談 ル ヲ希望スル |通信員カ會談 Ĺ ジノ次第 - 言ヒ置 、モ聞知リタリト ノアリタルヲ見出 ハ英國トシテ失望セ クコトト セ ノ度シト ハ從來 Iシタル -述 ルニ付全然 [|ヲ聞 ノ懸案ニ付 ル模様ナ ヘタ 半 ル タ 後 íν íν

大臣

/ 讀上ケタル

用

紙寫ヲ一

部送付アリ度シト言ヒ置

ク

ナラヌ時 漸次濃厚ト

カ、

正 ý

到

來シテ居

ル

樣 各

思

ル

本

項

自

中

二

21

(イ)

英國

商

社

使

角

人及英國

人

所

有

品品

搬

出

ナリ

ツア

ル

コ

卜故、

國トモニ篤

-考へ

一、 上

從ヒ本大臣

應ノ見解

ラ簡單

御

崩

致

いシ度

御

提

出

/ 懸案解

決ヲ遷延セントス

ハル意向

ハ 加

手

頭 ヲ 71

いナク、

現狀

1

前回

モ申 機

夕

ル

通

ij

英國

ノ態度

何

理 レ

由

テ

j 豫 メ 幸 觀 シ置 ク要アリ

基

礎

1

テ

出

[來得

ル

限

り協

調

的

一懸案解

决

方

頍

地

ヲ

ナレ 增 IJ モ リ尊重 今次事 護 加 點 此 スル 刨 チ ニョリ考フル ユス 1/ 亦止 ル 、ナラン。 事變カ永引ケ 勝  $\mathbb{H}$ 七、 Ÿ 上本ニ  $\stackrel{/}{\exists}$ 4 ラ得サ 戦争  $\mathbb{F}$ モ、 取 何 ヵ トレニ 何 ij 續 早 ハ永引ク丈ケ、 ル  $\exists$ ・テハ眞劍ナリ、 り限 リリモ スルモ日本ハ -ク事變ヲ收拾 次第ナリ。 大切 ij 或程 の ナリ。 從テ外 列國 日本ノ コスル 咸 度迷惑ヲ掛 外 渾 コト 權 阈 阈 ラ賭シテ 要 益 權 女求貫徹 - カ第 權 益 捐 ケル 益 尊 害 /١ 義 汔 戰 バ 重 コ 固 益 1 ナ 擁  $\exists$ E

ノ中 自ラ安全トナルへ 氣濃厚ナリト ト云フナランモ毎々 若シ英國ニシテ從來ノ援蔣態度ヲ捨テ、 でフ覺悟ヲ有 -原ニ有力ナル 日支事變ハ短 -見テ居 が新中 シ 又戦ヒ 2日月 御話申上ケタ通り ル -央政府 近 モ クショ 得 多シ、 間ニ解決終了シ、 ル 力樹立サ リアル漢口陷落後 自 日本ト 信ヲ 有 ĺ É 相 -協力スル 英國 iz o 本 一ナ氣運 偂 英國 21 側 ニハ 英 テハ モ、 プ權 コ ハ 、然ラ } 援 支那 一个一个 醅 Ė 益 默 + Ź 25

> 迄ハ、 尤モ詳 事 表ヲ持參シ 指 導 態ハ著シク改善セラレ 骨勵シ 自 細 分モ十分研究シカネル 7 來レ ル 居 さり、 御 說 ル 崩 當時 其結果トシテ七月二十六日貴大使 25 ト現在 事 居レ 力餘 1) 1 細 j 付 빞 力 過 較 重ナル ハスル 丰 其 數 程 細 力 海 力懸案 丰 方 コ 面 申

别 紙 Z

述

他

汅

堀内次官ニ御話致サスコ

1

ŀ

致

度

英大使ヨリ 英大使提出 ア緊急處 ノ緊急懸案ニ 理方ニ付キ 對 提出セラレ エスル 見解 タル懸案表 ヲ 皃 ル

(H.) 黄 英國人ノエ (一) 上 蒲江 海共同 液渫問 場ニ 租 題 對 界 ブ五 プ北部 ス ル 制 項 限撤 自 瓶 域 分 廢 問 レ 問 居 題 題 ル 二揚子江 (四) 付 鐵 キ 道 檢 右 航 分 問 順 題

海共 同 租 界北 部 地 域 問 題

問 關ス 題 (口) ル 工 部 18 ノス 局警察ノ問題 許可 證 制 (1) 度 ノ緩 バ ノス 和 並 及電 許 車 可 申 問 手續 題 列

1939

擧セ シ得 放シ得ル 包含セラル こラレ עונ ル時期ニ 問題モ實質的ニハ T 居 ル )是等 一達セ 問題ニ懸リ居り、 處 炭尤モ ノ問題 (前記三 全部 ハ 、本項目卽チ北部 英國 結 問題ハ完全ニ 涓 北部 人工 北 部 :地域ヲ全般的 地 場 域 朋 玼 ヺ 題 解決スル 域 何 餇 (1) 1 程 崇 題 開 譯 度 中 信 放 開 + 紡

IJ

然ラ 1] 潛入シ治安ヲ紊ル 「パス」 派條件ニ北部 Ŕ ij 租界 ハ北 排 制度等ノ制限ヲ附シ居リ、 、日二基ク「テロ」 部 南部地 地 地域 域 ラ全般的 域域 惧アリ、 ヲ ·開放セハ、 ハ 今尚抗日排 三 之北部地域ニ於テ今尚出入ニ 事件頻發スル狀態ナルニ 開 放シ得サ 是等不逞ノ徒北部地 又之ニ伴ヒ「バス」、 日分子 ル理 ノ根據地トナ H如 何 1 域ニ 依 ij

電車等ノ運轉モ ・制限セラレ居ル所以ナリ。

北部 Т 婚 F (カ壓倒的多數ニシテ恰カモ日本人街 局警察 ル寡少ナリ |地域警察ノ幹部及警察官 地域ニ於テハ、 ノ問題モ亦之ニ關連ス、 ラシヲ以 外國人ノ人口ハ、 テ日本人警察官增强方要求シ居 一ノ數ハ、 御承知 事變前ニ於テモ 日本人ノ人口 ノ感アリ、 通 ij 租 三比 然 界 1] 11/ Ħ

夕

j) 力

滿足ナル解決ヲ得スニ經過セリ、

然ルニ昨

年上

 $\exists$ ハ

1)

海

方面

治安狀況

2

戰局

ノ進

展ニモ多大

關

案

側

同 H 海 地 Ť. 域域 部 事 ·變勃 局警察 治安ヲ危 一般ス 突如 ル ルヤ日 始ニ 楊樹浦 瀕セシメ、 本 側 方面ヨ ノ要望ニモ ij 工部局警察 無責任ニ 拘ラス、 對 モ コスル 撤退 月 Н

當局 本側 無責任且無能力ナル事態ヲ惹起セサル樣改組 ノ不信任ヲ益々甚タシクセシメタリ、 尠クトモ北部 地域 ノ工部局警察カ再 仍 スル ビ右 テ我方現 ノ必 如 要 丰 地

シ得ル譯ニテ、 ツツアリ、 ル T ij 信賴ノ程度モ昂マリ、 ŕ ノ見地ヨリ、 我方要望達成ノ程度ニ依 前記租界南部地域 工部局當局トノ 夫レ丈ケ工部局警察 排日 間ニ話合ヲ リ工部局警察ニ對 取締 ジノ進出 狀況及北 進 メシ ヨラ許 ス X

地 域ニ於ケル工 開放 度モ決定セラルル 部局警察ノ機 能充實 ご発 度 如 何 . 三依 ij

北

部

地

域

要之北部地

域 開 程

放

ノ が問題ハ

租界當局

カ日 ナリ

本

側

1

何

程

度

譯

協力スル 局ニ對シ最モ大ナル力(「インフルエンス」) カ、 以 上 カニ依リ決定セラル 、事態ヲ十分諒解セラレ ル 次第ナル 日 本側 ヲ 以 ヲ有スル 1 協力ス テ、 租 ル 英國 界當 樣

租界當 極 メテ 局ヲ鞭撻セラル 短時 Ħ ノ中ニ解決セラル ルニ於テハ、 北 ル コ 部 } 地 ヲ 域 確 關 信 ス ル 縣 裕

ル場合ニモ直接軍用以外

ノ貨客ヲ積載スヘカラス

以

Ĺ

一カ目下ノ狀態ニ於テ外國船舶

ノ長江航行ヲ許

シ得

般貨客

ラ取

扱

ラモ許シ居

ル次第ナ

ĺ

カ

船

腹

に余

シ得サ

ル

ノミナラス、

色々

卜

| 國

際問

題

ヲ惹起スへ

局 係アリ、 乃至英國側 漢 ア友好的協力之ニ伴 攻 、略近ツキツツアル ハハ懸案 狀 況 鑑 パノ解決 租 愈々 界當

## 、揚子江航行問

日清汽船航

行

ジ 實

弱

、困難ナラスト

確

信シ居ル次第ナリ

流若 ナリ。 特 行シ之ニ托送スルコト便宜ナルハ 其 料品等ヨリ郵便物、 揚子江中流ニ大規模作戰行ハレ居ル結果、 八他隨時 別纒リタル軍需資材 八下流二輪 『要求ニ應シ或ハ上海ヨリ、 送ノ要アリ、 小包ニ至ル迄 ハ特別仕立ノ 此レ 何人モ想到シ得 カ爲ニハ ]頻繁輸送 或 ハ 船二依ル 南京 定期 軍 要アリ、 -需品、 ヨ ヘキモ、 船 ij ル ヲ F. 食 所 渾

種要求ニ應シ得ス。

尤モ軍トシテハ定期航行ヲ必要トシ之ヲ利用 令ニ依リ  $\mathbb{H}$ 1清汽船 儘ニテ航行スルモ不經濟ニ付船腹ニ余裕アル ·船軍用品 ^御用船トシテ運行シ居ル次第ナリ ノ定期航行ハ右 ニテ滿 船ト云フ譯ニハ非 ノ如キ軍 ・ノ必要ニ基キ ス、 其 一際 ジ居 部空船 軍 場 一合ニ ル Ŧ 命

> -- 迄主 張 ス ル 要 ナカル

外國 ニテ、 ルヘク、 ノ定期航行ヲ許 居ラス、 ナラス、 揚子江沿岸ヨリ 船航行禁止 外 目下 江陰 長江上流作戰進 |國艦船 /所帝 、閉塞線モ軍ノ必要限度ヨリ啓開 、攻撃ヲ受ク 可 ノ通過ヲ許ス餘裕ナシ、 セハ 玾 國ノ艦船 其 行中 他 ĺV 及御 ノ危險 ノ現狀ニ於テ ノ 國 ヨリ 用 船 未タ去ラサ É 同 航 況ヤ英國汽 行カ手 ź١ 樣 到 ノ要求 底此 セラレ ル - 杯 ノミ

ァ

外國 得ル 顚覆ニ ニハ絕對服從シ、  $\mathbb{H}$ 等ヲ滿載シ一岸ヨリ他岸ニ渡河スル 又揚子江ヲ挾ミテ作戰行動中ナレハ小船ニ大砲、 1本船舶 際外國艦船カ高速力ヲ以テ附近ヲ通過セル爲小船 船舶 ノミナラス危害ニ關シテモ問題起ラサ 瀕シタルモノ數多アリ(顚覆セルモノモアリ) 力前記 21 軍 、命令ニ基キ航行シ居リ、 ノ如キ行動ヲナスコトアルモ之ヲ處 萬一 違背スルコトアラハ ノ要 軍 屢 直ニ處分シ ルニ反シ、 々アリ、 ノ指揮命令 馬 其 兀

+ ήν 理 亩 ゚゚゚゚゚ナリ。

元モ特別 ノ必要アリト我方ニ於テ認メタル場合ニハ 便

官 (1) 海 軍側 居レリ、 八怡和洋行ニ對シ、 其ノ一例左ノ涌 南京及口 岸所 在 ラ所

有

ユヲ圖リ

海發廿三日歸着ノ豫定ヲ以テ兩地 「ハル ク 修理ノ爲曳船 Shunwo 號ヲ八月十八 ヘノ航行ヲ許  $\Box$ 可 Ŧ. ż

1]

 $(\Box)$ 『太古洋行ニ對シテモ、 南京鎮江口岸及江陰所在 ア所

黄浦號ハ乗組員ニ「コレラ」發生ノ爲出帆不能トナ 八日歸着ノ豫定ヲ以テ各地へノ航行ヲ許可 有 「ハルク」等修理ノ爲曳船黃浦號ヲ廿日 セ 1上海 ル 發廿 處

口 スル意嚮ナル旨英國側ニ表明セリ。 1]

クル

モ

海軍側ニテハ出帆日ノ變更又ハ代船ヲ許

ヲ檢分シ度シト

ノコトナルカ、

是等地方ハ

目

下進

行中

 $\mathbb{R}$ 右 -シ居タル趣ナリ、 三對シ英國側ニテハ、我方海軍側 (又本件許可ニ當リ特務機關 念ヲ押シ置 ジ取扱ヲ大ニ多 ピケリ。) 長

、英國人ノ工場ニ對スル 制限撤廢問題

 $\exists$ 

リ

本件ハ前例

トセサルコトト

居 崇信紡績 旧ル處、 (1) 崇信紡績 振泰紡績及申 ノ問題ハ軍事上及北部地域 -新第七紡績 ノ三件 :ヲ列擧セラレ ノ開放問

> 申 新 ブ問 題ハ 英國側ニ所有權又ハ管理權アリ ヤ否ヤノ法

題

己二關

連シ、

今直チニ

一再開

困

難

ジ事 情 アリ、

(口)

振

詯 題 | | | | | | 決ニ 依 ル懸案ナリ、

然レトモ何レ 分崇信ニ付テハ既ニ差當リノ措置トシテ機械及設備保 律 ノ問題
モ我方ハ最モ好意的考慮
ヲ加ヘ居

ij

二必要ナル人員派遣ニ同意シ實行濟ミ、

(口)

振泰及八申新

IJ

國側當事者ノ滿足スルカ如キ解決方法ヲ得ラルル見込ア ニ付テハ實際的解決方現ニ斡旋中ニテ久シカラスシテ英

四 鐵道檢分問 題

英國側 *)* \ 上海 南京間 及上海 杭州 -寧波 間 鐵 道 ノ狀態

漢口作戰ノ重要ナル後方地帶トシテ軍事行動 地域ニ含マ

レ居リ、 今直チニ檢分ノ希望ニ副ヒ難キヲ遺憾ト ス

但シ折角ノ御希望ニモアリ、

差當リ上海

北停車

場

リ、 漫り

現

檢分位ハ差支ナシト認メ、 地二於テ細 目 ノ話合ヲセラレ度シ。 右趣旨ヲ現 地 ニ電報セ

黄浦江 一浚渫問

垂

本件モ亦問題ノ實際的解決ヲ圖ル趣旨ヨリ現地ニ於テ話

P

راز

Ŧ

ノニ付我方希望ニ應スル

爲直ニ何等カ

處置

ラ執

ラ 丰 71

 $\exists$ ラ

1 使 +

比

較的 ラス

小

ンナル

案件

(別紙

如

キ)ニ於

ハテ英國

財

產

力

/返還

+

拘

(我方

實際何等

ノ實質的滿足

ヲ

、得居ラ

ス候幾ツカ

ノ

切

1124 拜啓陳者本月二十八 分 1] 的 圓 大體 月 日☆ 拘 Н 度 精 滿 泥セ 解 來外務省ニ 「英懸案ニ闙 和 神ヲ以テ總テノ 日英懸案事 13年 纏り 開會セラル 決ヲ見 在 ス 'n 京英國大使發半公信要譯 九三八年十月三十 10 我方ノ ルモ バケタ 月 對 項 ź1 ス 八日貴 ĺV ル Ö Н 解 ŕ 迸 、懸案ヲ實際的ニ キヲ以テ 件 實際的解決方針 樣 洗決ヲ 我 沢田外務次官宛 信 |速解決を英国 はナルニ付、 含酸 Iス。 昭 求 和 H 就 \_\_\_\_\_ メ ノ際本使 へ來リ 1英關 Н デハ 溒 英國 係 解 夕 次官宛 [政府再度 カラスシテ本件 (半公信 一協力セラレ、 英国大使より 決スル ル 21 懸案 英國 將 侧 來 干 四 樣御 議 亦 為本 小 會カ 請 玾 亞 ケ 酡

側 窟 1 協調 七 Ξ. 話 亦 實施 官 本 ル 憲カ 使  $\wedge$ 汀 キ 一關シ 在支英國 在倫敦外務省ヨリ j  $\mathbb{F}$ 詳 肝 要ナリ 細 權益 ナ ル質問ヲ受ク ŀ -思考ス 保 議會 護二 闘シ ル 開 旨 會 、キ旨 屢 由 上ハ Þ 與 候 各大臣 電 ラ 報 ヲ 接受致シ至 夕 ĺ 於 保障 かテ 日 本

盧

P

急狀

沢報告ヲ爲スへ

キヲ要求セラレ

合ヲ

淮

ベメシ

・メ居

ij

最

近

報

告ニ

位

レ

21

水

路

局

多少ナリトモ重要ナル案件ニ付テ我方要求 上ノ差別待遇及其 無キ旨 本使ハ只今ノ處最大ノ好意ヲ以テスル ラ外 、回答致シ兼候外務省ニ對シ既ニ我方ニ 他ノ方法ニ依リ 英國 Ŧ 侧 Ĭ 利 本 一應シ 益カ重大ナ 政 府 一於テ 夕 今日 ル 通 コ ル 斎 1 汔

要スト思考セラル 障 碍 'n 、又本使カ七月二十六日字垣 ラ被 ル モノト認メ居レル懸案 ル 五. ツ ノ點ニ 一大將ニ 關 ス ル ノ總覽ヲ提出致置候 對シ特ニ至急 覽 表ヲ提 出 「致シタ 解決 ヲ 閣

D

重 反 ヲ 御記 對理 要性ヲ日本政府ニ了解セシメント 憶相 由 7 ij 成 ĺ  $\wedge$ ク 爲スコト 候右 解決ニ j 得サ 付 ίν テ 七 /١ ノ本使 眞 面 有之候是等懸案 目 軍 事 的 /努力 性質

ル

貴 ĺ 官 戓 種 指 便宜 摘 セ 供與ア ル 如 ク是等 ij 夕 *)* \ ル , 差別的 コ 卜 21 事 乃至不公平 實 チ ĺ モ ナ 去 ĺ ル 取 十 扱

大海ニ 於ケル 單 ナ ル 孤島ニ相當スルニ過キサルモノニ 一有之

江 宇 抗行ニ 垣大將及堀內次官ハ一二ノ機會ニ於テ 關スル ż١ / 漢口 ノ陷落ニ依リ緩和セラル 事 能 殊二 シト 一揚子

錄 ノ期 ラ 滑待ヲ 御參照相成度)茲ニ日本政府カ少クトモ南京ニ至ル 述 ヘラレ ·候(十月十日ニ於ケル堀內次官ト · ノ 會 汔 談

强調

アスル

ノ外無之候

ナル處置ヲ執ラルへ

キコトヲ再應最大ノ力ヲ以

ノ英國

船

ノ航行ニ對

Aスル

困難ヲ撤去シ以テ直チニ我方ニ滿

足ヲ與フルコト 落二伴ヒ揚子江ニ於ケル英國船ニ對スル妨害ハ從前 · ) 可 ·能ナルヘキ案件アルニ非スヤ漢口 日 「 ノ 陥 1] É

我 (方ニ至急何等カ滿足ヲ與ヘサルニ於テハ將來貴我相 ノ點ニ付 Ħ. 關

増シテ辯明シ難クナルヘキ處本使ハ少クトモ此

テ

ラ

ĺ

ルヤ否ヤ御教示相成ルニ於テハ幸甚

三御

座

本使ハ貴下ニ於テ本使カ要求事項達成ノ爲議會ニ於ケル 應

係二對スル影響ニ付キ衷心ヨリ危惧スル

テモ 答ヲ以テ日本政 希望致サス候寧ロ反對二英國政府ハ如 其 (ノ影響ヲ緩和スル爲全力ヲ盡ス (府ヲ威嚇セントスルモ 何ナル公式發言ニ付 ノト見ラルル 丰 マア確信 致 公候然レ コ 1 ヲ

本使ハ若シ日本政府ニ於テ日英關係

ノ將來ニ付キ其

(ノ表明

問 撤

題ニハ

未夕觸レ居ラス

於テ是等

ノ事實ヲ隱蔽シ得サ

jν コ -

2) 御

T

解

可

成

| 候例テ

去ヲ見タル

モ

ノニ付テモ占據中

賃借料及損害賠償

ル場合我 相

方ニ

トモ事實ハ事實ニシテ議會ニ於テ質問セラルル

トノ カ具体的 會ニ於テ少クトモ彼又ハ之ノ重大ナル問題 ンタル 間ニ滿足ナル解決ヲ見タル旨述 カ 如キ價値ヲ認ムルモノナル ニ於テハ 得 ル 如ク直 關シ日本政 我方ヲシ チニ 何 ンテ議 府

閣下ヨリ 御回答アル迄本使ハ外務省ニ對スル 能フル限リ 速ニ貴下ニ於テ少クトモ 回答ヲ控 一へ居

江航行問題ニ關シ我方ニ近ク滿足ヲ與フル見込ア ル 次第ナルニ付キ リト信 揚子

敬具

別 紙

日本政

依府トノ間ニ解決ヲ見タル

案件

モノニ有之候

一、 日 英國所有地ニシテ未タ撤去ヲ見サル重要ナルモノアリ又 産ニシテ今日撤去ヲ見タルモ H 本官憲二於テ所有者ノ許可ナクシテ占據シタル英國 本官憲二依 ル 上海ニ於ケル英國財産 ノ凡ソ十件アリ ノ占 (然レ トモ 財

限

、撤廢ヲ見ルヘキ旨ノ通報ニ接セリ

三、一九三七年十二月九日上海二 ウエーダー」 號 ジノ抑留 於ケル日本官憲ニ 位 ル汽艇

九三八年六月十七日上 海 「タツグ・ アンド ライ . Э

三、五月十三日上海ニ於ケル「ウイルキンソン」氏ニ對 ١ 會社へ返還セラル

五月二十六日滿足ナル現地解決ヲ見タリ

끄 、在上 长 (時間交渉ノ後現地ニ於テ職工住宅ノ問題解決セラル 海怡和紡績廠

由 Ŧi 1月日本軍ニ依リ機械搬出セラル六月八日外務次官 -新第七紡績廠 バ 英

Ħ.

或 一大使ニ對シ右搬出 (報セリ(然レトモ本件ハ日本官憲カ未タ所有者側 ハ誤ニシテ機械ハ返却セラレ 夕 ジ作 ル

業ヲ妨害シ居ル 、為眞二解決セラレタル モ ラト - 爲スヲ 得

ス

六山 『西省ニ於ケル 煙草專賣

施二付申入ヲ爲セリ英國大使館ハ八 (月十二日東京ニ於テ日本軍ノ命令ニ基ク本件專賣 月三十 日近ク本制 グノ實

> 七、蒙疆地 月七日ニ之ヲ繰返セリ英國大使館へ九月二十 七月二十二日英國大使館ハ申入ヲ爲シ更ニ八月十日及九 |域ニ於ケル石油 其ノ他 配 給 二二關 スル獨占計 ·四日蒙疆地

由 | ノ通報ヲ十月一日接受セリ

域ニ於ケル石油

ノ配給ヲ管理スル

命令力撤去セラレタル

コスル

一福公司所屬焦作石炭作業ニ對スル干渉 英國大使館ハ七月二十二日申入ヲ爲セリ八月二十日在北

ル旨承知セリ

京英國大使館

ハ本件ハ福公司ニ執リ滿足ナル解決ヲ見タ

編 注 本文書の原文は見当らない。

昭和 13年11月7日 在本邦クレーギー沢田外務次官より 英国大使宛(半公信

1125

# 解決要請に対するわが方回答 英国政府よりの十月三十一日付日英懸案迅速

翰ヲ以 解決方御申越 拜啓陳者十月三十一日附第三四○/七○K/一 テ貴國 議會開 ノ次第諒承致候 會ニ關聯シ支那ニ於ケル懸案問題至急 九三八號貴

改善二 方針ト シテ 支那ニ 有之而 諸 ル現狀 前 朝 日本政 ナル 思ヲ忍ヒ 危 カ貴國 者ニ於テモ敬服致シ居リ 心ノ岐 大大使 犬牙錯綜七 權 的 ルコト 殺 益 がナル ż ル 府 図議會ニ 一於ケル 一對スル 力 動員シ軍 ハ事變ト 深甚ナル 日本ノ直面シッ 一來レ 日 ル所 斯 H ル -ハ 閣 二於テモ 處軍事 H 本 所 革 ル /將又東亞 對スル關係ニ於テ困難ニ當 貴 貴 人關 ル 下ニ於カレテモ十分御諒 ニテ之カ爲ニ帝 重 御賢 地域 事 我間 大使 權 次第二有之候然ル ハ申乍ラ事實上ノ大戰爭ニテ日本ハ 係 行動 |事行動ニ取リテ最大ノ桎梏ヲナス 目 ・甚タ不本意トスル所ニ 益ヲ尊重ス ノ大局保持 億 ナ 的 ラ 蔣 諸 御 ĺ ラ煩シ度ク存スル次第ニ有之候今次 、ツアル現下ノ非常ナル時局ニ付 為卒直 場 達 來 ·前任者同 配 虚点 題 面 |成ニ傾注シ來リ又傾注シツ ノ治亂 國政 ル カ懸案トナ /١ 副 が爲段 コト 三申上 貴國始メ列 **|**様出 府 ピ得 處軍事行 ノ懸ル バ ハ 々 解置 常 帝 ク 一來得ル限 ル 一有之候 ĺ が所トシテ國 樣苦慮 御 三苦杯 ij 咸 丽 上キ相 醬心 動 政 國 セ 扂 第 府 ア権 ラ ル 餘波 成度 :ヲ喫ス í 為貴國 三國 1] /當初 、共日 を居 次第 益及 兩 ル 一力ヲ空 . 國家安 モ 國 |ノ在支 コ ル ラニ 施設 ツア 貴國 |本ト 1 政 關 ル 日 Ŧ *ا*ر テ 1] 1 府 ノ 係 拙

> ニ立テハ之亦已ムヲ得ストノ 服 ĺ 候夫レニツケテモ第三國側殊ニ貴國ニ對シテ囑望ニ堪 シ難キ事相モ日支間ニ事實上ノ ノミナラス第二 事變ニ 渾 ハ日本カ現ニ 用 一支障 國 [運ヲ賭スル帝國トシテ是非ナキ 直 或 及ホ ヨリ 面シッツア 見テモ平時 ノヒムナキ 玾 解 ル 前記 戦争アリト 到 國 破 /達シ得 際法 目 非常 寸 觀 住 時 到 現實 局ヲ シト存セラ 念ニテ 1] 乘切 ル ノ見地 ź١ 承 ス 今

ル 次 益

+

V

暫ク靜觀ノ態度ヲ持セラレ以テ範 ント トシテハ貴國權益カ受ケツツアル支障 必要上支障ヲ受ケツツアル貴國側權益 シトサへ感スル次第ニ有之候斯ク申上クレ ンジョイ」シ來レ ンコトニ有之、 シ懸命ノ努力ヲナシツツア 如 ル日 此 ハ 本トシ過當ナル期 日 英同盟以來貴我 ル ラ他 際 ラ其 ノ第三 待ニハアラサ ノ友好 付 切 テハ 21 メテ戦事 或 儘 1 放置 · テ 帝 7關係 貴國二於 垂レラレ ドラ「エ ス 咸 jί ル 政 意 府 テ

然撤去セラル 第三國 コト 側 <del>-</del> 第一 活 動 義トス 力 制 ・判斷セラル 限 セ ル ル現在 ラ ĺ ア狀態 Ħ. 局外者 ニ於テハ ヨリ セ 時 右 二必然的 制 限 力當

領 品

。區二於テモ全般的

軍事行動

野労出

來得

ル

限

1]

圓

滑

ナラシ

/١

毫モ

無之候

へ共戦線間近ニ於テハ勿論之ヲ

離し

タル

占

A

ル 地

前

三或

重

事

行動

上

ノ必要ニ驅ラレ

テ往々第

三國

權

・シト

ル

拘

ハラス全

高

的

心要

 $\exists$ 

夕

ヲ

ス

英国との関係 得貴意候

立場 續 タル 半 ·日英關係 が並二日本政府 帝 國 ノ方針ヲモ充分參酌セラレ敍上 、大局保持方ニ付御盡瘁相煩 ノ存意ヲ十分貴國朝野

\_

說

相

成

引

我 御

方

直

面

セ

ル

/ 度右

回答申 崩

淮 ij

旁

御指 決ヲ促進スル所以ナリ 尤モ此等懸案ニ就テモ將又貴方ノ權益問題ニ就 國政府トシテハ今後モ之カ解決方ニ歩ヲ 現地ニ於テ數多ノ懸案カ引續キ解決セラレツツアル 態度ニ出テラル 於テ敍上ノ事態及我方ノ意向ヲ十分了解セラレ 我方ノ誠意カ現實ニ表示セラレツツアル證左ニ有之候 摘 :ノ各種懸案ナ就テハ一々玆ニ記述スルヲ略シ候モ ルコト ŕ ・カ結局貴方ノ御希望ニ副 ) 、我方意見ハ閣下ニ 進ムル 於カレテモ お考二 デモ 1 問 層 一有之候 協 貴 題

方ニ

調

的

1126

)

解

御申 ニ有之候就テハ本月三日近衞總理ノ演說 以上ハ從來閣下ト 越 ノ次第モアリ兹ニ重ネテ卒直ニ卑 ノ會談ニ於テ申上ケタル 一見ヲ こ依リ表明セ コトナル 披 派歴セ E ル 貴翰 ラレ 次第

分御

承

知

ノ通ニ有之候

敬 具.

> 昭 和 十三年十 月七

外務次官 澤

在 | 本邦

御期

?待ニ外ツル

ル

次第ナル

カ貴翰ニモ

御 的 ív

指摘

アリ

Ź

1]

コ ĺV

貴 ŀ 涌

翰

次第ニテ以テ第

權 7

調整モ簡捷 力繼續

二

取

運ヒ兼ネ自

依

然トシテ

同

和 一

度

制 益 限

似セラ

ル

場合モ多々

P

ル

英國大使

「ゼ、ライト、 オノラブ ĺV + 1  $\Box$ バ 1 ١,

クレイギー」 閣下

帚

昭和 13年 j 月 11  $\exists$ 有田外務大臣宛在英国重光大使 電

英国 [は東亜において九国条約に基づく集団機

撃し集団機構的圧迫を排除すべき旨意見具申 構観念の回復を企図しているので同条約を排

口 ンドン 11 月 11 後 発

省 11 月 12 H 前 着

本

第八六○號 極 祕

的 ル」ニ於ケル演説 「チエンバ 三平 基 |礎トシテ「ミユンヘン」以來獨英了 和 ノ空氣 V  $\succeq$ ラ 一囘復セン 二於テ其 施 策 /١ コ (ア輪鹿)(卵) 最 1 近ノ j É 11 議 益 的 會 々 1 崩 及 解 ・
先
ツ 瞭 ーギ 項 1 歐洲 ナリ ル 二基キ獨 K 平 冊 ホ 和 界 1

逸卜 海 「條約ヲ成立セシメ次テ西班牙ニ於ケル秩序ヲ囘復シ東 、關係ヲ改善スルコトニ重キヲ置キ 伊太 刹 1 一ノ地 中

亞ニ於テハ ^之カ爲ニ佛國トノ聯繫維持ハ言フ迄モナク特ニ米國ト / 適當 プ時 |機二日支ノ間ニ仲介セントス ハルニア

動 米ヲ行ヒ日本ニ對シテハ米國ト協同シテ或ハ九國條約發 提携ニ重キヲ置キ通商取極ヲ成立セシメ皇帝 ノ機ヲ窺ヒツツアルモノト察セラレ又蘇聯 ハ少クト Fノ親常訪 宇

兀

[歐協調ヨリ除外スル

ノ方針ニ決シタルモノノ如シ

三、以上「チエンバレン」 段ニ於テ飽迄調和的ナル爲今後ハ米國 ノ高邁ナルト自ラ相當 ノ世界平和囘復ノ政策ハ其ノ目的 ノ犠牲ヲ拂フノ用意アリ且其 [ノ協力ヲ得テ可 ()手 成

1]

#

界的

三唱

道セラルルニ至ルヘシ

然シ英國ニ對スル其ノ實質上ノ利益 ・タル今日平和設定ノ目的 ノ爲何トカシテ ...... 聯盟組織 局 前 ノ破壊セ 一應ス

ル 擴張 協 調的 四國 一成功シ以テ世界的ニ擴大シ居ル英帝國 ノ手段ト相 |組織ヲ設定シテ國際的ニ秩序維持 會議 ノ組織 !俟テ擁護セントスルニアリ 概ヲ起シ 「コンサ jν グテー ノ機構ヲ造 卽 ション」 利 げチ歐洲 益 ヲ 7 重 ル

!通念ト爲サントシ東亞ニ於テハ調停ヨリ漸次九國條

右英國 約 ノ集團機構觀念ヲ囘復セントスルモノ ノ腹案ニ對シ全然反對ノ考ヲ表白セル 如 ハ 最 近

「ヒットラー」 ノ「ワイマー」等ニ於ケル演説 ニシテ平

各個ニ交渉スレハ足ルトノ方針ヲ維持シ居ルカ如ク英國 依リテ行フノ趣旨ハ之ヲ全面的ニ容認セス必要ナル場合 和ノ目的ハ之ヲ容認スルモ集團機構ヲ設定シ總テ協議 1 ・ノ交涉ノ如キ植民地ハ返還ノ義務アル モノニ於テ實行

1 スレハ足リ其ノ他ニ差當リ協議ヲ要スル重要問題ナキコ ヲ明言シ居ルハ其ノ英國ニ對スル駈引上有 :利ニシテ我

四 帝國ニ於テハ右英國ノ平和政策ハ表面之ニ贊意ヲ表シ今 或 ノ英國ニ對スル關係ニ於テモ參考トナル點ト思考ス

任ニシテ支那ニ於テ帝國ノ今日迄宣言セル所ヲ理解實 スルニ於テハ何時ニテモ平和ハ囘復セラル H ノ支那時局ニ於テ今後ノ戰鬪行爲續行ハ全然支那 ヘキコト -ヲ高 ノ責 行

調スル様ニセラレ他方ニ於テ英國 九國條約ノ如キハ之ヲ死滅セシム | 之ヲ打破シ置クノ手段ヲ講スル ルニ嚢ニ機會アリシ次 変アル

ノ集團機構設定ノ

腹

第ナルカ今日トナリテモ ノ要アルヘシ蘇聯問題モ遠カラス何等カノ形ニ於テ擡 成ル ク早キ 機 會 二片ヲ付ケ置

昭 和 13年 11 月 14 Н

有田外務大臣宛(電報在英国重光大使より

報

英国は米国と協力して九国 条約 の 諸 蒝 則 を撃

持するとの英国外務次官の議会答弁報告

兀

**層獨領植** 

民

地返還問

題

二關

ス

ル

質

簡

一對シ首

相

*)* \

ボ

ル

局 頭 Ħ え 本 ク支那 ノ實力如 簡 が何ニ 問題ニ 二歸 一付 着 デ イスへ 'n 支那 キ ・モ列 1 ) 國 間 1 \_ 和 關係 平 設 Ξ 夫 定

前

成

iv

、ク片付

ゲケ

置

カ 7

ĺ

 $\wedge$ 

カラス彼

此

時

波

蘭爾

25 以 結

*ا*ر

クノ ヒム 政治的 ヲ 、得サルニ付 的處置ニ 集團 出 ッ ĺ [機構的 コト必要ト 列國 -愚考ス 排 除 シ 置

**h**.

闹

條

味約ニ

一對スル

何等カノ手段ニ依ル排撃モ右目

的

二

主

1

ク行 モア # シテ玆ニ相互主 力ヲ注キ其 界 ij !クハ門戶開放カ支那問題 到 (經濟的ニ解釋シテ)之ヲ維持スル ル 、所二必要缺クヘカラサル ノ內容タル門戶開放等ノ主義ハ今日迄 義 (ノ觀念ヲ植付クルコト然ルヘシ(但 ノミナラス世界平 T ナルコト J <u>-</u> - ヲ聲明 和 ーヲ高 ジ馬ニ 一ノ宣 題

支那 ニ於ケル英米ト ノ各種案件ハ 成 ル ヘク片付ケテ問

歐各大使、 少クスルコト此ノ際特ニ效果的 米 壽 府 轉 電 セ ト思考セラル

在

第八 八七〇

+

应 政 府 H 下院 *ا*ر 九 國 討 條約 議中極東及植民地 原 劕 再 確 認二 關シ並ニ日支紛 問 題二 關 スル 分左 爭 百 涌 條 約

本 口

省 ン

11 11

月 月

ĺ5 14

H

前 後

着 発

ľ

署名國 一鑑ミ事變勃發以來一年半ヲ經過セル -協調 スル方針ナリヤ又日本政府 ヲ /憂慮セ シ L ル モノナリト 力同 う立 今日 場二 條 約ヲ 政 於テ米國政 府ト 蹂 躪 テ 扂 T ル 府

何等 , 措置ニ出ツヘキニアラスヤト が質問 ダ ソ

利 宇間 勞 (働黨) 題 ニ關シテハ常ニ米側ト緊密協力シ居リ九國 こ二對シ「バトラー」 次官 11 政 府 11 英米共同 條

約 諸 原 則 ハ 堅持スト答

同 1] ヤト 條約二關 -質問 アスル <u>(</u> べ 會議再開方ニ付米國政 ン 绺 働 (漢) 一對シ 同 次官 府 1 協 21 其 議 セ 事 ル 實 所 7 P

ト答

政 措置 府ハ米國 同 次官 7 執 往電 大統領 ル T 第 ŀ 八 ノ對支通商 ノ質問(「サ 五 二號 1 冒 ŕ 歸 趣旨 -クリ ス リヲ答辯 ル ·ツフ し 對 抗 保 議 守 (漢) 趣 對

1] 又植民地返還ニ關スル各植民地ヨリノ申出ハ充分考慮ス 首相ト同様議會ニ諮ルコトナク何等取極ヲ爲ササルへ ドウイン」前首相カ英國領土又ハ英國保護下ノ領土又ハ へキ旨並ニ委任統治地ノ讓渡ハ考へ居ラサル旨ヲ答ヘタ ル上ニアラサレハ手放スコトナシト述へタルヲ引用シ前 委任統治地域ハ當該地方ノ人民全般ノ利益ヲ充分考量セ ク

獨へ郵送セリ

昭和14年1月14 H 有田外務大臣宛在本邦クレーギー英国大使より

Excellency from time to time

1128

## 英国政府の見解について 東亜新秩序声明など日本の対中方針に対する

記 右和訳文

付

British Embassy, Tokyo 14th January, 1939

Your Excellency

State for Foreign Affairs to inform Your Excellency of the am instructed by His Majesty's Principal Secretary of

> conversations on the subject which I have had with Your 19th. This uncertainty has not been removed by the Excellency to foreign press correspondents on December December 22nd and to the communication made by Your to Prince Konoye's statements of November 3rd and other Japanese statesmen. I am to refer more particularly in the recent statements by the late Prime Minister and study of Japan's new policy in Far Eastern affairs as set out Government in the United Kingdom have been left by a uncertainty and grave anxiety in which His Majesty's

China is concerned it roles will be allotted to China and Manchuria. supreme authority will be vested in Japan and subordinate composed of Japan, China and Manchuria in which Government to establish a tripartite combination or bloc Government infer that it is the intention of the Japanese official information From these prenouncements issued SI understood that the Japanese Ħ Japan, and His from other Majesty's So far

security of the proposed bloc requirements are economic unit and the economic activities of other Powers indicates that the tripartite combination is to form a single China. Your Excellency's own communication to the press connected with political, economic and cultural affairs in charged with the formulation and execution of policy through the Asia Development Council in Tokyo which is Government is to exercise control, at least for some time to be subjected to restrictions dictated of national defence and the economic by the

suspension presumably to ensure that the Japanese conditions for the specified points in Chinese territory for an indefinite period agreement, and Japanese troops are to required to conclude with been crushed or will combination on the Japanese terms. China, he said, will be to continue until the present Chinese Government have According to Prince Konoye, hostilities in China are 2 hostilities consent to enter the proposed are observed. Japan an Moreover, be stationed anti-Comintern His . at

Excellency stated that the Inner Mongolia region must be designated as a special anti-Communist area. It is not clear what is meant by this, but in the absence of fuller information it can only be assumed that Inner Mongolia is to be subjected to an even greater degree of Japanese military control than other parts of China.

- 4. His Majesty's Government are at a loss to understand how Prince Konoye's assurance that Japan seeks no territory and respects the sovereignty of China can be reconciled with the declared intention of the Japanese Government to compel the Chinese people by force of arms to accept conditions involving the surrender of their political, economic and cultural life to Japanese control, the indefinite maintenance in China of considerable Japanese garrisons and the virtual detachment from China of the territory of Inner Mongolia.
- make it clear that they are not prepared to accept or to recognise activities of the nature indicated which are

For their part His Majesty's Government desire to

57

the

Japanese

Government

have

any

constructive

situation, except in so far as the situation has been altered Treaty is obsolete or that its provisions no longer meet the therefore cannot agree, as is suggested in Japan, that the trade, including that with Japan. His Majesty's Government was bringing prosperity to China and to her international opportunity for the commerce and industry of all nations effective and stable government, and the principle of equa were maintaining and developing for produce were steadily being realised. The Chinese people beneficial out that, until the outbreak of the present hostilities, the the unilateral modification of its terms. They would point principles of the Nine-Power Treaty and cannot agree to brought about by force. effects which the Treaty was expected They intend to adhere themselves to the an to

6. While, however, His Majesty's Government maintain that modification cannot be effected unilaterally and must be by negotiation between all the signatories, they do not contend that treaties are eternal. If, therefore,

by Japan in contravention of its terms

suggestions to make regarding the modification of any multilateral agreements relating to China, His Majesty's Government, for their part, will be ready to consider them. In the meantime His Majesty's Government reserve all their rights under existing treaties.

ij Government succeed in their plan for control of the country states that Japan is prepared to give consideration to the Prince Konoye's statement of December 22nd in which he Negotiations were suspended by the Chinese Government in 1931 for the abrogation of British extraterritorial rights concessions. On the other hand His Majesty's Government they will have no further need for extraterritoriality or but little sacrifice on the part of Japan, tor it the Japanese China to accept Japan's demands would appear to entai concessions and settlements in China. This inducement to abolition of extraterritoriality and the revocation of foreign consequence .7 I am further instructed to refer to that portion of of disturbed conditions following

2 英国との関係

> restored independent Chinese Government when peace has been discuss resume negotiations at a suitable time and are prepared to but His Majesty's Government have always been ready to seizure of Manchuria by the Japanese forces in that year this and other similar questions with a fully

precise and detailed exposition of the Japanese conditions so far been expressed and they would welcome a more because of the ambiguity with which those intentions have intentions of the Japanese Government, they feel it Majesty's Government have in any way misinterpreted the for terminating hostilities and of Japanese policy towards In conclusion I am to state that if, as is possible, His ıs.

Excellency the assurances of my highest consideration avail myself of this opportunity to renew to Your

R. L. Craigie

His Excellency

Mr. Hachiro Arita

His Imperial Japanese Majesty's Minister for Foreign Affairs

付 記

在京英國大使ガー月十四日有田外務大臣ニ手交

セル公文(假譯

(昭和十四年一月十五日)

一、本使ハ本國外務大臣ノ訓令ニ依リ、 閣下ガ外人新聞記者ニ與ヘラレタル聲明ヲ援用セント欲 不安及深甚ナル憂慮ヲ閣下ニ通報ス。本使ハ就中十一月 其ノ他日本政治家ガ闡明シタル日本ノ極東ニ問題ニ關 ス。右不安ハ本使ガ閣下ト本問題ニ關シ隨時行ヒタル會 三日及十二月二十二日ノ近衞公ノ聲明並二十二月十九日 ル新政策ヲ研究シタル結果英國政府ガ感ゼザルヲ得ザル 過般近衞總理大臣及

日本ハ其ノ最高ノ權力ヲ握リ支那及滿洲ニ從屬的役割 滿洲ヨリ成ル三者間ノ結合若ハ「ブロツク」 情報二鑑三、 英國政府ハ日本政府ノ意圖ガ日本、 ヲ結成シ、

二、是等ノ聲明並ニ日本ニ於テ發出セラレタル其

ブ他

ノ公ノ

談ニ依リテモ除去セラレザリシモノナリ。

濟單 ル 理ヲ行ハントスルモノト了解ス。 任務トスル在 짡 與ヘントスルニ在 府 、閣下ノ聲明ニ付テ見ルモ、 <del>|</del>位ヲ構成シ、 對支政治、 東京興亞院ヲ通ジ、 リト 經濟及文化事項ノ政策ノ劃定及逐 爾餘ノ各國ノ經濟活 推斷ス。 右三者間 支那 外人新聞記者團ニ對ス 少クトモー Ξ 關 . ノ結合ハ 動 頭スル ハ 定期 該 限 單 ij ーブ - 一ノ經 訚 口 行 Н **'**'/ 統 ヲ 本

、近衞公ノ言ニ依レバ、 那 ル シメラルルカ又ハ日本ノ條件ニ從ヒ前記ノ結合ニ加入ス 、コトニ同意スルニ至ル迄繼續スル 日本ト防共協定ヲ締結スルコトヲ要シ、 日支事變ハ現存支那政府ガ カ如シ。 恐ラク日 近衞公ハ 潰 (滅セ 支 苯

、停戰條件ノ履行ヲ保障スル爲、

日本ノ軍隊ハ不定ノ期

シメラレントスル

ガ如シ。

ク」ノ國防及經濟的安定上ノ必要ガ規制スル

制限二

服

セ

キヤ了解ニ苦シムモノナリ。

スト述ベタリ。 更ニ近衞公ハ內蒙地域 間支那領土內特定ノ地 情報無キ限 八日本 軍 事 「リ内蒙古ガ支那 此 ト的把握ノ下ニ置カルベ 意味 以ハ特殊 別點ニ駐屯スル ハ明カナラザ ノ他ノ部分ヨリモ更ニ ノ防共地域トスル コト 、キモ ĺ ガ、 ・ヲ要スト言 ノト推斷 更二詳 プコト スル 强 「ヘリ。 · 細 卖 度 7

> 政府 支那 英國 支那ニ駐屯セシメ、 活ノ日本ノ把握ノ下ニ屈伏セシメ、多大ノ日本軍ヲ永 力ニ依リ支那人民ヲ强制シテ彼等ノ セシムルコトヲ包含スル條件ヲ受諾セシメントスル日 政 ノ闡明セラレタル意圖ト ノ主權ヲ尊重スルモノナリト 府トシテハ、 且. 日 本ハ 内蒙ノ領土ヲ事實上支那ヨリ分離 領土ヲ ガ、 求 如何ニシテ兩立シ得 ノ近衞總理ノ保證ト武 、政治、 ムル モノニ 經濟及文化 非ズシテ 本 丰

垂 英國政府トシテハ强力ニ依リ齎ラサル 向ニシテ、 シメント欲ス。 、諸活動ヲ受諾シ若ハ承認スル用意ナキコト 同條約ノ規定ノ一 英國政府ハ九國條約 方的ニ變更スル ノ原 ル上 則ヲ遵守スル 記 コトニ同 ノ如キ ヲ 明カナラ 性質 意

着々實現セラレツツアリシコトヲ指摘セント欲ス。 同條約ヨリ生ズルコトヲ期待セラレタル良好ナル影響ガ スル能ハズ。英國政府ハ、 現事變ノ發生スルニ至ル迄

對シ繁榮ヲ齎シツツアリシモノナリ。 リシモノニシテ、各國民ノ商業及產業ニ對スル機會均等 原則 支那ニ對 シ且對日貿易ヲ含ム支那 仍テ英國政府ハ、 國際貿易二

人民ハ自ラ有能且安定セル政府ヲ維持發達セシメツツア

四、

-シテハ

唯

此

一

犠

牲

ノミヲ拂フニ

一過ギザ

如

1129

昭

曉 何 本

最 バ

早治外 Н

/法權又

ハ

租界ヲ必要ト

i

#

ĺ 成 jν

\_ 功 ガ

至

ル

べ

1

i

í

本

政

府

ガ支那

ヲ 学握

ス

ル

計

書

夕

車 コ H k 韭 本 能 條項 關シテ 謂 ラ ÚΠ 旣 仴 ク、 *)* \ 別 三事 簡 Ħ 九. が態ニ 題 本 國 年ガ同 7 條 刨 'n 葯 條 セズトスル , 最 約 早時 一違 代遲 反シ變更セ コトニ  $\widetilde{\nu}$ ナ ij シ 同 Ĺ ノメタ 意 力、 ス 又 ル ル

丰

コ

、然レドモ英國 保 シ。 ル 定ニ付テモ モ ズ締約國全部 ス ル 韭 政 一若シ日本政府ガ支那 以府トシテハ Ŧ 條約ガ永遠不變ノモ ノナ 間 英國 其 分修 ij 政 鼓 ご)間 府 此 扩 府 21 條約 21 ノ交渉ニ依ラザ 現存諸 一關シ 種意見ヲ考慮ス ノ變更 何等建設 關 ノナリト スル 條約二基 <del>介</del> 加 方的 何 的意見ヲ有 言 ĺ ナル クー ラ ル べ É 力 用 切 多 行 ノニ ラ 完意ヲ有 數 ズ /١ 權 スナラ 阈 25 1 ル 制 丽 非 主 コ スベ ヺ ズ。 張  $\mathbb{R}$ 協 బ バ ス 能

付

折衝

コスル

用

意ヲ有

ス

ル

次第ナリ

111 7 尙 本使 Н 、考慮スル 如 本 グク支 ハ訓令ニ 支那ニ於ケ 郝 1 /用意ア ガ Ã 位 ij 本 ル治外法權 近 ル旨述べ / 要求ヲ受諾ス | 衞總理ガ十二月二十二 、タル部 ノ撤 ル 分二言及セン 廢及外國 樣 誘引 ス 租 Н ル 界 1 ř 聲 欲 汳 崩 Н ス 景 审

> 所ト 交涉再 -九三二 際完全ニ 伴フ不安定ナル ヲ ーナリ ・ヲ想起セン 以 開 テ タル 年支那 + ij 獨立ナル支那 用意ヲ有シタル ガ、 } 政府ト交渉 ル狀態ノ 英國 欲 方 英國 え。 政 該交涉 政 府トシテハ 結果トシテ支那 政 府 モ ヲ 府 開 ノニシテ、 バ 1 英國 同 į١ 始シ殆ト之ヲ完結シタ 問題 同 、爾來ニ 年日 フ治 及其 又 政 本 現ニ 適 府 軍 法 他 權撤 當 中 滿 平和克服 同 時 種 斷 洲 廢 機 ス 占 問 ル ル 爲

終二臨三、 誤解シタ 政 丰 對支政策二付 府 コ 1 ノ意圖 テ、 ĺ ヲ 陳述 ヤモ 英國 事 セ 知 政 變ヲ終結セシ 發表ガ漠然タリシガ爲ナル 府トシテ ン テ V ザ 欲 ル 層 ガ若シ然リ 剴 21 A 或 切 且 ル ハ 爲 H 詳 |本政 細 1 ナ 日 ス ル 本 V 府 解 側 コ バ 意 諸 說 1 右 圖 ラ数 條件及 ・ヲ感ズ 從 來 何 ス Ħ ル Ħ

本

本

Ŧ

べ

和 14 年 1 月 15  $\exists$ 在 英田 外 重務 墨光大使宛然大臣より

雷

報

### 英国 政 大使を通じてわが方へ表明 府 が 日 本 の対中方針 に対 した旨通 する見解をクレ

第七 號 派(至急

十四四 件公文內容ハ アリ 做领 尙 咸 對支政 政變等ノ 本件 E 函 府  $\Xi$ Ź 、リト云フ次第ニハ 策 ル *;*` ジ 在京英國 、事情モアリ 客年末米國 、以前旣二用意セラレ居タルモ ニ關シ本大臣 般的 + 六日 覚見解ヲ |大使本大臣 □朝倫敦 個 ・提出遅レ 陳 カ申入ヲ爲シタ 1 非ス其 外述セ 間 . ヲ 於テ發表ノ豫定ナル旨述 タル次第ナル旨ヲ ル 來訪シ從 問 ハノ内容 モノナリ 題ト爲リ 成來表明 ĺ ) バ T 米國側公文ノ發表 カ故ニ英國モ之ニ トテ公文ヲ手交シ、 タル ĺ パセラレ 力、 、説明シ尚 T ラニ Н 本 夕 一付英 偂 ル 勾 本 我

米 轉 電 ピアリ 庚 リ不取

酚

1130

和

14

年 〒2月

18

H

有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より

惹起セ

ル

コ

ート從テ

國民

ハ

長期抗日

三依

ij

無

用

犠牲

ヲ

拂

フ

日英関係 調整 あ ために は 先ず英国 阛 が事変に対

玉 する認識と政策を是正することが先決とカー |大使へ説示について 英

第二〇〇

去ル六日ヨリ Ť 日迄滯京中ノ「 カ 大使 ハ 米國參事官 往

訪セル 斡旋方ヲ申出テ本官ヨリ右ニ付然ル 招宴ニテ會合 ニ於ケル 處大使ヨリ上海來電ヲ讀上ケテ焦作炭 日英關係調整ノ爲ニハ先ツ英國 認識ト 節 本官トノ會談 政策ヲ是正スル ラ希望シタ コト先決問題ニシテ之  $\sim$ ク應酬シ 側二 ルニ 礦 於テ事態ニ 付十 タル後支那 ノ復活 日 三付

側

スル誤

v

ル

力 對

(為二ハ大使ニ於テ英國側出先カ各地

現實

ジ事

態

二卽應シ

ル テ 旨 ,日本側ニ協力シ得ル様本國ニ進言セラル 詳 細 說明 (國民黨政府 ジナ -數年來、 利己的 ル コト 悪政 ・ヲ希望 カ支那 ス

之ヲ抑 / 發展 ラ阻碍シ國民全體 ル 爲抗 H ヲ標榜シ共産黨カ之ニ乘シ今囘 ハ强キ不平ヲ有スルコト蔣介石 ノ事 影影ヲ カ

1 帷 1 -ヲ欲 ラ 、説明シ英國 権力者ナリ + + ル Ŧ |側カ蔣介石カ今猶全國民 従 テ テ日 D 本 ノ 爲其 2) 侵略者ナリ ノ意思ヲ述フ 考 信 ル へ援蔣政 望ヲ繋キ居 に出由 ナキ 策

1]

コ コ

7

淮

メ

居

ル

コ

-

誤

V

ル

所以

對シ大使ハ今猶英國

側

発

本 北

省 京

月 月

18 18

夜 後 香港、

廣東へ 天津、

轉電アリ 青島

上

海

漢

轉

電

セ

1]

ヘキニ付充分説明スヘシト答へ居タリ

1131

昭 和 14 年 十3月 8 有在 月田外務大臣宛 仕べルギー来栖-(電

英国をわが方へ引き寄せる工作を実施する必

1]

要がある旨 意見具由

付 記 和十四年七月十九日発在ベルギ 来栖大使

より 有田外務大臣宛電報第 四 0 号

日英国交調整に関するエド ij

j.

0)

说明

概

要について

ブ ij ユ " セ ル 3月

8

Ħ

省

着 発

本

第五 號

變前

ヨリ引續キ開欒ノ正

一當利益保護ニ最善ヲ盡シ居

ル

二 ź١

干 事

尙

+

H

I開灤

ープライアー」

本官來訪

ジノ節

Ħ

1本側ニ 居

一於テ

19リ

答ヲ避ケ今後共好意的態度ヲ望ム旨ヲ述

點 問

ヲ

例

ソヲ擧ケテ説明シ 一對スル英國

其

() 是正ヲ希望セ

對シ大使

*ا*ر

阴

問題等ニ

핆

|先ノ態度カ餘リニ

理 ル

窟 Т

一拘泥シ

居 ス Ξ

ル

常二好意的考慮ヲ加へ

· 居ル )及け

處租界問題

P

夕

1

Ż 出

テ

我

(根本方針ニ 一静觀スル 正シキモノト

(脫

+

ル限 述 Ŧ 此

側

先 本 解

由

認

識

力

考

 $\dot{\wedge}$ 

居

ル

點

21

時

カ

ク

夫

汔

 $\exists$ IJ

外ナシト

へ本官ヨリ 似リ英國

É 出

> 一側 決

出 ス

光ト

拘

ラス英國側

般ハ之ヲ理解セサル嫌アル旨ヲ說明

ル

置

[キタリ) 「プ」ハ右

プ點

ハ「カ」

大使カ

近

ク

唐

Ш

來 意シ

11/

) 節

注 セセ

居

ル

エ

K

ウー

ķ

1

· ) 間

種

々論議ヲ鬪

*ا*ر

セ

タル結

對シ(此ノ點ハ本官先日東京ニテ「プ」ニ會談

一、客年十一 較的 自 曲 月中旬 ラ立 |場ニアル本使ト Horace Wilson 本使英國ニ出張重光大使トモ打合 ノ旨ヲ受ケ ラ上比

(1) 我國 對支特種地 位 承認

(11) (U) 日英 權 益 問 題現地委員會設立 München 的申合セ

ソン」モ ノ三點ヲ大綱トシテ日英國交調整ノ私案ヲ立テ「ウイ P 1] ル

○ エ ノ内話ニヨレバ其後 「エ」 ヲ通シテ之ニ贊意ヲ表シタル 「ハリフアツクス」 經 モ大体 緯

意セル 夕 í . 筈(客年往電第九三七號ナルベシ)ナルカ當時 由 右 關 シテハ本使歸任後重光大使 日 1] 電 報

 $\exists$ 1] 11/ ·右樣交涉 趣ニ承知シ居ル次第ナリ ハ 其 詩 機ニアラスト認ムル旨 ラ御 囘 電 アリ

夕

二、其後 知)既二日英關係ハ英米「ノート」及在英大使累次ノ電 「エ」一派ヨリ本使ヲ招 待シ來レ ルモ (重光大使 承

時ト 報 此種私的會談ハ差當リ畢竟無用ノ沙汰ト心得差控居ル次 年英宛貴電第四 ノ如キ英米ノ經濟壓迫思想、 ハ著シク狀態ヲ異ニシ居リ一方帝國政府ニ於テモ客 一二號ノ如キ御方針ヲ立テラレタル以上 英ノ對蘇工作其他ニテ當

年末白鳥大使着任ヲ旬日ニ控ヘナカラ態々大嶋大使ヲ羅 當然ノ歸結ナルベキト同時ニ最初我方ヨリ申出デ且ツ客 第ナル處右最近ニ於ケル我國ノ國際環境及前記御 方針 j

化ノ 間 馬ニ派セラレ苦心ヲ計ラレタル經緯迄アル日獨伊關 事情本使 ~御方策ハ最近聊カ停頓ノ情勢ニアルヤニ認 了如キ任地ニアル出先トシテ甚タ解シ兼ヌ メラレ其 係强

、蓋シ英獨 -モ兩國共其外交ハ頗ル彈力性ヲ有シ徒ラニ拱手シテ大 ノ關係ハ大体論トシテハ對立ノ地位ニアリ ŕ

ル

Ŧ

ノアル次第ナリ

シテ獨

ハ旣ニ英佛ト或程度

ノ國交調整ヲ遂ケ最近ノ英佛

勢ノ赴ク所ニ委セ居ル次第ニアラサ

ıν 21

御 承

知 プ通

ij

通商協 貴電第四一一 ル實狀ナルニモ鑑カミ我國 議 ヨリ更ニ進ンテハ 一號 ノ通リナリトスルモ其間 蘇邦卜迄經濟 ノ對英關係カ根本ニ於テ前 我國トシテ常 的 商 議 ラ試

於テコソ我國ノ對英强硬政策ハ益々內外ノ首肯スル所 誘導工作カ不幸ニシテ悉ク英ノ拒否スル 對英誘導工作ヲ試ムルノ要アルハ申迄モナカルベク右樣 所トナレ ル・ル曉ニ

平、以上ノ諸點ハ帝國政府ニ於テ旣ニ充分御熟考ヲ得居ル次 (g/z) ナルベキ次第ナリト思考ス 第ニシテ又我國々內情勢トシテモ本使ノ承知セサル 、事情存スル儀トハ萬々拜察スルモ本電一、二ノ行懸リ

種

モ有之御差支ナキ限リ是等諸點ニ付御啓發相煩ハシ度シ

注 室所蔵 本文書および本文書付記は、 「憲政資料」 中の 「来栖」 国立国会図書館憲政資料 三郎関係文書」より採

編

録

付 記

ブリ 本 ユ ッ セル 省 7 月 19 日発 着

リ見テ右様

ノ論議カ果シテ當面

ノ事態改善ニ資シ得

긁

第 川  $\overline{\bigcirc}$ 

言前後約二 事 何等御參考トナルベ 天津交渉ハ客年往電 情 フ下ニ行 時 間 25 ル 三三三 ル 、キ節有之ベシト思考シ何分彼 第五 一ル會談乍ラ右概要左ノ通リ 次第ナルモ當時本使 號 ノ當時ト 'n 著シク異ナリ ) 論 議 御 モ此 査閲 語 際 Ξ Ź 我 或 供 25 ル

解

ス

題 日英關係 於テハ少ク共華府會議 ラ 持出ス事トナルベク又假リニ之ヲ今次事變以 カ 現 狀 到達セル 經緯ヲ過去ニ遡リテ 日英同盟廢棄、 二十一箇條 か論議 來 ス 簡 ル

車

\*態ニ止ムルトスルモ當方トシテハ先ツ當初英國

侧

ガ

路

ラル

ル

ハ

本使ノ理解ニ苦ム所ナリ

事 ハ大使負傷事件 ij 大僧正迄飛出 他 1ヲ以テ極力反日宣傳ヲ試シ遂ニハ「カン 日 ノ會談ニテ委曲 [シ來レル經緯ヨリ說キ起シ英國 「レデー 1ヲ盡シ難キト共ニ實際的 バ ] ŗ 事件等ヲ並ベ立 タベ 侧 ツル 見 1 抽 1]

三、本使カ先ツ承 保持增 ク 痙 'n 一否ヤ甚タ疑 恒進ヲ希 事態ヲ長引 望セ 知シタキ 問問 **,**カシメ日本ヲ困憊セシメントセ ラ ナ íν ij ト思考る ル 英國カ眞ニ日本ト 次第ナリヤ 將又坊 間 友好 傳 フ レラル 閣 ル 力 係 ル ДП

> 嗾ト相 タル

| 俟テ支那ヲシテ恰カモ排外勝手ノ免許狀ヲ受領

二英國 英國ニ モノナリ · ノ 關 側 係 於テ旣存 ŕ ノ頻リニ主張セラル ヲ調整シ先ツ 問 題ニシテ幸ヒ貴說 、事態ヲ正視シ現實 兩國 間 ここ友好 ル 所謂懸案卽 的 ジ事 如 空氣 ク前者 態 チ ヲ が作. 權 刨 ナ ・シテ我 ij 益 問題 然ル セ 後

1

實ヲ無視シ少ク共 稱スル ヲ得ス大軍ヲ 云フカ如キ冷淡ナル態度ニテ唯懸案 決ヲ計 ガ如キ甚タ非實際的 ラルベ <sup>、</sup>動カシ各方面ニ力鬪シツツアル重大ナル キヲ順 「ビシネス、 溶ト スベク單二宣 ナル形式論ノ下ニ我國ガ已ム アス、 解 ユー 載布 決 ノミヲ强要 告 ユアル」 ノ有無ト } 現

三、本使ノ所見ヲ以テスレバ英國 要スルニ日支關係ヲ華府會議ヲ基トスル アンテ」ニ復セントスルモノナルヤニ認メラル 侧 / 有力ナ ĺ ステタス、 部 主張 ル 處 コ ハ

大ナル缺陷アリタレ 本使ノ意見トシテハ右 次第ニシテ華府會 バコソ滿洲事變及今次事變ヲ惹起 議 一ステタス、 結果其後ニ於ケル コー アンテ」ニ 蘇聯邦 ブ使 重

々苦キ ル 如 ク ・經驗ヲ嘗 振舞 メタルハ英國人 シ A ル 事 トナリ ノ記憶ニ新 英國 シテモ之ガ爲 ナル がテル

種

夕

ルニ ル ル ヲ ヲ以テ國ヲ擧ケテ戰ヒツツアル我國民ノ到底承服シ得サ 儘トシ置カントスル感アリ、 ワンス、 ル所ナリ スガ如キ不幸ナル事態ヲ順致セルハ御承知ノ通リナリ(唰ク) 、敢行スルニ至リ遂ニ滿洲事變及今次事變ヲ勃發セシ 、ナルカニ誤認セシメ其結果支那ハ大手ヲ振テ益々排 、協調外交ハ支那ヲシテ我國ガ列强ノ前ニ慴伏シタル ク又我國トシテモ華府會議精 如上英國側ノ主張スル舊狀囘復ハ斯ノ如キ禍根ヲ其 フオア、 オール」「ネヴアー、 右様事態ヲ清算センガ 前ニ忠實ナリシ約二十 アゲン」ノ決意

껃 英國側ガ其在支權益對支經濟活動カ支那ノ開發ニ資セン 的 舞臺タラシメ延イテ東亞 モ常ニ之カ爲攪亂セラレ支那ヲシテ間斷ナキ外交紛爭 シテ屢々我國ヲ排擊シ來ル結果日支關係ハ勿論日英關係 儀ナクセシメ得可キ質物ナルカニ心得外交上之ヲ賴 リト主張セラルルモ少ク共支那トシテハ右様英國ノ經濟 記利益コソ依テ以テ英國ノ支那ニ對スル全面的援助 -スルモノニシテ隣國日本モ亦之ニ依リ利益ヲ受ケ居レ ノ和平ヲ脅カシ來レ ル 21 否 ガヲ余 ム可 ミト

ル事實ナリ從テ英國ニシテ支那ノ此種策謀ヲ根絕シ

ル カスルニアラサレバ之ヲ行 スル我國ノ特殊地位ヲ確認シ今後此種策謀ニ 以テ東亞和平ノ確立ニ資セラレントセハ須ラク支那 ノ惧アルガ如キ重要ナル經濟的措置ニ付テハ日本ト協 ハサル コトヲ明カニセラル 利用セラル 二對 ル

干 牟

H

五、右ハ英國側ニ現實ヲ正視スルコトヲ求ムル迄ニシテ何等 無理ナル注文ヲナシ居ル次第ニアラズ蓋シ實際問題トシ

爲

伙

外ナシ

人ノ等シク容認セラル能ハサル所ナルベキヲ以テナリ 障ヲ求ムルハ恐ラク必然ナルベク而シテ此種保障 今次事變ノ如キ動亂ノ渦中二陷ルナキヤヲ惧 セバ「資本ハ臆病ナリ」ノ原則ニ依リ彼等ハ其投資カ再 テ現今英國一般投資家ノ間ニ對支投資ヲ募リタリト假定 日本トノ協力ニヨリテノミ可能ナルヘキハ冷 い其間 静ナル財 ハ結 ノ保 界 启

一、英國側ニ於テハ頻リニ蔣介石ニアラザレバ支那ヲ統治シ ズヤト思考ス、 ラルベキヤ兎ニ角特定ノ個人ノミヲ目標トシテ繼續性ア 得ルモノナシト主張セラルルモ蔣介石トテ何時死亡セズ トモ限ラズ其場合英國トシテ果シテ如何ナル方策ニ出 ル外交政策ヲ樹 旣二蔣以外ニモ亦人物ナキニアラサル ツル ガ如キ ハ少ク共甚タ危險ナルニアラ

間

百

1]

海

軍

野

村中

將

陸

軍

ケ ĺ Ì

ギ

]

大使

11

約

時

-櫻井少將卜會談本官之二立

會

英二 之ヲ 東 算 或 益 ナセ 暗送セリ /妨ケラル ル 確乎 テ 和平ヲ確保セントスルモノニシテ英國トシテ特 タ 此 ĺV 種 ル ノ必要ナシト信ズ 政 滴 當 府 チ 樹立 ĺ 八物ニ於テ中 一ヲ見タル 場合之ト 心トナリ 相 排 提携シ

支那

事

事情ニ

一通

+

ラ

ĺ

ル

貴下

-モ認メ居ラ

ル

ル

涌

ij

**ニシテ** 

夕

カ双方終始

率直

ピナル

意見ヲ交換セリ

始

X

野

村

將

H

F

濤 我

1] Y

Ĥ

諸

問

問題ニ

關

ス

ル

現

憲ノ努力ト

場

ĩ

ヲ 中

說

テ

シ

タ

漢

陷落直後支那

側

) 地

戦 官

意衰

ハヘタ

ル

ヤニ見受ケ

換について 将らが上海滞在中のクレーギー大使と意見交 事変に対する英国 |の態度に関 Ü 海軍の野 衬 苗

> 力 ス ヲ

論 借

議 款

セ

ラ

ĺ

タ

ル

ハ

事實ナル

で英國

側 巨

21 額

借

款

ヲ

與

7 申

ル 出

權

利

1132

昭

和

14

车

4

À

8

Ĥ

有田外務大臣宛

死(電報)

問

ル

處 由

ク

大使ハ「カー」

大使

*ا*ر

重

一慶二

於テ

戦

勸

告シ

ノタル

コ

ト無ク又勸告ス

ル權限

ムモナク

位

モ 爭

ァ 操 F

ラ 續 1 强 告 ラ 明  $\exists$ 

付テモ實ハ支那

側ヨ

1)

相當

ノ 借

款 地

ヲ

デ右

シ

借

款其

他 力  $\Box$ 

援

助

ラ申

出

テ

クル

側

71

再 争

E

戰

意ヲ

V

夕

ル ル 英 ル

\_ 主 間

ĺ

大使重慶ニ

赴

キ蔣ニ ル爲支那

一對シ戦

繼續ヲ勸

X

タ

ル

支那側情報

ドアル

處果シテ斯ル事

實ア

ij

クタル

本 F 省 海 4 Ŕ Ŕ 8 8 Ħ Ĕ 夜着 後 発

21 ル 夕 E 右 磅 金 7 コトアルモ之亦未夕成立シ居ラス最近日 英國 事 ĺν ルニモ拘ラス之ニ應セス次ニ五十萬磅 ノニ過キ (純然タル軍需品ニハ適用セラレス)ノ設定ヲ考慮シタ す實ナキ 事實 借款ト 法幣安定資金 図 輿 論 無シ = ż 21 Ŧ モ 斯 斯 謂 示 反映シ却 Y 拘 如 如 難 ノ設定ヲ以テ蔣援助 ク權  $\mathbf{H}$ ク英國ハ ク 現 本 テ積 在迄英國ヨリ支那 益ヲ保護セント 反英的 極的 決シテ積 態度 援助 論擡 21 極 1 1本新聞 遺 的 - 丿 意圖 稱 ジャ輸 頭シ居 憾 側 シ攻撃シ 蔣 出 1 借 信用 言 ヲ 紙 援 出 ル旨答 フ 款 *)* \ 居 補償 助 ヲ 五. テ ク右 與 タ ル 百 夕 ル Ŧ 萬 ル 資

往電第九 第 七 森島參事官日 Ē 九三〇號(大至急 1本官主催 八號二關 11 午 -餐二先立チ

1961

## なことなく条理を尽くして交渉方意見具申

ブリュッセル 7 月 18 日後 発

本

省 7 月 19

H

前

第 一三九 號 (極秘、 館長符號扱

ナル 懸案問 11/ 夕

、シト存セラル

ル

ルモ英國

一力對蔣援助

ノ態度ヲ改 )改善

ダメ日

固 ル

7

決意ヲ有スル

船ヲ 事

崩

の瞭ニ致度ク又日英間ニ

諸

一對シ野

村

苗

將

ハ 、要ス

ル

\_ 日

本

'n 飽迄

海 打

倒

徹

ス

題

二關 シテ

'n

,變ノ續

ク限

以リ現

狀

11 和當 一存スル アサ貫

闲

難

ト協力セントスル方向ニ

向

ハ ル

ルニ

於テハ事態ハ改善セ

ラ 本

(欄外記入) 一、天津問題 ヲ中 心ト 題 ヘク從テ萬一不幸ニシテ不成功ニ歸 ・スル \_ 關 、兩國關係ノ核心ニ スル日英交渉 ハ會 觸レ來リ 議 內外 其 ヲ 通 解決容易 シ勢ヒ支那

ス ヘキ對策ニ關シテモ旣ニ充分御考慮ノコト 1 拜察ス ル

シ自國主張ノ公正ヲ內外ニ宣傳シ一層米國ノ抱込ヲ策 處右様ノ場合英國側トシテハ其 ノ昨今ノ外交振リニモ ス 徴

達成二妨害ヲ爲スモノモ併セテ斷乎排撃ノ決意ヲ有ス英國

ノ和平招來ノ爲ニハ蔣政權打倒カ絕對的必要ニシテ右

次ニ櫻井少將ヨリ

陸

軍

側

ノ氣持ヲ申上クレ

い支那

特

ヤニ中

幸

ラサ

jν

セ

ル

場合ニ

處

ナ

Ħ

的

ル

ヘシト應酬シタリ

ノ對支借款成立ノ話アリ

・テヨリ前線ノ一兵卒ニ至ル迄益

ヲ此 丰 プノ 間 ハ 勿論對蘇同盟ノ促進或ハ極東包含等ニ對スル 二末 X 來ル パコトナ 、キヲ保セス旁本交渉ノ不成 解 寸 柄

シテモ飽迄主 張 ノ公明正大ナル ヲ 、期シ單ニ內外宣傳

見地 責任 地ヨリ ノ地位ニ 在 此 ル ノ際充分條理ヲ盡サル ル 成 /要アルヘ ク +

スト云々シ故意ニ 難題ヲ持出シ交渉ヲ不成立 者ニシテ最初 ヨリ交渉 二終ラシ 功ヲ期待 メ

見透 カサ 藉 ロシ ź L テ H ル 樣 獨伊 ノ言動ヲナスカ如キ 關 係强化 進 マント ハ殿 ス ル 一戒シ 力 如 ムル 丰 肚 ヲ

1133

北 述 滬 蔣打倒

天津 íν

南

京

、轉電

+

1]

ハクタ 京

、諸點ヲ繰返シ强調右ニテ會談ヲ打切リタリ

元

誯

|題ニ||| 及シタル

、カ大体往電第九二六號

一浦總領

事

ヲ最モ歡迎スヘキ

ハ蔣政權及蘇聯邦ナルヘキニ鑑ミ我國

大使

[ノ決意ヲ固クシ居タル旨ヲ述へ最後ニ「ク」

昭 和 14年7 Ħ 18 H 有田外務大臣宛(電報)在ベルギー来栖大使より

英国に外交政策の全面的転換を強制するよう 対英交渉の目 I標は まず援蔣行為の停止に にあり

要アリト思考ス

態勢ノ苦キ

經驗

※二 モ

鑑ミ日支兩

國

民

カ不幸ナル

今次

我國ノ累次主張シ來レ 排 ニシテ各國トシテハ文句ノ言ヒ様ナカル 逐シ自ラ獨占的 曲シテ宣傳セラレ 日 'n 『解消等ニ依リ支那ニ於テ優位ヲ占ムルニ至ル /ツアル 21 御 承 3地位ヲ占メントスルモノナル 我國 知 ノ通ニシテ(將來我國カ地理 四力諸 ル東亞 外國 ノ新秩序獨立カ諸外國 ノ在支權益ヲ作 シ カニ解セラ 爲的 空的近接、 ハ當然 Ξ 二 騙 歪

序確立ニ對シ外國 地 自ラ裏書シツツアルヤノ嫌アリ蓋シ右様誤解 ラシメ旁滿洲國ニ於ケル先例及 セラレタル 甚夕廣汎ニシテ些 部 ジ主 張ト相俟テ前述 「經濟上」及國防上必要ナル權益除外 || 八協力ヲ求 ||力帝國政府ノ眞意ヲ捕捉スル ノ歪曲セラレ L ル 「グルー」 21 恰 王追. タル宣傳ヲ我方 モ言及セ 出 ゴサ ル ノ下ニ新秩 ブ如 丰 ル 難 外 現 7 カ

殊二過般

一グルー」

大使離任

ノ際外國權益尊重ニ付

說

示

四(3)

ヲ

得サル次第ナ

jν

ヘシ

IF. 國人ニ自己追出 與フル / 要アルヤニ思考ス カ如キコトナ ノ手傳ヲ求ムル チヲ保 いセサ カ如キ甚タ奇異ナル jν Ë 付 此 、點特ニ 御 印 是 象

條件

トシテー定區域

定期間

駐兵及防共特別地

本來東亞新秩序確立 位ニ引上ケ且歐洲 ハ 、先ツ其 (ノ前提 トシ テ支那ヲ完全ナ

ル

獨立

國

タル

地

二於ケル

べべ

、ルサ

弱

スルニ外

ヲ高唱 儀ト存セラル殊ニ常ニ支那 シテハ日滿支協力シテ東亞ヲ護ラントスルヲ主眼ト 事變ノ勝敗 赤化ニ限ラス荷モ東亞 スル米國 ヲ超越シ相携へテ東亞 ノ如キハ道 ノ治安ヲ攪亂セント 義的 ノ向上ニ同 三正 和平繁榮ヲ 面 ヨリ 情シ且 -スル 之二反對スル 正義人道 圖 モ ノニ -スル 單 對

東亞、 當 確立ヲ見ル迄ニハ 年ヲ費セル惡宣傳 策ノ目標トシテ極力其ノ實現ニ努ムヘキ次第ナル ス現ニ排日教育一事ニ付テ之ヲ觀ルモ蔣一 、問題トシテ之カ達成ニハ | ノ年月ヲ覺悟セサルヘ ノ新秩序ハ敍上崇高ナル理念ニ出テ我國トシテ 支那 ノ效果ヲ綺麗ニ拂取ラント ハ勿論我國民 カラサルヘク要スルニ新 素ヨリ 朝 シー 一タヲ 部 派 ニ對シテモ ・スル がカ過 対スへ 秩序 去二十 モ カ 現 相 ラ 實 或

一係ニ至ツテハ支那ヲ相手ト ナラサル ヘシト認メラレ殊ニ新 ・セル今次事變ノミヲ以テ完 秩 序 ヲ 繞 ル 對外 1963

設定等ヲ要求シツツアルモ蓋シ右樣過渡時代ニ處

やセント

定ノ訓育時代ヲ必要トスヘキ次第ニシテ現ニ我國

力

和

平

ル 鑑ミ我國トシテモ國策ニ段階ヲ設ケ少クトモ今日迄 一確立シ得 ル ヤ ・否ヤスラ頗ル疑問 ナルヤニ 一思考セ ラ ĺ

**Æ**(4) 1 ノ治績ニ學フヘキ所鮮カラサル儀ト思考ス

丘

(ヲモ損セスシテ着々之ヲ遂行シ來レル「ヒツト

ゥ

中

心ヲ爲スヘキ租

界問

題

關

シテ

/١

族扶掖 ・蓋シ英國ノ對支政策ヲ客年英宛貴電第四一二號前 ill + 桹 、點ヲ捕ヘテ本電三、 張振二 1 稱スルカ如キ道義ノ衣ヲ纒ハシメ居ル次第ニ付 出テ居ルトスルモ右ニ關シ英ハ少クトモ後 ノ如キ新秩序 ノ理念ヲ以テ充分 殿 淮 如 民

シテ 及經濟的地位 『リ具體的ニ主トシテ問題トナル 既二往 電第 プ問 問題ト Ħ 號一、 ・ナルヘキ處政治的 ノ經緯モアリ  $\hat{\wedge}$ 丰 地位 ハ 兩國 此 1 ノ際之レ 問 ノ政治 題 Ξ 關 ラ 的 對抗

スルヲ得ヘク結局支那ニ於ケル日英關係ヲ論議

スル

推シ進メ先ツ原則ヲ確立シ置キ今後稅關制度其 問題ニ付之ヲ援用 パスル ノ素地ヲ作 ル 一努ムル 分他 經 1 共ニ ノ具 的

地位

、問題ニ關シテハ先ツ本電二、

如

たキ曲

解

地 濟

無

カラシムルト共ニ却テ我國トノ協力ニ依リテ得

利

益

ヺ

蚏 カニシ

被等ニ對

ジ面目

有

ij

Ĺ.

實利

アル ハキ ブノ餘

經濟

へ以テ可

'成速二政策

ノ全面的變更ヲナサシム

ル

力 狠

如

度定リ且前

記通商關係恢復促進

ノ見地ヨリ英國銀行等

ミユ

ーラー」

他方彼等ハ權益擁護ノ名目

ノ下ニ要望シツツアル

商

ク誘導 Ž î ルヲ以テ 此 ノ際我方對英方策 ノ要諦トスへ

六、今囘交涉 第 ナリト -思考ス ノ表面上 ノ

租界當局 英人ノ態度ニ ノ不都合ナル態度及元來夜郎自大ノ觀アル在支 對スル無理 カラヌ反動トシテ租 界 ジ郎 時

汳

還ヲ主張スルモノアルモ右ハ本電四、 ノ如ク我方自ラー

定ノ過渡時代ニ處スヘキ要求ヲ爲シツツアル實情ニモ 鑑

ミ我國トシテモ慎重考慮ノ要アルヘク從テ支那獨立完成 ノ見地ヨリ一定ノ段階ヲ經テ之ヲ解消セシム ル原則ヲ定

キ幾多ノ前例ヲ援用スルト共ニ租界當局 メ差當リノ問題トシテハ英發往電第七一六號ノ三、 カ理論上英國 如

管理ニアラス從テ彼等ノ行動カ地方政權 承認等二付何等

モ鑑ミ租界自體ノ安寧秩序ヲ確立シ且租界ノ生命タル 英國政府ヲ「コンミツト」 スヘキモノニアラサル次第ニ 涌

效適切ナル協力ヲ爲サシムル 一ノ平常化ヲ促進スル明文ノ下ニ地方ノ實際權力者ト コトト セハ彼等トシテ ク面 有

斯(6) 目 グ如 1モ立チ得ル次第ナルヘシト存セラル クニシテ天津租界問 題解決 「フオー

次

ッ

アリ 局徐

口口

淮

!メト云フ樣ナルモ事態ハ理念ヲ通越シテ急進シツ

打擊 ツ定マ 荷 先ツ英國ヲシテ現實ニ蔣政權援助ヲ打切ラシムルニ存 制シ其ノ名目 ル次第ナリト思考ス蓋シ此 於テハ表面 ウモ獨立國ニ對シ正 ノ 、ルト (頗ル甚大ニシテ事變ノ處理モ玆ニー 共ニ其 地方問 1)問 |題ニ於テ不必要ナル 、蔣政權ニ與フヘキ實質上及心理 [題ノ解決ニ過キサルモ北支ノ大勢先 一面ヨリ外交政策ノ全 ノ際我國ノ目標トスへ 屈辱ヲ與 轉機ヲ劃シ得 굶 韵 ラ 轉 換 丰 ル ヺ 所 E 1

思考ス右卑見何等御參考汔 ДП + )カル ギ ハヘク殊ニ英國ヲシテ米國抱込ヲ容易ナラシム (問 題 一ノ論議ニハ)特ニ細心ナル注意ヲ要スル

儀 ル

カ 耍 强

英、 米、 佛 轉 電セ 1]

(欄外記入

當方面ノ現實ニ通セヌ爲カスコシモピント來ナイ

編 注 本書第1550文書

1134

ヲシテ我方通

貨政

(策ニ對スル協力ヲモ合意セシメ得

ル

昭和 14年7月25日 有田外務大臣宛(電報在英国重光大使より

供給改善に関し英国外相が重光大使へ解決斡 スピア中佐の釈放および天津英租界 の 4乳

旋方依頼について

付記 昭和十四年六月十日付 スピア中佐抑留事件に関する英国大使館覚書

昭和十四年六月十日付

英国側作成の右事件要領調

口 ンド ン 7 月25日後

月26日前

本 省

往電第八五七號會談ノ後

トーハー

外相ハ

新嘉坡

1

問

題

トハ

全

第八六○號

極

祕

然關係ナキ事柄ナリト態々斷リ テラルル迄モナク東京政府ニ於テ配 度キ旨熱心ニ依頼セリ本使ハ本件 佐 、釋放及天津ニ於ケル牛乳供給改善ニ付本使ノ斡旋ヲ得 タル ジ如 虚中 H. 茈 丰 シコ ノ際 英國 スピア」 1 側ヨリ申 -思考ス 中 1 ĤН

英國側 挨拶シ置 ノ讓歩ヲ見テ聲明發表濟ナル今日 7 ĺ カ東京交渉 順 調 進 行 + 般 イコ 的 問問 題 口 ジ 付 カ

タ

É

ラルルコト交渉ノ進行ヲ圖ル上ヨリ言フモ極メテ望マシキ牛乳ノ點ノミナリトモ英國側ニ滿足ヲ與フル樣至急措置セル、モーメント」ニ於テ我方ニ於テモ「スピア」ノ釋放及

ヲ洩ラシ尙此ノ上相互ニ努力ヲ切望スル旨述へ居タリ尙「ハ」外相ハ東京會談ニ關シ兩國國交ノ爲ニ滿足ノ感想

儀ト思考ス特ニ御配慮ヲ請

(付記一)

「スピア」中佐抑留事件

六月十日在京英國大使ノ大臣ニ手交セル(昭和一六、三、亞一)

書キ物要譯

ナル努力ニモ拘ハラス蓮沼中將ハ五月二十六日前記兩將校セリ「パス」ニ關シ日本側要求ニ從ハントスル斯カル明カスル英國大使館請求ニ關シ宮本少佐カ電話セルコトヲ確認「スピア」中佐及「クーパー」中尉ニ對スル「パス」ニ關

兩將校ノ抑留ハ英國輿論ヲ激昂セシムヘク日英關係ニ害ア

ヲ逮捕セリ

編注 本文書の原文(英文)は省略。

(付記二)

英武官抑留事件英側調書送付ニ關スル件

「クーパー」中尉ヨリ報告サレタリ更ニ在北京日本官憲

出

デ見

j

「クーパ

[

9

本少 コト

が

<u>Fi</u>.

|月二十三日張家口

ニ当シ「スピアー」

中

佐

)

シ

タ

ル

力同

. 大尉

ハ被抑留者ヲ釋放スル

コ

1

ヲ

拒

絕

シ且本件

(六月十 Ė |在京英國大使ヨリ 有 畄 大臣宛送

付

詔 和 亞

在支英國大使館陸軍 右ニ關シ在京英國大使館 中 佐 岌 「クー 武官 ノ了知シ居ル事件要領 「スピアー」 パ 1 中 中佐 い公務 依 1]

北

歸途日本軍占據地域ヲ通過シ度旨申越セリ右書翰 「バルドー」大尉ニ對シ五月十八日附書翰 [地方ノ旅行ヲナシ居タルカ門頭溝ニ在 ラ以 ル ル語學將: テ 北 汽力直 京 校 夕 = $\wedge$ 門 ) ĺV

頭

満二於ケル日

本軍

-地方守備隊長及在北京英國大使館

二 通

セサ 報セラレタリ右書翰 到着スル希望ヲ有スル旨述へ居 /リキ五月二十一 Н *)* \ 同 同 声 中 佐 -佐ハ在北京英國大使館事務 [カ同日(五月十八日) 門頭 コリタル カ同中佐ハ右ヲ實現 **取扱** 溝

二赴 タル クコトトナ 「アーチャー」 ĺ ル ルコト 書記官二對シ彼カ行程ヲ變更シ新保安 - ヲ通報 シ且 ア í チ アヤー 氏二對

シ日本官憲ヨリ 通報セリ 同 中 中佐カ京綏鐵道 尉 北京 「パス」ヲ得ル様措置セラレ度旨要請 ハ 右 日本軍司 ーパ ノス 令部 ノ新保安方面 ニ關シ二十三日日 ノ外交關係主任 |三向ヒツツア 本司 官タ 令部 ル セ íν 1] 宮 長 *)* \ 發行ハ拒 ヲ ル マン」少佐ハ宮本少佐ヲ往訪シ同人及英國大使館書記官 1

双樹子ナル鐵道沿線村落ニ於テ遭遇セルカ同 會フヘク同方面 ラレス且本件ハ緊急ヲ要シタルヲ以テ 五月二十五日新保安ニ向ヒ出發シ事實 ノ「パス」 「パス」ノ要 モ 求 依賴セリ右「パ へ赴ク許可ヲ願出テタル 關シ電話 ジ且 ス 同 時二 ハ二日經 ークー ースピアー 「スピア クー チタル . ۱९ 人及武官 1 1 モ發行 中 中 中 佐 中 佐 五. t 尉

月二十六日日本憲兵隊ニ依リ逮捕セラレ タリ

日本官憲ハ英國大使館側ニ對シ ースピアー」 中 ·佐及 ク

1

達シタル パ \_ 中尉ヲ逮捕シタルコト 最 初 ノ報告ハ五月三十日附北京支那紙 ヲ 通報セス且 英國 二依 |大使館側 ビリタル

セラレ張家口 モノナル 力同 .紙 二送致セラレタリ ハ「スピアー」 中佐 ト報道セリ六月 カ日本官憲ニ依 H ij 一ダラ 抑留

夕

要求セリ宮本少佐ハ身分證明書ヲ發行シタルモ紹介狀 「ラム」 氏ニ對スル日本陸軍官憲 ノ身分證明書及紹介狀

張家口ニ向ケ出發セリ同處ニ於テ彼等ハ ノ會見ヲ拒否セラレ 絶シタリ仍 アテ同日 ・タリ 一ラム」 (但シ彼等 氏及 ハ 田 「ダラマン」少佐 蓮沼 中 大尉 中 將 及參謀 面

留 本件ニ 留 誧 7 F 杏 ラ 71 レ 開シ 衏 居 時迄 居 ル ル將校ニ 連 ル 薩 同 續 僚二 グヤニ ラ 有シ 一對シ 面 居ル旨申 一會スル 關シ答へ 書翰ヲ交付スル ルコト ス又之等英國將 添ヘタリ ・ヲ拒絕シ蓮沼中將 コト 左 レ 1 ヲ 承 盲 校 知 ハヲシ 大尉 シ ジノミ 夕 テ /١ 'n 抑 'n 抑

蒐

六月三日田中大尉ハ一張家口日本陸軍官憲ハ北京官憲ヨリ中尉ハ健全ナル旨申越セリ

スピアー」

中

佐

۱

, 右書

翰

1

回答二於テ彼及

「クー

パ

1

六月 佐 セリ 京ヨリ本件ヲ スピアー」 [カ本件ニ關シ張家口ニ電話セルコト が然ルニ 日北京日 前 中 ,調査スル 記 佐 ジ如 本大使館矢口氏ハ英國大使館 到着ヲ通報セラレ ク 北京日本官憲ハ 、爲將校カ派遣セラレ .居リ ·ヲ 五月二十三日 ・確認シ タル 夕 ル 對 居 コ コ ŀ ij 1 ァタリ H 宮本少 ・ヲ否定 及二 本 Á. 陸 北

使館 二派遣 ス ル 為ニ セラレ 憲兵將校 派遣セラレ レタル J (陸 1 タリト 軍將校二非 ヲ再確認セリ 涌 報 バス)カ 7 1) (後 盲 日六月 H 苝 京 当 九 1] 張 Н 家 本  $\dot{\Box}$ 大 軍將校力五月三十

日北京ヨ

1)

張家口二本件

ヲ

が調査

告

夕

ij

本陸 Ħ. ラム」 月 軍 Ħ 日北京 六 氏及「ダラマン」少佐ハ六月 一スピアー」 ニ於ケル 中 新聞記者會見二 -佐及 「クーパ 河 於 Н テ 苝 É 中 京 尉 本 發 事 歸 言 华 人 來 21 + 關 Н 1]

> 集シ 決定的 調 杳 Ĺ. ノ 結果 支那 行 動 洪産 ラ ースピア 執 軍 ĵν -無電機 コ トニ Ĺ 決 中 ヲ 通シ 佐 セ ル /右ヲ上 作戰 旨 一發表 地 海 帶 セセ 及北 内ニ 1] 同 於 京 發 ノ英國 慵 L 報 *)* \ 官 ヲ 更

軍 憲 侟 涌 戰 地 報 域 セ 内ニ ル モノト見受ケラ 密行シ且先ツ許 ív 可 ル 旨 ,ヲ得 述 ロスシテ 夕 ij 同 兩 將校共日 地 祕 匿 本

叮 1] ヺ 夕 求 ル メサ コ 1 ij 7 ラシト 非 難サ -スル ĺ 非 レタリ 難 が然ル 二 關 ラシテ 前 記事 'n 日 本官 情 依 憲 /١ 1] 其 事 前 ) 際

許居

六月七日日本大使館矢口氏ハ六月一日英國大使館側ノ要請旣ニ右カ全ク根據ナキコトヲ了知セラレタル筈ナリ

請シ 與 基キ  $\wedge$ で置キ 得 ジラレ ースピアー」 タル電 ス 1 1 報 理 */*\ 同 中 曲 人カ ブ下 佐宛發電スル 間 送達セラレ 諜 嫌 イヤウ 疑者ナル + É 1] 本 <u>È</u> ź ヲ以テ便宜 軍官 コ 1 憲 ヲ 述 要 ヲ

編

注

本文書の原文(英文)は省略

······

「和14年9月14日 阿部外務大臣宛(電報

1135

昭

中国問題をめぐる日英関係の改善に関し英国

コト

アラハ何テモ爲サント考へ

居

レリ英國トシテハ

問

題二

一付

アテ日

本

・ノ立場ヲ了解シテ實際的

個

Þ 25

問

題 干

付 那 政

變更シ難

ク又第二

國

利

益

…ヲ害ス

ル

コ

卜

凩

ル

支 般

ス 陸 ヲ ル

以外二世

界

中行

ウヘキ所ナク支那

問

題

21

 $\exists$ 

本

取

1]

失敗

7

П ンドン 9 Ă 14 H 後 発

1]

É 措

本 懎

う立

塴

付

テ 時

ナキ

御

說明

グヲ願 希

コトトス

兩

或

關

係

ヲ改善シテ行 マ忌憚

ラ様ニ

望シ

居

ル

本 省 9 Ă 15 夜着

九(1) 鱪 外 月十 相 シ 深甚ナ 2) 「バト Н ĺ 求 謝 -ラー」 メニ 意ヲ表シ次テ「クレー 位 ij 次官同席)先ツ「スピア」 〜 ハ リ ·フアクス」 ーギー」 外 相 大使 ラ往 中佐釋 バ 訪 阿 セ . 部 放 ル 總 處

理二

面

會シ目

立英關係ニ付意見ヲ交換セル

力右

,滿足且

有

益

トニテ此

ノ

點

*/*/

尙

詳

細

承リタキ

力

Ħ

|英間

問

題

ヲ

簡易

ナル 力シ來 承 分知 レルニ 感シタリ尤モ何等具 ルモノ ij 、通り自分等 付右ヲ承リ本使モ嬉シク感スト ラタル アリ英國 モ ノナ ハ豫テヨリ ハ支那ニ付テハ政治的 ĺ 力昨今 體 節問 一日本ト 題ニ付話セ /情勢ハ -ノ 關 此 述 目的 係改善ヲ希望 ル ハタル 點 譯 ヲ ニアラス 有セ **ル處外相** 付 デ好好 こス單ニ 都 シ 1 /١ 努 御 合 語

何國二 經濟 Н しモ F. 速ニ平 干 利益 利益ヲ確保 和 ト考へ若シ平和 力到 一來スル ルセン トスル次第ニシテ其 、コトヲ希望ス右ハ英國其 到來 ノ爲ニ英國 力 ノ意味 御役 イニ 於テ 立立 他 ッソ

シ ř 述 夕

近 依 ノ事態ヲモ考慮 テ本使ハ今日迄 御 三入レ 說明 御話 ノ機 「會アリ ス ル コ タル 1 *ا*ر

カ更ニ

繰返シ又最

御 説明ニ 依 レ ハ 英國ハ支那ニ政治的 目 的 有 ヲ 益 有 1 思考ス貴 セストノコ

スル ス貴下ハ第三 二極 メテ有力ナル 或 利益云々ト 證 言(| アシユアラン 一言ハレ タル 力 スし 日 本 ナリ ハ 如 何 ト思考 ナ ル

然シ日本ハ 第三 咸 特ニ米國 利益ヲ犯スカ如キ 意思ハ毛 頭

英國カ支那ニ於テ最大ノ

利益ヲ有スルコ

1

Ė

承

サ 知シ ĺ 其 コト ジ他 ヲモ承知ス英國 國 *)* \ 殆 ト利害關係ナシト云フモ ハ第三國 ヲ引合ニ出シ又九箇國 不 可 能 ニア 條 ラ

約 繰 アラモ 力 | 返シ申 如キ 引 用 T 茲ニ更 シ常 上 ケ置 二 日 キタキ 明 -本 ニ 瞭 一對シ政 三且 ハ  $\exists$ 一誤解ナ 本 治 御 的 屋力ヲ 承 丰 知 樣 從 通り 加 來說明 實 支那 ŧ セ レラル ル 大 所

ナク信スル ル コ -ヲ 許 所ニシテ國民 # + ル モ ノナリ ハ支那 此 問 點 題 21 或 必ス成功シ又日本 民 部 人 例

1969

過日 次ニ支那事 國ト(又ハ他ノ某國ニ關スルコトハ某國ト)隔意ナキ交渉ヲ スル 構 其 スルコト等ニハ何等異存アル譯ニハアラス(以上 爲スコトニハ何等異議ナク又希望アルニ於テハ情報ヲ交換 ハ誤解ナキコトヲ希望ス乍併英國ノ利益ニ關スルコト 亞ニ於テ國ヲ成スモノニ限ラルヘシトナスモノナリ右 本ハ今日東亞 九箇國條約ヲ引用シテ多數國 ノ合意ニ依リ決定スルコトヲ要求セル點ナシ之ニモ モ假ニ效力アリトシテ九箇國條約 自分個人トシテハ九箇國條約 ス壓力ヲ ミヲ設置セル點ナク卽チ支那問題ヲ會議ニ依リ又ハ多數國 (ノ實力ヲ有スル 繰返シ述 、モノアラハ右ハ九箇國條約 國カ策動シ又ハ トラー」 加ヘラル 變 シア ヘタルモノナルニ付重複ヲ顧ミス電報 ノ運命(「デステイニイ」)ヲ決定スルモノハ 次官ニ話シタルト同様ノコトナル 和 七七 ï 的 . ハ Ī ノナル 解決ニ付 壓力ヲ加 益々決意ハ强固トナ コト ノ壓力ヲ以テ日本ニ臨マ ノ法律的效力ヲ疑フモ ガフルモ - ヲ確 デ御盡力ノ用 ノ逸脱ニシテ且俗用ナリ ノ何レ 信 ロスル 庇 ノ部分ニモ ノ點ニハ微 ル次第ナリ Ŧ 意アル ノナリ ブー ルコトニ ルカ外 地拘ラス しノナ 集 動 Z 加 節 ラ點 ムト į١ 團 Ë 何 元 相 英 東 É 機 íν 來 25 セ

> IJ 爭

言及セラレタル

カ日本ハ終始支那ニ於テ平和ト秩序トヲ建

今日御話

ノ點ヲ篤

ト研究シタル上更ニ又種

々

御

話 [ラ何]

ビ將

夕

ル

處外務大臣

御

說明

バ

非

常ニ有

益二拜

悪セリ自分

丰

形勢ニ對シテハ何人モ之ヲ助長スヘキモノナルヘシト述

ル支那 全般的二徐二實現セラルルコトト判斷セラル貴下 力ヲ歡迎ス蔣介石ハ 政策トシ蘇聯以外ノ日本トハ 言フヲ得ス汪ハ「平和」ヲ主義トスル愛國者ニシテ反共 争モナクナリ愈貴下ノ希望セラルル平和建 スル 設シ斯クシテ世界 テ恐ラク支那モ斯クシテ平和秩序 シテ日本ハ素ヨリ之ヲ援助ス此 スル様子ナルカ元來汪ハ孫逸仙 ニシテ不幸ニシテ今次事變ニ於テハ武力ヲ以テ右目 見ルモ汪精 ,ヲ唱へ反共諸國特ニ日本トハ協力シ難シ大義名分ノ上 新聞報道ヲ綜合スルニ汪精衞 ノ第一人者ナリ蔣介石ハ武人ニシテ必スシモ直系者ト ノ已ムヲ得サルコトトナリタルモ今日ニ ノ平 和 い斯ク 衞 ノ勝利トナリ其 ノ平和 | 共產極端分子ヲ背景トシ武力ニ依リ戰 ノ如クシテ當然來ルモノニシテ右 秩序 、素ヨリ ノ建 い近ク支那中 ノ形勢ハ重大ナル經 ノ成功スルハ當然ノ歸結ニ ノ直接ノ後繼者トシテ國 設 ノ建設カ北支ノミナラス 何國トモ友好平和 二貢 獻 設 セントス -央政府 於テハ大體 ノ時期ニ入レ う言 脳ニシ ラ樹 的 ル ラ達 ハ ル ノ協 ブ如 彐 25 民 7

黨

IJ

付 來 本使 政 策 ハ 渾 右ニテ辭去セリ |用ヲ考ヘタシト答  $\wedge$ 夕 ル カ 同 Ħ 21 時

間

ピナカリ

右

如

ク英

國

ラ利

崩

ス

ル

気ニハ

日

英

感情

ヲ今少シク改善

米へ 、轉電 七リ

編 注 冏 部 ク í ギ -会談録は、 本書第05文書付記

シテモ英米ト

· ノ 關

係ヲ改善スル

ノ要ア

ĵν

ク

(對

蘇關

係

昭 和 14 年 12 月 4 H 野村外務大臣宛在英国重光大使 に(電報

1136

### 段に出ないよう工作すべき旨意見具申 素地を作り併せて米国が対日禁輸など強硬 英国をわが方に引きつけ 7中国問 問題に利 用する 羊

1 丰 1)

П ーンド 12 月 4 Ē 後

本 省 12月5日後着

第 一六五九號 極 祕 館 長符號扱

貴電第四五七號二關

意ヲ 我方ノ之迄ノ態度ハ客年末貴電第四 ル テ進ミ來リ特ニ蔣介石ヲ相手ニセスト 次第ナル 要シ種 處右御 マ豫備 工作 訓 令 :ヲ要スヘシト感スル次第ナリ 執行 ニハ 御申 聞 ) 、態度ヲ持 一號 ケ ()通り 涌 1] 非 ;シ 居 /ノ方針 而 常常 ij 注 テ Ź

> 然ルニ支那建設ニハ右御訓令ニ於テモ明 コト 英國ニ於テ日本 前提條件ト思考ス 潰  $\Box$ [ヲ稍 々了解セシム カナ ル ĺ 、空氣ヲ作 力 如 グク何 ル

ニ付テ利用シ得 於テモ同樣ナルモ蘇聯關係ハ今後益々複雜トナリ支那問 テ米國 ノ輿論惡化シ ル 力如 ユ キ展開 ムバ . ハ 1 見サルへ -ji ノ實現ヲ見 シ)若シ明春ニ至 ル 力 如 題

・コトアラハ我立 カシテ米國輿論 場ハ容易ナラサルモノアルニ至ル ノ蘇聯ニ對シテ惡化ノ氣ヲモ利用 シテ且 ク 何

着ケ漸次御申越 對シテモ)英米關係ヲ改善シ速ニ英國側 今日我立 |場ノ强キ際速ニ或程度ノ讓歩ニ依リ(英米何 ノ如ク英國ヲ ·利用シ得ル ノ素 ヲ幾分ニテモ惹キ 地 ラ作 ij 併 V +

一措置ス ル コト必要ナラン

テ米國ヲシテ極端ナル手段ニ

出

テシ

メ

+

ル

樣

仕

向

ク

ル

樣

從

ルテ天津

朋

題

後

11

其

他

1

問

.韻

例

 $\wedge$ 

21

揚子

江

開

放

如

ニ支那 丰 ・モ迅速ニ考慮シ英米ノ態度 ブ建設 豫想ヲ許 路 ラ進 4 ル ノ更ニ ) 素 地 硬 7 作 化 ル セ # ヲ 要 ル 樣 ス 二努 戦 X 重

將

來

/١

计

サ

ĺ

モ最

近

動

前

日

1]

見

ル

二益

々

前

ノ如キ我方ノ措置 ピノ有用 パナル 、ヲ感スルニ付特ニ申進

ヘス

係

英外交ノ目標トナリ

居ル間 ハ

動モスレハ日本ハ受身ニ立

ツノ餘儀ナキニ至ル懸念甚タ大ナルモノアリ

昭 ·和15年5月6 事変の急速解決を念頭に置いた東亜局第一 Ř

課

作成の対英外交方針

1137

支那事變終結ヲ中心トスル對英外交

韶 和 一五、五、六 亞

一、支那事變ノ速急解決ヲ圖ル爲ニハ

(口)

(11)

(二) 對外施策 (就中對蘇、 英、 佛外交ニ重點ヲ置ク)

**小國內戰時體制** ジー確立

、五要素アリ

右ノ中對英關係 ヲ期センカ爲日本ヲ對蘇獨包圍陣ニ引入レントスル計畫 ノ現狀ヲ觀ルニ英國側 ハ歐洲戦争 テノ解決

付活潑ナル作戦行動 對重慶崩壞工作 新中央政府ノ育成

> 題 場ニアリー方我方及新中央政府ノ遣方(主トシテ經濟問 ラントスル空氣モ看取セラルルニ付日本トシテハ此際進 )如何ニ依リテハ東亞ニ於ケル新政治情勢ニ呼應シ來

洲情勢ニ牽制セラレ支那問題ニ十分ノ力ヲ致シ得サル立 飜テ支那問題ヲ中心トスル日英關係ヲ考フルニ英國

71 歐

ヲ中 ル時期到來シツツアルモノト認メラル而シテ右支那問 ンテ之ヲ外交的ニ利用シ支那事變ノ解決上一轉機ヲ劃 心トスル對英外交ハ目下交渉中 ノ天津租界問題ノ解 題 ス

ナルヘク且本交渉ハ通商問題ヲ主題トスル現在ノ對英交 キヲ以テ至急我方ニ於ケル交渉準備 ヲ整へ置クコト必要 決后ニ於テ適當ノ時期ヲ捉へ新ナル展開ヲナサシメ得

二、支那問題ヲ中心トスル對英外交ニ於テ日本カ英國ニ求 涉 ルモノハ ノ進行ト相睨ミ合セテ綜合的效果ヲ擧ク ラ要ス

À

(1) 援蔣行爲 が抛棄

本ニ對シ種々ナル難題ヲ持掛ケツツアリ而モ日英經濟關

下二其

バノ手段

ノートシテ過般來通

商問

題

ピヲ取

ij

上ケ

H

1972

存

スル所極メテ大ナルモノアルヲ以テ右通商問題ノミカ對

ノ現狀ニ鑑ミ日本ハ英帝國ノ資源及對英貿易尻ニ依

### 英国との関係 9

性アリ

ŕ

・認メラレ

米國

卜雖

モ

一於テ得 寅行

ル が所大

ナ 可

大大ナ

íν

緬

ル

1

1

閉 占領地

寒ニ

對

ス

ル

反

對

自

菂

É

ノト 程

j 甸

ίν

ニ至ル

ノ但シ緬

甸及佛印

ル E

ŀ

隨シ假令米國

一ノ反對

ルニセヨ閉塞

ラ

t

シ

4 E

ル

門戶閉

鎖

濟獨

占或

權

益

壓

洹

等

Ĥ

本

ラ非

難

ス

中

ヨヲ尠

シカラシムルニ於テハ英國

11

固

ヨリ

佛

之ニ

(11) Î 口態度 一改善

ノルヘ

 $(\square)$ 

新

苗

一央政

府

對

ス

ル

+ ケ 干 干 コ ルー (英國 察セラル)我 軍器及軍 ۱ĺ۷ 原因 、キヲ以テ英國トシテハ相當躊躇 .時二法幣二對 ナリ右ハ ŀ 7.蔣行爲 四力蘇 及 丰需 分佛印 聯經由對獨輸 / 英國 25 ‴ノ 抛 品 方ト 緬 ジ輸 コスル ル 棄二 甸 ノミナラス米國 送ニ ï ンテハ ル - 關シ最 態度ヲ明 ŀ 對 1 出制限 ŀ 英及佛ヲシテ相 ヲ閉塞セシム 緬 モ重要ナ 匍 ?確ニシ占領 ノコトヲ考慮シ ラ余リ フ コスへ 利 ル 害關係 ĺ 1 執 キ問 ŀ *ا*ر 拗 英國 ル 抽 並 ここ於ケ 施 題 ヲ 派策ヲ 居 ン 問 影 カ ナ 閉 テ 寒 重 ル 題 ĺV + ĺV 緬 爲 1 F 廖  $\wedge$ ス 丰 齟 涌 ス 甸 + ル 向

閉

塞

ラ外

、 接蔣借款

ノ給與問題モ考慮セラル

丰

處右

現 )

ル

1

Ŧ ス 1

ノナルヘシ援蔣行爲ノ放棄トシテ右

經經 濟 Ľ 一戸制 限 出ヲ緩 和 コスル 等 (詳 細 後出 )英國 ラシ テ

然由 能 追 11/ 港貿易 子 當 成 或 萬 (口) 上海 セシ カ新 船 新 弗 ラ彈壓セシ 启 1] が第二ハ 中 Ť (ジャンク) ノ態度ヲシテ新政權ニ協力セシ 力輸 ij L 屯  $\exists$ 政 「ルコ 府 1] )第四 香港 出超 英國 三對シ政治代表若ハ通 府 L トナリ(コ *ا*ر ル 過ナル事實ヲ看過スル カ實質上 對スル協力事項ト 英國ヲシテ新中 、輸出 ヲ含ム)ヲシテ對米占領 ノ手段ヲ講セシムルコト <u>千</u> ノ點ニ 二百萬弗 把握 關シ全支就 力 -央政府 香 パヲ有ス -シテ考 商代表ヲ ・メ其 港 アラ得 ノ金 1] ル  $\dot{\wedge}$ 結果重 中 地 派 得 F. ス三日 貿易 融政策 輸入ハ ij 海 遣 ル 第三ハ 共同 海 第 ス ヲ 慶 ル 數 對 手 ハ 側 租 コ 控

シモ之ヲ公表スルトカ或 期待スル ガソリ へク(之カ覗ヒ所ナリ)我方トシテハ右ニテ カノ如キ行爲ヲ伴ハスト雖モ充分ニ政 塞 事實 コト無理ナルへ 上 限リ其 武器及軍 ノ他 ク又閉 う ハ 需 ノ物 英國ヨリ 品品 主ト 資ニ 塞 11 實行 付 -シテ ・重慶二之ヲ通告スル 緬甸 テ 治 ヲ 第一 } 徹 的 ラ 満足スへ 底 效果ヲ發 トシ **´ツク**」 的 必 キ 揰 ス 及

實二 問 題ト ż ル ニハ 當ラサ ル

香

英 分 界 1 英

ムト 出來ヌ相談ナルヲ以テ我方及新政府ノ 右 系通貨貿易ヲ含メ無差別待遇ヲ保持スル限リ(我 而シテ右政策ノ樹立及遂行ニ當リ日本及新政府ニ於 爲替管理ヲナサ 及新法幣ノ 前ニテ新中央銀行ノ樹立及新法幣ノ發行ヲナシ又右法幣 シ得ス逆ニ法幣 ヤ軍票ヲ用ヒ之ヲ一般通貨トナサント キ方法ニ依ル軍票放出ノ繼續ハ行詰リノ現狀ニシテ況 方及新政府カ現法幣 ヲ考慮ニ入レ新政 ノ具体案ハ大体別紙甲號 不可 合ナキ 未夕中央政 山 -好マサルトニ拘ラス法幣ノ流通ヲ無視シテ之ヲ樹立 第一 ?能ニ屬スル一方我方ノ財力及物動計畫上從來 t 價值維持、 乃至第三ハ自ラ其 う點 府 + ノ政策定マラサ ノ流通ヲ基礎トシ何レハ之ヲ整備スル 府 [ナク協力ヲ拒否シ得サルモノト考ヘラ 後 jν ジ執ル (出) 英國ヲ主トス ヲ得サル立場ニアリト認メラル ノ流通ヲ有效ニ禁止セントスル 新法幣 ノ如キナルモノナルヘシ) ヘキ政策ノ概要ヲ考フル ア流通促進ノ爲ニハ貿易及 (ノ內容明ナリ第四ニ關シテ ルモ我方及新政 金融 ル スルカ如キ 第三國 經經 **烂濟政** ニ於テン 府 方ニ不 策 ハ ジ立 かテ圓 到 七 \_ ハ 其 建 好 瓦底 如 右 場

> (11) ニテ現ハレ來ルヘキ處少クトモ蒙疆北支ニ レ レ H ナカル ル日支間 積極軍 ハ主トシテ支那ニ於ケル ル 殊ニ法幣 モ ヘシ尚支那以外ノ問題トシテ東洋ニ於ケル ĥ ·備態勢解 ノ緊密ナル合作關係ニ對スル英國 觀測セラル カ惨落ヲ見タル 消 問 .題モ取上クヘキ 國 今日英國 防資源 ノ開發及 協 調 事 性 關シテハ ノ默認 項ナ 利 ۱ 増大シ 崩 ĺ 英 問 形式 關 對 .顕 ス 來

キ對價ヲ考フルニ第一ハ互議互 英國カ前項 ナルヲ以テ別ニ研究スルヲ要ス ノ如キ態度ニ出ツル場合日 惠 問 一本側ト |題ナルモ前述法 ・シテ與フへ

通

一商問題ニ關スル英

ノ對日態度改善

ハ通商交渉

ノ

對

子江 二對スル我カ協力的態度ヲ明 .ノ開放ニシテ右ハ南京迄ニ止ムルコトナク速ニ之ヲ 確二 ス ル コト ナリ第二ハ , 揚

限 地 上流ニ擴張スル ジノ緩 區ニ於ケル 和ナリ第四 排 英運 ヲ要スヘシ第三ハ ハ諸懸案ノ合理 動 ノ禁壓第六ハ 的解決第五 通商ニ對スル . 支那問 題 1 ハ全支占領 各種 直 接 ラ制

關 右 **|係ナキモ對獨貿易ノ適當ナル自制等之ナル** 關 シ第 ヲ除キテハ特ニ説明 の要ナカ iv 丰 處法幣

反對スヘキ理由

問

題

ニ關シカ

カ

ル外交ヲ展開

パスル

結果日本軍

作戦ニ支

易、

郌

政

(策ニ協力セシメ來

ル コ

卜

ナリ

落 + H 防 1 管理ニ依リ 止 雷 i 以 誀 行 (謂宣撫ニ差支ヲ生スヘシト ĺ く得へキ に二件 題 テ物資ニ モ 僧 無難 E 起 値 ) 第三國 ヒ新中央銀行ヲシテ軍票ヲ ラ サ 維持 ナル ラ以 位 グテ新中  $\exists$ ル ル ij 價 對 ク又軍票ノ放出 値付 ク又慾ヲ言 ラ ノ輸入超 F央政. ル アハ容易トナ 物 資 府 2過ヲ阻 -モ思ハ ブ供 ラ財 給 25 政 25 一囘收セ 新 制 レス又貿易及爲替 2) 21 止 限セ 立外貨 节 ij 小 保護セラレ新 軍 -央銀 額 しラレ シメ且 ニテ グノ價 (ブ流 行 足 從 力 アが放 現 强 値 ル 出 地地 山 五 下 7

外ニ 入モ راز 伙 場 相 1 7 本 流 輸入減 支カ外貨地 キ操作ヲナシ得ルモ 於テハ實質上 入量二大減少ヲ來スヘシトモ考ヘラレ 及旣發軍票ヲ對日 別為替管理 モアル 其 シ)軍票ノ價値維持ヲ容易ナラシムル ニ充テシ 於テ直ニ之カ ノ邊ノ操作 ハ苦トスルニ足ラス又在支日本企業  $\wedge$ 丰 帶卜 ンムル ノ結果日本ヨリ カ専門家ノ意見ヲ徴スルニ大體ニ於テ右 新 ナル 政 現物 ハ極メテ専門的事 コトニ依リ(右爲替 一府二 決濟ニ使用スルコトニ依 以上 ラト 化 位依ル ラ急カシム 圓 ・認メラル 軍 ·輸入減退 系通貨貿易時 -費 ノ 二 尙 項 ル 決濟 部負 ノリリア 圓 コ トナ ス 累 屬シ多々 方法 カ遅 代二 擔 涌 ケ ĺ 貨ヲ含ム リ差當リ 輸出手取 對 比シ多少 モ 結 カ如キ 果ト ル 日 1為替: 簡 場 Ė 気無差 得 合二 ナ 如 點 輸 中 ル 決

トナ

カル

ク又中支ニ於ケル

 $\mathbb{H}$ 

1本關

係

諸

企業

ジャ # 以

 $\exists$ 

1]

中支向輸出

品

2)

外貨即チ法幣ヲ

jν

ル  $\mathbb{H}$ 

凡テ法幣ノ收入トナ

ヘキヲ以テ現ニ

軍票ヲ以テ行ヒ

P

ル

需品

)

現

舢

調 ル

辨

21

此等外貨

) / 使用

ル

コ

 $\vdash$ 

場

削

チ法幣

首

對

ススル軍票八○ノ相場ニ支配セラレ

ij

重

平票ノ 軍

放

汨

ハ減少シ得ヘク又日本商

品品

11

軍 依

一票ノ暗

モ之以上ニ急激

ニ騰貴スル

コトモナク從テ感情論以 ヲ以テ中支カ外貨地帶ト

於テ旣ニ相當暴

**派騰シ** 

を居ル

ナ 市 通二

一依リ外

貨貨

孤

2帶トシテ取

扱

2)

ル ル

コ

トト /以テ決濟

ナ

íν

Ĺ

隌

. 7

來

4

íν

7

點

21

/値

重 考慮

心ヲ要

え

ル

重

大

詯

.韻

ナ íı

ル

先ツ中支方

前

情況ヲ考フルニ中

-支カ新舊法幣

軍 運 聯銀券對策トシテハ根 次二北支二於テ聯銀 於テハ 、スヘキ處中支ニ於ケル 同 用 需 ラ見 品品 時 流 支拂 軍費支辨 ルニ 通 ラ認 先立チ急 ニ要スル支出 派メ中 開發事業 -支同様北支ヲ外貨地帶 参カ如何ナルヤ之亦重大問 本的 激 金融 斯 **シ**ヽ 二之カ價値 政 新 寅行 如 策 二軍 + 確立 三困 根本的 票ヲ使 切 難ヲ來シ又內 及之カ 下 改革 用 ラ實行シ法幣 1 ス ナスト 問題ナ 圓 ル 加 滑 コ -共ニ ナル ル フル カ

價値 聯銀 支ヲ通シ聯銀券及軍票ニ共通ノ問題ナルカ其ノ實行  $\exists$ 右 IJ 對シテハ應急策トシテ之カ放出量ヲ制限 -思考セラル)ヲ見ル等ノ惡現象ヲ伴フヘキヲ以 紫 |維持ニ必要ナル物資、 、聯銀券ヲ四片臺トシテ計算サレタル結果ナルニ付 、投資ニ 價値切下ハ殊更物價 對 コスル 利益配當低下(物 外貨ノ供給ヲ圖リ(右ハ北 (ノ暴騰ヲ來スヘキニアラ 價 ź١ 旣 スルー方其 二 騰 グテ聯 貴シ ハ 姑 銀 居 中 Ź

那二 ル 策二移行シ得ルヤウ諸般ノ內部準備ヲ極祕裡ニ進ム スル外交ヲ展開スルカ爲ニモ此ノ際思切ツテ滿洲ニ於ケ ニアラス日本ノ對事變態勢ヲ整へ且前記ノ如キ法幣 軍 振向ケルコト 需計畫ヲ繰延シ之ヨリ吐キ出シ得ル物資及外貨ヲ支 ・ヲ絕對要件トスヘシ)其 ブ間前記 ル 根 Ξ 關 ヲ 本

息ノ手段ニ依リ日一日ト遣繰ヲナス方法ニテ滿足スへ

丰

ノ必要トスル戰時資材ノ確保ヲ爲シ得ルニ於テハ我方カ

右支那問題ヲ中心トスル外交ニ於テ日英カ協調シ得 ル ナスカ如キ ニシテ事此處迄進 於テハ之卽チ支那事變ノ解決ニ大ナル一 へク英國 て措置 ノ態度右 ハ我方ヨリ頼 に展シ得 ノ如ク轉換スルヲ機會ニ重慶ニ對シ :ハ英國カ更ニ重慶ニ屈 マストモ自ラ進 一歩ヲ進 行 ス 服 L 勸 ル ル 二三至 皆ヲ ルニ Ŧ

要スへシ

モノト思考ス

シテ實行スルヲ要スヘク日支カ連絡ナク又ハ 工作ハ汪兆銘ヲ中心トシ有機的組織ノ下ニ日本之ニ協力 工作ハ右見透シカ立ツ迄ハ當分之ヲ抑壓 ヲ要ス)又對英外交ノ他 二於テ種々勝手ナル統制ナキ工作ヲナスコト ノ一面 . タル 通商 關 エスル 係二 日本側 ハ絕對愼ム ヲ要シ又本 於テ日 フミ 本

チ歐洲 此 洲戰爭不介入ノ主義カ場合ニ依リ多少歪メラルルコト アル程度ニ英國ノ主張ヲ容レ其 アルヘキ處支那事變ノ解決上ヨリモ又支那事變解決ニ先 |ノ際出來ル限リノ戰事資材ノ獲得ヲ先ツ重要視スヘキ ノ戰禍カ東洋ニ波及シ來ル場合ニ備フルカ爲ニモ ノ結果トシテ政治的ニ 歐 Ŧ

戦争カ本格化シ更ニ膠着狀態ニ入リ英國 化スルニ至ラサル場合ヲ前提トシ起草シタル 尚本項ハ歐洲戰爭カ大體神經戰 ライン」ニ副フ對英交渉ハ自ラ掛引ヲ異ニシ最小ノ讓 ニ至ル 場合或ハ米カ參戰スル場合等ニ於テハ ノ段階ニアリテ未タ本格 一ノ地位 モノナル 一カ動搖 本 項 ス カ

**對** 

3重慶 相

テハ日

汪兆銘

ヨリ直接間接ニ之ニ働掛ケ而

モ

當

成

浸績ヲ收 本若ハ

メ得ル情勢ニ至ルモノト判斷セラル

### 英国との関係 9

干

亦獨逸

苑

活

を居

レ

1]

貴我何

レ

干

敵

7

英

Î

1]

佛

轉

電アリ

度

本 肋

嵗 F 糞.

尾

ハ

般 +

一英國

力

ビル

マ 同

ル ナ

1

ŀ

港

河

內

5 

度

ケ

羊 1

気持

一於テ 一鬪爭

'n ララ續

ij

1

思考ス然 又ハ

ル

Н

1139

歩ニ 依 1) 大 敀 獲 ヲ 得 ル 可 能 能 性 增 大ス 丰 *ا*ر 勿 論 儀

+

ij

和 15年 5 Ă 30 Ĥ 在英国外 報 当重光大使、
が務大臣より 在米 菌 堀内大使他

宛

1138

四

うクレーギー大使へ谷外務次官提 議につ ú

給や対中借款供与など援蔣政策を放棄するよ

英国政府

はビビ

ル

マ

香

港

ī

I

١

i

による物資供

本 省 5 Ă 30 H 桑

合第 兀 Ŧ 號 極 祕

メラ 題ニ付キテハ大体意見 コ 本官ヨリ 二十八 ŀ L 7 由 日谷次官 Þ ・天津 沭 راز 加 置 問 ク 現 7 題 ク 右 タ 21 ĺ 他 ル 本 71 1 ノ合致ヲ見タル 御記 廣汎 ギ į٠ / 支那 1 憶 7 ĺV ŀ 1 ノコト -大規 -會談 問 題 模 i 處本件交涉 存ス貴方ニ 淮 際次官ヨ 近ム通 戰 鬱 路 一從 開始 7 1] 於 事 ĺν 숮  $\sim$ 當 津 テ 認 居 + 初 蔄

> 入レ 題 第 非 二 レ 本電宛先 戰 足ラス又「ク 行 援 援 百 ル 萬 ス右提 爭 1 スル 提 蔣 蔣 /١ /١ 1 クレ 勃發 十分諒承シ英國側 議 磅 IJ シテ英國 政  $\mathbb{H}$ 政 ŀ 1英關 ジャ輸 極 コ 策 ス 策 脳ト <u>|</u> 議 尤 ヂ ヲ ヲ 爲右 出 繼 英、 ッ ŀ ラ諒! 拁 モ 係 依 ĺ レギ 本 棄 シテ御 致シ度シト 續シ居ル ク 1] 米、 蔣 改 ハ殆ト實 承セラレ Ė ス 物 ĺ 'n 政 ル 善 ヲ *ا*ر 資ヲ供 ŀ /實施シタ ヂ 話ス 右 北 權 コ 25 北京、 ッ 1 到 Ŧ レ今後 對 述へ 於テモ 對シ貴大使 ラ ト 行セラレス最 1  $\wedge$ ) ヲ 底 給シ又借 キ 實現 供 コスル 慎重ニ考慮セラレ 天 í カ客年 此 津 タ -考へ居リ英國 ヲ 與 八七目 物 與 篤ト考慮ス ル 一過キサ 問 、望ナシ仍 南 資 景 -英國 一對シ 款 夕 題 下 補 卽 近迄二 實際 ヲ 大, ル ル旨 一付意見 答ヲ 與 政 給 ・「ク」 21 事 フ 府 21 テ本官 カ之ヲ Ŀ 僅 實 殆 3 求 ル 述 /١ 力 唯 *)* \ コ 海 Þ ナ 蔣 不 ン À コ 十七七 御話 停止 トニ 夕 ĺ |々實 交換ヲ續 1 政 可 1 ル 英國 權 能 言 香 モ 干 ヲ 際 率 港 萬 歐 ラニ 依 セ 陷 次 磅 問 直 カ + 1]

昭 和 15 年 6 月 27  $\mathbf{H}$ 有田英国 務重 光上巨宛 光(電影

# からの英国軍隊撤退などわが方が英国に求めビルマルートによる援蔣物資輸送禁止や上海

付 記 昭和十五年七月三日付、作成局課不記 るところを同国外務次官へ説明について

「援蔣根絕ヲ目的トスル對英申入案」 昭和十五年七月三日付、作成局課不明

ロンドン 6月27日後発

本 省 6月28日後着

第一一一一號

席) ポニ付大要左ノ通リ説明シ置キタリ(「シーモア」次官補同ルニ付大要左ノ通リ説明シ置キタリ(「シーモア」次官補同電第五一一號日本ノ要求ノ內容ニ付忌憚ナキ説明ヲ求メタニ十七日「バ」次官懇談ヲ希望シタルニ付往訪シタルニ貴

度々貴下及「ハ」外相ニ述ヘタル所ナリー、重慶政府ニ對スル物資供給問題ハ實ハ古キ問題ニテ之迄

態度ハ英國ニ於テ實質上多トシ居ルヘキニ付支那戰爭ニ憾トシ居リ右ハ歐洲戰爭開始後日本ノ執リ來レル中立的日本ハ支那問題發生以來英國政府ノ支那援助ノ立場ヲ遺

對シテモ英國

四ハ同様

ノ態度ニ出ツへ

キヲ期待シ居

ïJ

Ź

íν

拘ラス引續キ從來

ノ政策ヲ維持セラレタリ右ハ日本國

女養、『『愛考』、有羊拳にやき 伐過ヲたっけレヲ以テ方+日本ハ東亞ノ地域ニ於テハ平和及秩序ノ維持ヲ以テ根本、日本ノ支那及東亞方面ニ對スル政策ノ根本如何ノ問題民ニ於テ軍人ノミナラス甚タシク不滿トスル所ナリ

へカラス右日本ノ要望ハ頗ル合理的ノモノト思考ス今日 か第二ハ日本ハ重慶政府ニ對シテモ出來得ル丈ケ寛容ノ が第二ハ日本ハ重慶政府ニ對シテモ出來得ル丈ケ寛容ノ に 一段ノ努力ヲ爲ササルへカラス我作戰行動ハ無 ニハ更ニ一段ノ努力ヲ爲ササルへカラス我作戰行動ハ無 ニハ更ニ一段ノ努力ヲ爲ササルへカラス我作戰行動ハ無 ニハ東ニ一段ノ努力ヲ爲ササルへカラス右日本ノ要望ハ頗ル合理的ノモノト思考ス今日 か カラス右日本ノ要望ハ頗ル合理的ノモノト思考ス今日 か カラス右日本ノ要望ハガルの大変が表現がある。

旣二以前二解決シ居リタリシ筈ナリ 那二於テハ英國ハ政治上ノ目的無シト 善ニ付テハ「ハリフアツクス」外相ニ於テ自分ニ對 關係ニ付テ日本側ヨリ要求出テタル次第ナリ日英關係改 題ハ解決シ次ニ今後益々重要トナルヘキ緬甸道路等英國 ニハ更ニ一段ノ努力ヲ爲ササルヘカラス我作戰行動 キ以上本件 モ大イニ了解スル所アリタル次第ナルカ政治 ニ至リ佛國政府ハ始メテ目覺メ漸ク印度支那ニ付テ本問 論ナルモ第一重慶政府ノ得居ル物資ノ供給路ヲ斷タサル 行動ヲ續行スルニ付日本ハ之ヲシテ理性ニ還ラシムル爲 ヘカラス右日本ノ要望ハ頗ル合理的 ブ如キ問 題モ餘リ 困 難ニハ アラサル ノ言明以來日本側 Ŀ ノ目的 、 ク 實 シ支

情ヲ去リ政治上ノ問 可 + 重 シト考フ英國モ軍 策ニ反スルモノナリ支那 元 'ナリ支那問題ニ關シテハ從來ノ「ミストラスト」 元來支那ニ於テ交戰國ノ軍隊カ對峙 íν 海 でモ其 ・ヲ置 軍 下隊撤 |クト思考ス本件モ ノ儘トナリ 退問 下隊 題 伊 『題ニ付テハ日本ヲ信賴スル 71 27 他 國 重キ [ノ參戦 ニル要ナル ノ治安ニ對シテ マヲ置 亦歐洲開戰當初起リ 旦クヤ 一際シ ||スル  $\tilde{\wedge}$ ŀ ク此 ・再ヒ持 - ノ質問 ハ日本ヲ信 ハ 平 ノ際支那 -靜維持 出 一對シテ タル ノ外 サ Ĺ ノ Ξ 涂 賴 夕 問 置 感 政 無 ĺ 題 シ

Ħ ノ要ナカル 本ノ內政問題 黨樹立 蕳 題 阈 政 强 **温硬遂行** ジ爲

四日

兩年

來

一黨樹立

一ノ問

題アリシカ今囘漸

戸機熟シ近

衞

公

編

論アリ H 涌 罵 ラ見ル模様 リト思考スル ,特二佛國 プ降伏 ナリ對外關係ニ至リテ モ其ノ態様ニ至リテハ國 ハ甚大ノ影響ヲ 國 21 論 根本方針 丙ニ 與 一種 へ現 Þ 前 政 1 議 府 沭

點 テ今日尚交渉セサ ル 人 コ 親英佛トシテ攻撃セラレ苦境ニ立ツニ至レ 1 日本側 重慶援 カ重要要素ナリト考へタルカ歐洲 支那問題 助 の政策ヲ變更セス物資供 ルへ 、カラサル狀況ナリト云フニ在 解決ニ付テハ英米等 給 戦後 ノ如 半 1) 問 理 年 非 題 一ノ今日 解 難 ij = ヲ É 付 得 要

> 定ノ 本 'n 方針 何 ï 日 國卜 ij 、必要ナルコト -モ良好 ブ關 <u>ر</u> 係 飽迄遂行セサ 三在 ルヲ希 望ス jν ラ得サ ル 七 東亞 jν 立

場ニ在

尙會談 的 英國政府 供スヘシトノコトナリシニ付本使ハ 第二アラス英國政府 リニシテ英國側ニ種々ノ困難アルモ 三且 ノ終ニ於テ英國政策トシテハ未タ方針 「タクトフル」 困 難ト スルモノニアラサル ノ支那問 ニ解決セラルルコト可然ク(脱?) 題二 對 本問 御 コスル 說明 ヘキニ付 題 立 ハ 場 ラ決 如 大イニ參考ニ 御 極メテ實際 丰 デシ 居 ハ左シテ 承 知 ル 通 次

望 エスト述 、置ケリ

注 光大使宛電報第五一一号は、 昭 和 十五年六月二十五 一日発有田外務大臣より在英国 本書第906文書

重

付 記

Ĺ

援蔣 視 絕 ルヲ目 的 1 ż ル對英申入案

韶 和

香港ニ關シテ要求スヘキ事 マ、 ル ŀ 閉 塞申 項 入 貫徹

ビ

ル

(1)我方ノ指定スル重慶側機關 ノ閉鎖及重慶要人ノ追 放

重慶側機關乃至要人ヲ一切香港ヨリ閉メ出サント (香港ト重慶トノ交通ヲ禁止セントスルモノニ非ス又 ż

ントスルモノナリ隨テ特ニ「我方ノ指定スル」モノト モノニ非ス對重慶工作上必要ナル限度ニ於テハ利用 +

ナセル次第ナリ

(口) )反日「デマ」及言論竝結社 ノ徹底的取 締締

新中央政府的言論放送或ハ政治運動等ヲ徹底的ニ取締 (漢字紙タルト外字紙タルトヲ問ハス反日本的 或 <u>ハ</u> 反

ラシムルニアリ

ハ武器軍需品ノ未占領地向輸送禁止及是カ有效ナル監視 (外國側ヨリ重慶ニ送付セラルル武器彈藥其 、抗戰力ヲ維持增進スル物資ニシテ香港ヲ中繼トシ寧 ブ他 重 一慶

少ナカラス殊ニ佛印及「ビルマ」ノ「ルート」 ヲ遮斷

福州或ハ廣州灣等未占領地域ニ輸送セラルル

ノモノ

波

認メラルルニ依リ曩ニ佛印及「ビルマ、 セラレタル後ニ於テハ此種輸送ハ益 一關シ申入レ レタル 1 同 様 ノ物資ニ關シ未占領地向輸送 一々増加スル ル ï ŀ 七 遮斷 ラト

ヲ禁止セシメントスルモノナリ

、上海ニ關シテ要求スヘキ事

(八工部局參事會員及職員ノ援蔣態度變更

ルモ是ト對應シテ東京及現地ニ於テ直接英國側 (主トシテ工部局ニ對シ現地ニ於テ要求スへ 、キ事

側

面 F

項

的要求ヲナス要アリ

(口) 撤 兵

際シ再度撤兵ノ勸告ヲナシ居ル處此ノ際改メテ英國 (本件ニ關シテハ曩ニ歐洲戰勃發當時及伊太利參戰

囘答ヲ督促シツツ本件ヲ促進セシメントスルモノナ

IJ

ハ武器軍需品ノ未占領地向輸送禁止及是カ有效ナル監 溫州等各地 へ 上 視

(香港ニ於ケルト同樣上海ヨリ寧波)

禁止セシメントスルモノナリ

海ヲ中繼トシ武器軍需品等、

送リ込マレ居ルニ付之ヲ

四、援蔣的經濟行爲ノ根絕及援蔣ノ結果トナルヘキ經濟行爲

(イ) 對蔣 「クレヂット」 ノ取消

調整

(口) 從來ヨリ ノ支那側 1 ノ幣制等 7二關 スル

協力內容ヲ我

二明示シ今後ノ運用

ニ關シ援蔣トナラサ

jί

カ如キ措置

英国との関係 9

求スルコト可然シ

開始シ差支ナキモ豫メ英國ニ對シ之ヲ承服

スルコトト

-スルコト

岢

'然シ右ハ我方ノー

一方的

通告ヲ以テ

ス

ル

コ

1

ヲ 灾

7

リリ其

緬甸公路

ノ問題ナル

力

何分ニモ

支那

鬚

ス

ル

(11) H |本占領 地 域  $\exists$ 1] ノ輸出ニ 位 リ取得スル外貨 ラ 使途管

濜

冊スル

コ

卜

珊

占領地 濟行爲カ結果ニ於テ援蔣トナラサル様措 前 本 1 項 ースル 域 ĺ 、モー案ナル ノ民生安定ノ爲ニ英國側 的 主トシテ通貨政策ニ對 ヘキカ差當リ英國側ニ 協力ヲ要請 スル協力ニシ 置 一於テ其 ロスル コ ス 1 ル 經 7 建

要求シ前記協力ニ至ラシムルコト 亩 然

佛印及支那沿岸ニ於ケル英船ニ對スル交戰權

主

痮

Ħ.

支那 品 1 シ)ヲ區別シ後者ハ支那ノ特許ヲ得テ支那沿岸ヲ航 (遠洋航海船 別シ先ツ後者ニ對 -雖モ支那籍 ノ内國貿易ニ從事スル (米國船少ナカラス)ト沿岸航海船 船 準スルモ スル臨檢 ノト云ヒ得 モノナルヲ以テ外國籍 搜查、 拿捕 ヘク遠洋航海 ジを權 (英國 利 ガヲ行使 船 船多 船 チ 海 ij 1 3

1140 昭和

15年7月 4  $\exists$ 有田外務大臣宛在英国重光大使 (電報)

上海撤兵問題に関し意見交換につい 変化はないと表明しビルマル 英国外務次官が日英関係改善を求める姿勢に Ī ト封鎖問題

ロンド 本 省 ン 7 月5日 月 H

7

4

第 一一六五號 (館長符號扱

往電第一一六四號ノ會談ノ終リニ「バ」

次官

化ナク東亞方面ニ於ケル日本ノ地位ヲ了解シ何等援 英國 *)* \ 辭セサル意嚮ニシテ支那ニ於ケル平和秩序 固 ヨリ |八日本トノ關係ヲ成ルヘク改善セントスル 異存ナク尚又日本ノ要望セラルル 原料品 囘 政 復 策 問 對 助 題 ジシテ ヲ T Ŧ 變

了解シツツ進メ得ル問題ナリ英國ニ於テモ亦 出 來得 ル 限リ希望ニ副ヒタキ意嚮ニシテ右 11 困 日 難 本 チ ル 相 問 互. 題

コミツトメント」 難 -ヲ得 アリ是等 レハ幸ナリ實ハ 諸 點ニ付 ヲ 正 面 東京ニ 「クレーギ ヨリ 破 於 ル テ胸 コ į 1 襟 ニ對シテ *7* \ ヲ 崩 出 [來難 丰 テ語 'n + 爲 1) 兹 合 兩

J 木

中ニ囘訓ヲ要シ今日ノ閣議ニ諮ル手筈ニテ種々顧慮中ナリ

1

/話アリ

本使ハ 本 二且實際的ニ餘リ形式ニ拘泥セサル遣方モアルヘク之迄 シテ英國ノ「コミツトメント」ハ左ルコト乍ラ實ハ自 側 アル譯ナリ何レニシテモ實際上日本側ノ希望ニ 、ラレ ()了解ニ入レ而シテ今囘 中立ノ立場ヲ採リツツ自發的ニ便宜ヲ計リタル事 タル英國 日本側 要 汞 一ノクジ的對日態度ハ充分ニ東京ニ於テ日 ノ合理性 ノ案件ハ解決ニ資セラレ ハ 極メテ明 瞭 Ì コト 應セラレ ÷ ĺ 夕 七 一發的 例 ク 右 互 干  $\exists$ 補 本 沭

本 コトニ 快ナルコトナキ様特ニ注意ヲ爲シ置ク手筈ニテ尙此 シテ改善シタリト言ヒ又英國內居住日本人ノ不便又ハ不愉 タリ尙 「バ」次官ハ上海 、タルニ付然リ固ヨリ之モ實現スヘキー事ナリト答 Ė 會 關 「バ」次官ハ新聞記事ニ言及シ情報省其 |シ御希望アラハ申出ラレタシト||三ヒタリ 談 21 單二私的 ノ撤 浜ハ É 日本側ニ好感ヲ與フヘキ + ij ト特ニ 斷 可居タリ 分他 P 三 訓 置 ŀ 種 令 丰 沭

リラ

,解ヲ以テ處理スル

、コトヲ希望セサ

jν

ラ得スト述

置

4

冒

頭

往電

ト共二米へ轉電セリ

態度ニ出テタル次第ナリ然シ

緬甸問題等

ハ

要ス

ル

部

昭和15年9月27日 松岡外務大臣宛(電報)

1141

に説明し中国問題をめぐる日英関係に関し意仏印問題に関するわが方立場を英国外務次官

見交換について

本 口

省シ

9 9

月 28 日前着 発

ン

ĸ

第一六二〇號

二十五日「バ」 一、先方ハ前囘 テモ出 タル 仍テ本使ハ英國政府カ對日懸案 ヲ攻撃シ政府モ之ニ耳ヲ傾 クヤ疑問ニシテ其 鎖二迄及ヒタルカ來月十八日迄 重キヲ置キテ對日關係ヲ處理シ經濟上ノ日 問 態度 題ニ言及シ「ハ」 一來ル丈ケ之ニ應シツツアリ ハ之ヲ多トセサルニアラス尤モ ノ談話ヲ繰返シ英國 次官ト プ間 ノ會談 外 種 相 々 ジケサル 問題 困 般 ノ或ル 難 ノ期限內 側 問 起リ 最 T ヲ得スト 題 71 ル 近ニハ 日 要領 輿論 本ト Ŧ 立 ノニ  $\exists$ 場 37対述 テ 緬 本 本 關 一份印 般問 甸道 -ノ 需 關係改善 側 政 シテ執 E 府 題片 同樣 度支那 路 要ニ付 夕 處 ij 閉 ij 置 附

1982

9 英国との関係

小

邷

ノ要求

圍

ノコト

ニ外ナラス重慶以外

21

國二

對 度

敵 ノ範

意ア

ル 內

政策

ニアラサ

ίν

7

阴

n

パナリ

干

Н

本

承認 テモ

居

ル 相手國

1

ノ交渉ヲ

以

テ妥結 1

シタ

ル

次 而 何

英國 又日 來リ 1  $\mathbb{H}$ H 本ニ對 タル 本 本 コトニシテ渦 作側 對シテモ ·ヲ從來罪 コシテ好 對 É 米 人扱ニシテカニ依リ ノ根本的改 派國ニ 是去十 意 本 ヲ表シタル 側 车 對シテモ 好 善 感ヲ期待 百 ラ期待シ ル 友情 獨伊 對  $\widetilde{\mathsf{H}}$ 壓迫 側 F 政 ス 得サ 欲 策 ル 好 政 ラ 21 ス /清算 ルヘ 感ヲ持ツモ 無 策ヲ事實 ル 理 干 之等 ク日 ナラ 7 + Ź 執 本 ル F 阈 1] 以

不條

理

聞

ユ

前

モ英國モ米國モ佛國

ア植

民

地

付

テ

自

爲 ス 間 ÉП 發表セラレ當地ニ於テ之ニ ル · 度支那問題ニ 旣 ニ對シ從來佛國 種 ニ解決ヲ見居 一付 イシス」 デ 'n ハ之ニ反對シ印 最近 ij トセシ次第ナル ・日本カ支那 附 H 加スへ 1佛交涉 i 度 支那 キコトナ く秩序 狀 Ŧ 況 今 ヲ ヲ 21 ノク日 東京 重 间 卣 此 廖 復 後接 とせ 佛 點 於 助 ン 兩 國

然ニアラスヤ

經濟  $\text{Ell}^{(2)}$ 改 é 崩 問題 )支那 一付日 「復シ大國 外ハ が問題 |本側ニ滿足ヲ與 右 1 當然起 通 テ リニシテ要ス 、經濟活動ヲ維 ル ハヘシ次第ナ キ 日本ト ルニ 持 セ 日 間 本カ支那 一懸案ナ Ĭ Ż ル ij 秩 最

> シテ曖 發表セ 第 ナ ij ラレ 昧 Ħ ナ 本 ĺ 居 ルリ 佛 現 狀 國二 之ニ 維 對シ領 持 ナ 對シテ英國 ル 要 土 求 保全 ヲ提 米國 出 ヲ セ ラ 1 障 共ニ ル 夕 ル H ル 本ニ 極 コ ーメテ 1 對 干

分ノ手 英國 屆 味方ナリヤ敵ナリヤ將又中立 ク 限 IJ *7* \ 勝 手ニ 處理シ居 ル 一國ナ 力 加 ij + ヤト 處 問 體 佛 夕 威

シ居レ ニービー ij シー 卜答へ ・タル 政 府 カ更ニ英國 ハ事實上獨逸 *)* \ \_ ド ノ支配下ニ ゴ ル 在 ヲ ij 利 Ĺ 用 判

ル

シテ自 佛 / 靜謐 國 艦 隊 ヲ守ラサ 由 佛 1 -戰鬪 國 プノ名 ĺ シタ ラ下ニ  $\wedge$ 、カラサ ĺV コ 一佛植  $\vdash$ ル ヲ コト 指 民 摘 地 j ヲ É 述 押 本 置 居 żΝ 丰 飽 V ・タリ 迄印 1] 最 度支那 近ニモ ーバ

ル次第 ヲ 述 タ ij

支那

ハ

其

ブ地

理 1

的 ル

係 問

ヨリ 題二

英國

側

於

テ極

メテ重

次官

ダ

力

付

デ事

情

ラ詳

細

明シ

· 份印

庤

本官ヨリ 相 ル 1] 巴 ŕ 復 容 Ŧ ŀ セ -質問 计 + ij ル 1 É 深澤ニア ż 本 - 答 シタ ル / 對支政 二在 ル /ラサ 夕 際 ル ル 「バ」 次第ナ 策ハ ル 力本官ヨリ 、要ス 次官 ク英國 íν 力 ル 21 英國 英國 二支那 |モ東亞及世 右 21 何等 對 Á 支政 平 Ħ 由 支那 界 本 和 及 策 事 政策 ヲ欲 秩序 何 ヲ

變化 重 憲 函 ラ考慮ニ 以府ヲ守立テ之ヲ利用シテ米國ト 一容 ī ル ノ要アリ 自 由支那 一共ニ Ì 囘 一更ニ東亞 復ヲ名ト ブ不 ・シテ

Н 安ヲ増スカ如 苯 指導ニ從ヒ秩序囘復ニ協力セラレ且 一十政 政策ニ 出 I ツ ル コトナク東亞 |權益 ノコトハ 一ノ擁 大體 護 干

主 重 テ 憲 |義ニ實際適合スル次第ニアラスヤ自分ハ過去ノ日 ラ 如何之カ英帝 / 通スル ハヨリ 阈 ・モ東京ヲ經テ實(行)スル様措 ノ爲ニ利益ニシテ又米國 ラ主 置 張 セ 英 ラ ス עונ

1142

昭和

15

年

11

月

20

 $\exists$ 

松岡外務大臣宛在英国重光大使

電報

化ニ應スル ノ用意ハ アル次第ナリト答へタリ

對シ英國モ必スシモ行懸ニ捉 歷史的關係二顧三切二此

ハ

ルルル

、譯ニアラス事態ノ

ノ點ヲ勸說シタシト述ヘタル

二、更ニ「バ」次官ハ日獨關係ニ付テ非常ニ注意ヲ拂ヒ居 態度ヲ示シ居タル カ本官ハ之ニ付テモ新聞宣傳以外ニ 承 ル

之ヲ以 米合體政策 持シ來レ 知スル所ナキモ日 グテ日 ル 1本壓迫 ルコト /١ 、歐洲 戦争 、之迄發表セラレ居ル通リナリ最近 ノ具 日本ハ歐洲戰爭ニハ不介入ノ根本方針 ハトス 、關スル ル 力 が如キ 限リ 態度及宣傳 ハ了解出 一來ル ハ 何等好 七 恰 1 英 干 ヺ

> 行 フ次第ナリ ŕ 述 置 キタ

米  $\wedge$ 轉 電 セ

獨 伊 轤 電 アリ

### ビ ル マ ルー ŀ ·再開 後における英国の対中態 度

に関し英国外務次官と意見交換につい ロンドン 11 月 20

本 省 11 月22日前

後

発

往電第一六七 第 八三九號 極 一號 祕 關

一、其ノ後英國政府ノ / 序ニ行 *7* \ レ レタル 、態度方針ハ引續キ冷靜 バ 次官ト 應 酬 ナル 英 阈 カ敷 側 態度 次要談 觀

測 ノ資料トシテ要領左 ブ通

テ

夕

1

二、十一月二日會話 來 說 ジノ重 ニアリ 本使ヨリ **上慶援助** 夕 英國 ル 通 態度ヲ改メタル觀アリ リ支那ニ於テ平 緬甸道路閉鎖 際緬甸問 題 付 和 ノ 際 ヲ欲 先方ヨリ ハ Ź ラ ス ーチ ル 1 ヤー カ其 話 コ 出 1 チ ノ後英國 ・ニテ從 ル ĺ 演

1]

如

衏

ナ ĺ

國

1 ル ÷

友情

ピヲ欲

ル

モ他方東亞

於 一說明

íν

青

往 涌

結果ヲ齎ラササ

、ク日本

旣

二度

人々明

瞭

セ

ル

者トシテ遂行スヘキコト

*)*\

他國 Ž 六

ノ態度如

何

拘ラス之ヲ

重

憲

和

解ス ル

ル

力

が如キ事

態 /١

/١

英國二於テモ歡

断迎セ

為ニ

取

丰

措

滘

例

單

十二議

論ト

シ

テ述

フレ

ル

ルニア

ノリ右

日本ト

- 支那

ハ

/素ヨリ

關

係 和

國

全部

H

本

ノ對支政策

根本ハ

支那二平

上秩序

ŀ

世

界平和

ニ資スへ

キ

・ヲ信スル

ルモノナ

ij

É

本

此 利 付然ラハ自由

ナル

モ

解釋ニハ

相

當

餘

地

・タル支那 -質問セルニ

21

自由 支那

1

謂フヲ得サルヘシト

ノコト

1

次官

白 付

苗 本使ヨ

佛國

1

謂

 $\sim$ 

ル

力

如

ク

重慶

逐蔣政

權 ド

ラ

指

Ź ゴ

モ

1

ル

ウナリ 筋 トル述 -考へ ラ タ ĺ ル 要 ニ主義トシテハ異論無シト え ル 東亞 ノ平 靜 化 英國 趣旨 反對 ラ以

衝

突

シ

極力避ケタキニ付御指

示

ノ點

ラ充分參考資料

「ハ必スシモ然ラス但シ征服 一慶ヲ壓迫シテ日 ノコトナリ ハ今日變リ · ヲ 囘 ナリ ノナリ チヤ ラ ア だセシ 益 ノ É 無キ シニ |本 ĺ 1 ."復 ル セ 將 バ 南 ナ ラ É 箽 無 京 的 ス 米國 米間 蘇聯邦 或 策ナル 更ニ十 助ニ悪影響アル 有力ナル素因ト 本ニ反撃セシメ日支紛争ヲ繼續セシ 1 L ノミナラス日本ヲシテ愈英國 ス "ナル 極メテ短見ニシテ單ニ英國 此ノ方向ニ少ク共努力シ來リ ノ趣旨ヲ報シ 本ヲ英米ニ 「パクト」 外交記 ニ生セシ ノ太平洋 外交記事 力英國 カ如 ノ支那 五  $\exists$ 者 ク報シ居ル處元來支那時 〉紛爭 後急二此 仕 二二於 援 モ ノ對支態度ハ ナル 如 助 向 觀 口 自 シト述へ かケル ノ種ヲ刈 何ニモ英國有力筋 25 クル爲日支紛爭 察 } 分モ ト共ニ米國 引 往 Ż ル監視 續キ行ハレ支那 ノ方針ノ變更セラレ 電第 注 伯 將 取 意セリ タルニ ヲ益 林 來 [ヲ敵視セシ ル 八三 訪 ラタル 支那攪亂 Ħ 々大ナラシ 問 英國 英關 キ 「バ」 態度二反 ノ終結ヲ希 及會 一秋ナル 所ナル が八重 启 4 號 係 ル 側 ノ解 ノ抗 次官  $\stackrel{\smile}{=}$ 談 4 一慶ヲシテ益 21 ノ大局 コ 一映ス ニモ ルコトト 1 固 責任者ト タリトセ  $\sim$ 決 依 戰 直 望シ居 際 丰  $\exists$ 力 ハ 英國 日本ト 坐折 右 ラ決ス ・ヲ以 1] 拘ラス 二對 ク右 獨逸 夕  $\mathbf{H}$ タイ 英援 ナ ナ テ互 本 1 ル セ 右 ル iv ル 英 政  $\mathbb{H}$ ス Ŧ *)* \ L

平和

ヲ締結セシム

ル

ノ態度ヲ執

iv

能

*ا*ر

スト

「リ自由支那トシテハ恰モ

·欲スルモノナ

アルニ付

2無理ニ重

次官 シ但シ

英國カ支那ニ

於テ平和ヲ欲スル

コト

文英國

力從來

立

一場ヨリ自由支那

(「フリ

ル

Ü

前

ノ政

策 和

行

バ

ル

ル

次第ナリヤト

質問シタ

ルニ

對

支政

策

加

何

デ

ル

モ

ノナリヤ今日ニ

於

テ

痙

Ď

支

那

デ

ハ平

:ヲ欲セス飽迄支那ヲシテ日本ニ反抗

### シテ考慮スヘシト -挨拶 とせ

끄 茈. |內部ニ於テモ日本ト ノ關係ヲ憂慮シ政府 一措置 三不

滿 ラ表スル者鮮カラス政府部内ニ於テハ保守黨方面

面 ンケー」「ロードロイド」(「チヤーチル」 「ベビン」等ヲ急先鋒トシ濠洲代表「ブルース」 直系) 勞働 モ 有

力ナル支持者ナリ

伊 對シ鮮カラス焦慮ノ模様ニシテ其ノ對日 最近英國側ハ 光 7 連ヌル太平洋ヨリ北海ニ亘ル 、獨逸ヲ中心トスル外交活動ニ注目シ日 反英連 政策 衡 21 幾多一 亓 能 性 蘇 般 猫

(--)

重

一慶英國大使館構內ニハ

日本軍

ノ爆彈多數落下シ相當

破

方ニ於テモ之カ助長ニ努メツツアリ 、感情論ニ拘ラス現實的ニ考慮セント ス ル 傾向 ニアリ 當

米へ轉電セリ

米ヨリ獨伊 轉 電アリタシ

編 注 本書第959文書

昭 和 16年3月 18 Ħ 近衛臨時外務大臣事務管理宛在中国本多大使より (電報

1143

### 重 一慶空爆の被害状況、 重慶政権の抗戦意識

### 中 国 |問題をめぐる英国の対日態度などに関

## る在中国英国大使の内話につい 7

本 南 省 京 3 月 月 18 18 日夜 H 後 着 発

3

第一 五. 七 號

最近重慶ヨリ來滬セル 英國大使カナ 五 H 王 海 ニテ日高參事

官ニ語 レル要旨左 通 1]

壞 使ノ住宅ニモ爆彈落下シ損害アリ セラレー 部ヲ修繕ノ上 |使用シ居レリ其ノ附近ニアル (樹木二當リテ炸裂シ 大

爲二一同命拾ヒセリ)

「重慶側 シテ取扱ハレ之ト妥協スル事ハ思モ寄ラサ ノ抗戦意識ハ相變ラス强烈ニシテ汪精 ル有 衞 11 樣 奸漢, ナ

ルニ對シ大使ハ自分トシテハ汪 (日高ヨリ國民政府及帝國側 ノ態度及決意ニ ノ救國濟民 / 誠意ハ 關 )說明 疑

to 1]

スト述フ

三國共ノ關係ハ結局大事ニ至ラスシテ解決スル ル タルニ大使ハ敢テ否定セス 日 高 ヨリ常二蔣 ノ譲 歩ニ依 ij 落 語者ス ル 非 E スヤト流 ノト 崽

([][])<sup>(2)</sup> Ħ 至レリ(日高ヨリ事變以來英米ノ對日態度ハ 本ノ 、樞軸參加ノ爲英國ノ對日平和工作 :モ施ス餘 H 本 地 ナ

羊

論 軸参加ヲ見タル主要原因ニシテ此ノ點ニ付テハ 致ス又先頃來ノ英國ノ大々的新聞宣傳政策  $\exists$ 介日 本 本 輿

1] Ĺ 言 (ヘルニ對シ)英國ハ決シテ日本ニ對シ攻擊的

-和的意圖ヲ曲解セル惡意的ノモノニシテ極メテ遺

優快ナ

平

**圖ヲ有セス唯萬一ニ備フルノミナリ** 

英支軍事同盟トカ支那ノ緬甸出兵トカ

ノ報道

ハ事實無

褪

田英國政府ハ對獨伊戰ニ沒頭シ極東ニ對スル關心簿ラキ 夕

ニシテ自分ハ重慶ニテ支那側ト何等取極ニモ署名セル

(六松岡大臣ハ蘇聯側トモ了解ヲ遂ケントサルルモノナリヤ ルニ對シ米國 ||ノ關心 ハ最近頓ニ深キヲ 加 來レ

トテ相當ノ關心ヲ示セ

上 尚同大使ハ二十八日上海發重慶ニ赴ク由 海 北京、 香港 へ轉電セリ ナリ

1987